

先導的な省エネ住宅・建築物に対する支援事業説明会 補助資料

目次

1. 住宅・建築物に関する 省エネ・省CO2 施策の動向
2. 平成 24 年度 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業の内容についての情報提供【非住宅用】
3. 平成 24 年度 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業の内容についての情報提供【住宅用】

独立行政法人 建築研究所

一般社団法人 日本サステナブル建築協会

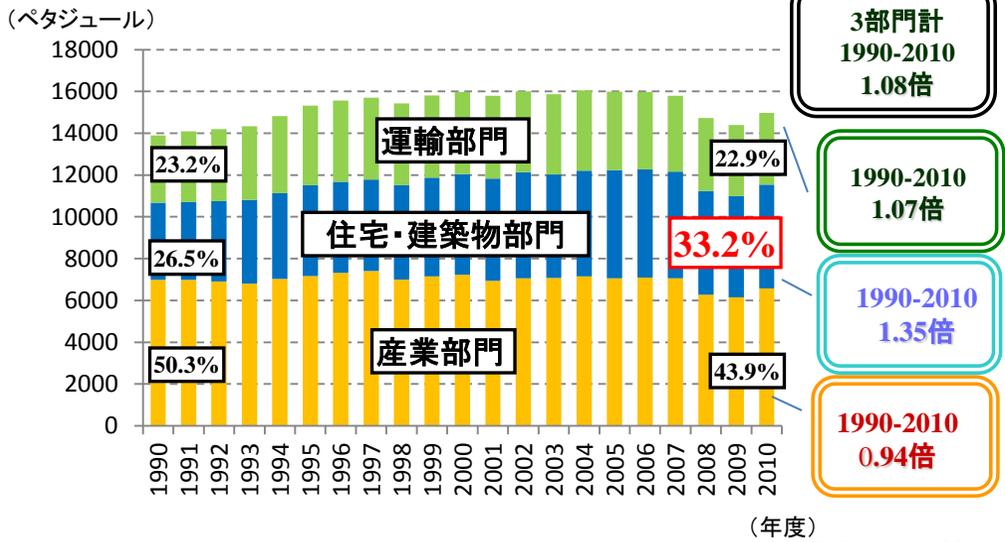
住宅・建築物に関する 省エネ・省CO2施策の動向

国土交通省 住宅局 住宅生産課
平成25年 2月

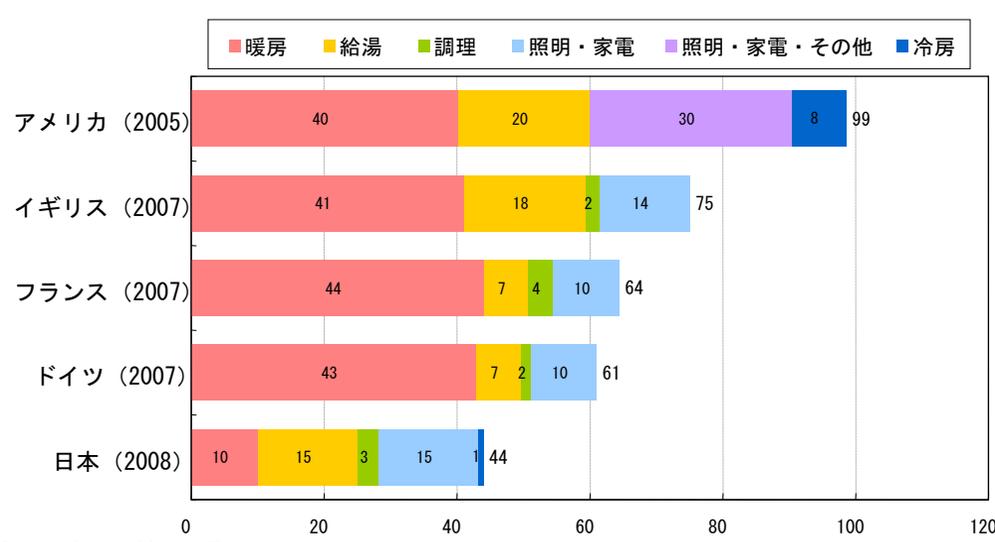
住宅・建築物に係るエネルギー消費及び省エネ基準適合率の状況

- 我が国において、住宅・建築物部門は全エネルギー消費の3割以上を占め、産業、運輸部門に比べて過去20年の増加が著しいため、省エネ対策の強化が求められている。
- 我が国は欧米諸国と比べ、エネルギー消費量において暖房の割合が小さく、給湯や照明・家電の割合が大きい。
- 省エネ基準適合率は、非住宅については約9割、住宅についてはエコポイントの効果により約5割に上昇。

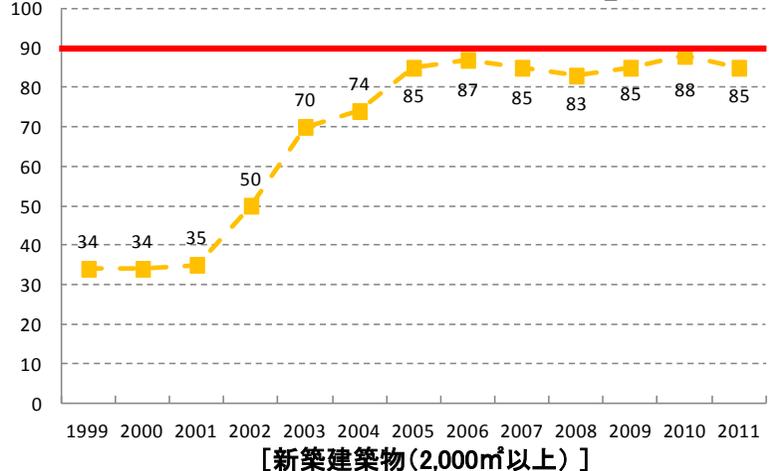
【最終エネルギー消費の推移】



【世帯当たりエネルギー消費量(GJ/世帯・年)】



【省エネ基準適合率の推移】



平成21(2009)年12月より住宅エコポイント開始

住宅・建築物の省エネ対策の推進

1. 目標

2020(平成32)年までに新築住宅・建築物の省エネルギー基準への適合を段階的に義務化

→ 日本再生戦略、革新的エネルギー・環境戦略に位置づけ

2. 現状

①省エネルギー基準への適合状況

新築建築物(2,000㎡以上)： 約90%
 新築住宅： 約50%



住宅エコポイントの効果により、適合率約10～20%から上昇

②省エネルギー基準への適合義務化へ向けた工程表を公表(2012年7月)

<「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」(国交省、経産省、環境省:2010年6月～2012年4月)>

【義務化の実現に向けた課題】

- ・ 住宅・建築物における規制の必要性和根拠の明示
- ・ 他部門や諸外国の規制とのバランス
- ・ 中小工務店・大工への十分な配慮
- ・ 伝統的な木造住宅に関する検討 等

3. 取組状況

①基準の見直し・策定

(ア)省エネ法に基づく省エネルギー基準の見直し

- ・ 住宅・建築物の断熱性能、設備性能を個別に評価する方法から、断熱性能や設備性能、再生可能エネルギーを含めて総合的に評価する方法への見直し。
- ・ 2省(国交省・経産省)の合同審議会にて検討。
- ・ 建築物:平成25年4月1日施行(経過措置1年とし、平成26年4月1日より完全移行)
 住宅:平成25年10月1日施行(経過措置1年6カ月とし、平成27年4月より完全移行)

(イ)都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定基準の策定

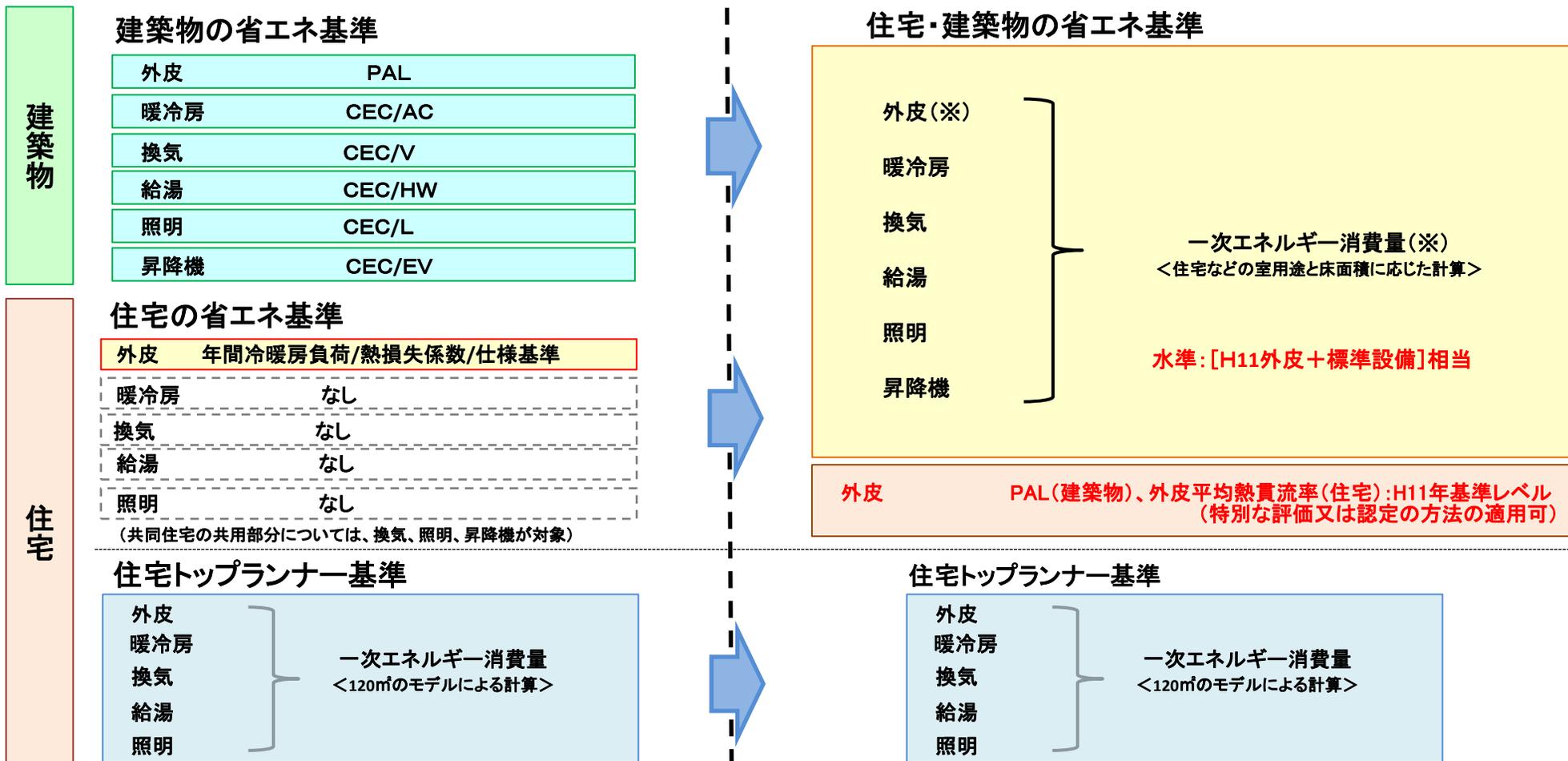
- ・ 認定基準は、省エネ法の省エネルギー基準よりエネルギー消費量が10%以上削減されるレベル。
- ・ 認定基準の策定に当たっては、3省(国交省・経産省・環境省)の合同審議会にて検討。
- ・ 12月4日に施行。低炭素建築物の認定制度の運用を開始。

②住宅・建築物の省エネルギー化のための支援措置

- ・ 住宅・建築物の省エネルギー化を促進するため、補助事業、税制上の特例措置により支援。

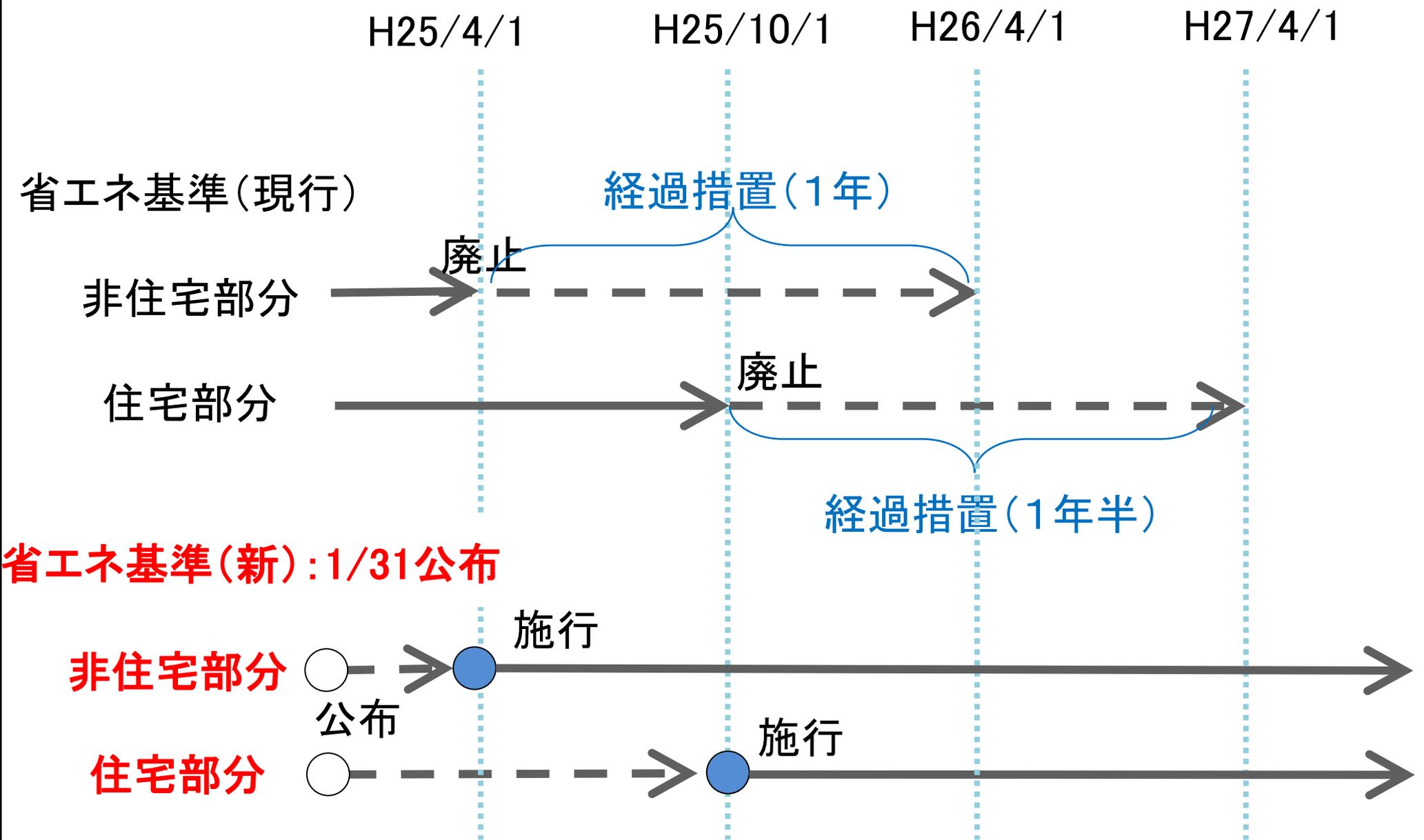
省エネ法に基づく省エネルギー基準の見直しの概要

- 外皮の断熱性と個別設備ごとの性能をそれぞれ別々に評価する住宅・建築物の省エネ基準を、一次エネルギー消費量を指標として建物全体の省エネ性能を評価する基準に一本化。
- 住宅も含む室用途や床面積に応じ、適切に省エネ性能を評価できるよう計算方法を設定。
- 住宅及び建築物について、外皮基準(H11年レベル)を満たすことを原則とする。
- 住宅トップランナー基準は、目標年度が平成25年度であることから、原則として現行の基準を維持する。



※ 指標の統一に合わせ、従来異なっていた地域区分やコンクリート等建築材料の物性値等の省エネ性能の算定上の違いを住宅に統一する。

施行スケジュール



省エネルギー基準等に関する今後の主な取り組み

省エネ基準に関する取り組み

- 省エネ基準に適合する外皮・設備の仕様例の情報提供【住宅】
- ポイント法に代わる簡易評価方法【非住宅】
- PAL(年間熱負荷係数)に代わる外皮の評価方法【非住宅】

省エネ基準改正を踏まえた他制度の取り組み

- 省エネ基準の改正を踏まえた住宅性能表示基準や長期優良住宅認定基準の見直し

都市の低炭素化の促進に関する法律の概要

平成24年12月4日施行

背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

法律の概要

●基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）

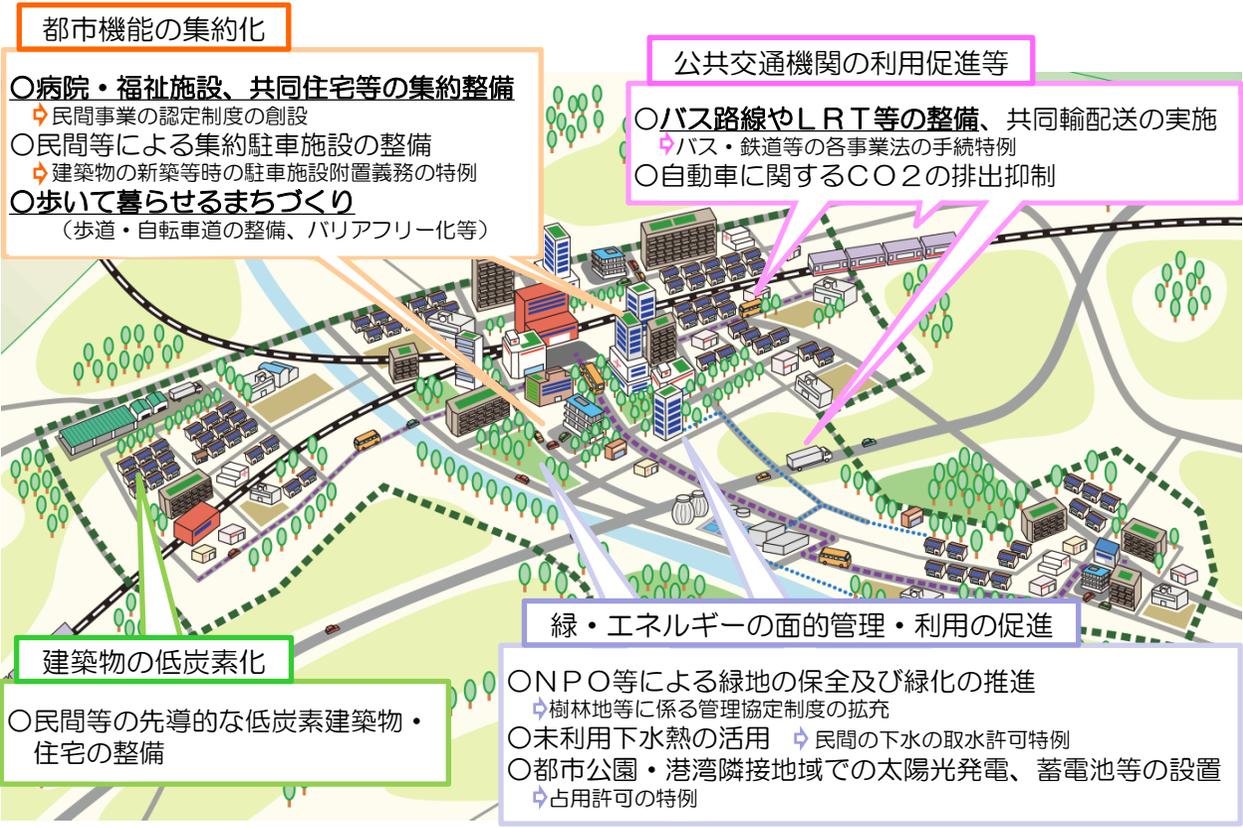
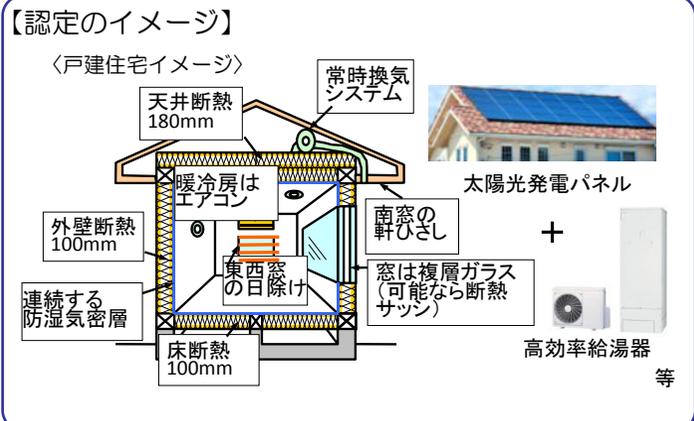
●民間等の低炭素建築物の認定

●低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)		登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 (一般300万円)	保存 登記	0.1% (一般0.15%)
H25年	300万円 (一般200万円)	移転 登記	0.1% (一般0.3%)

【容積率の不算入】
低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分

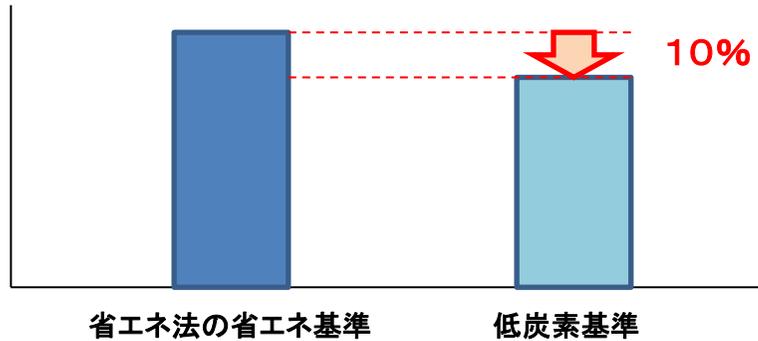


低炭素建築物の認定に関する基準のイメージ

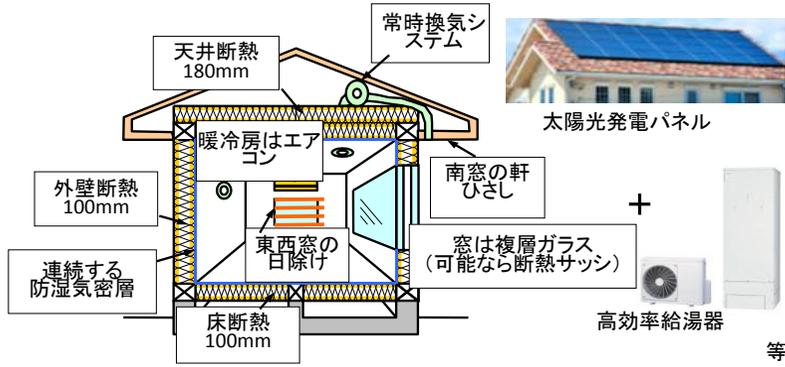
- 省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量が $\Delta 10\%$ 以上となること。
- その他の低炭素化に資する措置が講じられていること。

定量的評価項目(必須項目)

- 省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量(家電等のエネルギー消費量を除く)が $\Delta 10\%$ 以上となること。(※)



(戸建住宅イメージ)



※省エネルギー法に基づく省エネルギー基準と同等以上の断熱性能を確保することを要件とする。

選択的項目

省エネルギー性に関する基準では考慮されない、以下に掲げる低炭素化に資する措置等のうち、一定以上を講じていること。

○HEMSの導入

エネルギー使用量の「見える化」などにより居住者の低炭素化に資する行動を促進する取組を行っている。



○節水対策

節水型機器の採用や雨水の利用など節水に資する取組を行っている。



○木材の利用

木材などの低炭素化に資する材料を利用している。



○ヒートアイランド対策

敷地や屋上、壁面の緑化などヒートアイランド抑制に資する取組を行っている。



日本政策金融公庫による低炭素建築物に対する融資制度 (H25年度予算案)

貸付制度の概要

※ 制度の詳細・問い合わせ窓口等については、H25年度予算成立後、準備が整い次第、国交省HP、日本政策金融公庫HP等で周知予定

- ① 貸付主体: 日本政策金融公庫
- ② 貸付対象: 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に規定する低炭素建築物(非住宅に限る)の新築等を行う者
- ③ 資金使途: 低炭素建築物の新築等に要する設備資金(躯体整備費用、設備設置費用等)
- ④ 貸付条件:

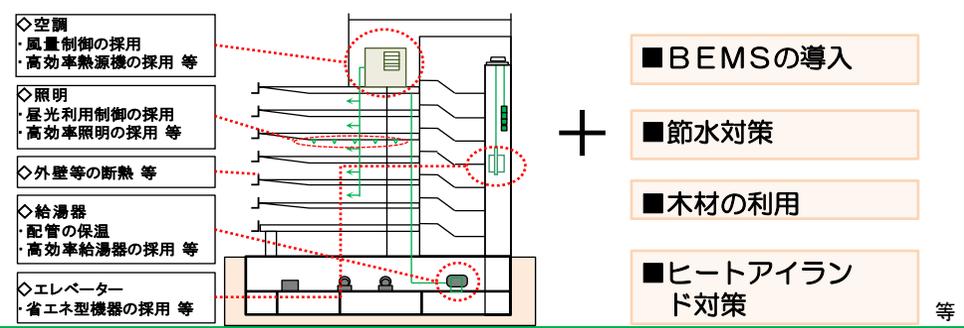
	中小企業事業(※1)	国民生活事業
貸付限度	7.2億円	7,200万円
貸付利率	基準利率 ただし、2.7億円を限度として特別利率②(※2)	特別利率②(※2)
貸付期間	15年以内	15年以内
据置期間	2年以内	2年以内

(※1) 中小企業事業においては、「製造業の場合、資本金3億円以下又は従業員300人以下」等、中小企業者の範囲に該当する必要あり
 (※2) 日本政策金融公庫が定める基準利率-0.65% (基準利率は貸付期間や担保の有無等により所定の利率が適用されます)

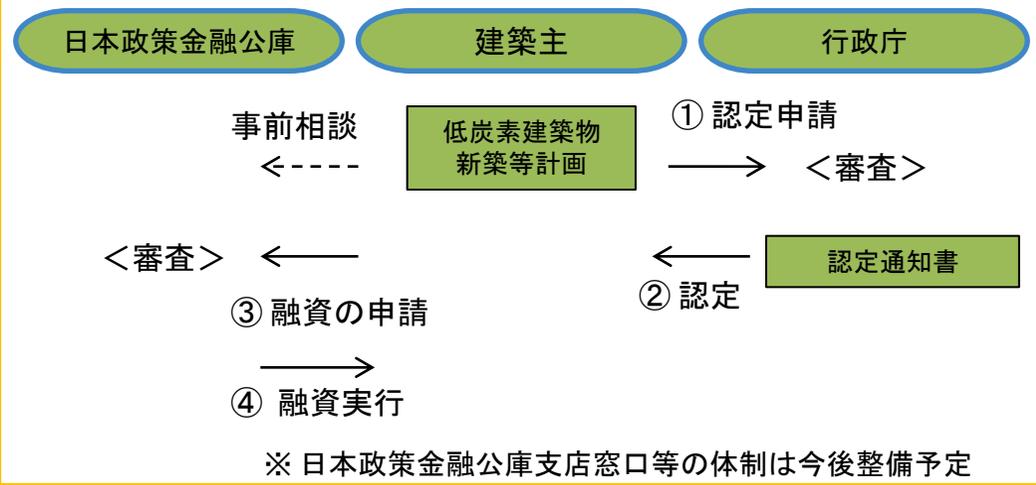
低炭素建築物

低炭素建築物: ①、②の認定基準を満たす建築物として行政庁の認定を受けた建築物

- ①省エネ法の基準に比べ一次エネルギー消費量が△10%以上(※)
※省エネ法の基準と同等以上の断熱性能を確保することも必要
- ②その他の低炭素化に資する措置等のうち一定以上の措置を講じていること



制度活用のイメージ



平成24年度補正予算案について (住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業)

※下線部がH24年度補正予算で変更した部分

住宅・建築物ストックの省エネ改修等を促進するため、民間等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事に対し、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する。

要求の内容

【事業の要件】

以下の要件を満たす、住宅・建築物の改修工事

- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
- ② 改修前と比較して10%以上の省エネ効果が見込まれること

【補助対象費用】

- 1) 省エネ改修工事に要する費用
- 2) エネルギー計測等に要する費用
- 3) バリアフリー改修工事に要する費用(省エネ改修工事と併せてバリアフリー改修工事を行う場合に限る)

【補助率・上限】

・補助率：1/3 (上記の改修を行う建築主等に対して、国が費用の1/3を支援)

・上限

<建築物>

5,000万円/件(設備部分は2,500万円)

※ バリアフリー改修を行う場合にあっては、バリアフリー改修を行う費用として2,500万円を加算 (ただし、バリアフリー改修部分は省エネ改修の額以下とする。)

<住宅>

50万円/戸

※ バリアフリー改修を行う場合にあっては、バリアフリー改修を行う費用として25万円を加算 (ただし、バリアフリー改修部分は省エネ改修の額以下とする。)

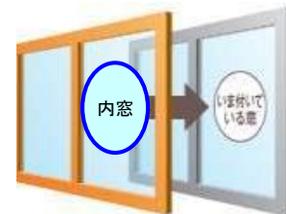
<支援対象のイメージ>

- 躯体の省エネ改修
 - ・ 天井、外壁等(断熱)
 - ・ 開口部(複層ガラス、二重サッシ等) 等
- 高効率設備への改修
 - ・ 空調、換気、給湯、照明 等
- バリアフリー改修
 - ・ 廊下等の拡幅、手すりの設置、段差の解消 等

<省エネ改修例>



天井・壁等の断熱改修工事



窓の断熱改修工事

平成25年度予算案について

- ・住宅・建築物省エネ改修等推進事業
- ・住宅のゼロ・エネルギー化推進事業
- ・住宅・建築物省CO2先導事業

※下線部がH25年度予算で更に変更した部分

住宅・建築物ストックの省エネ改修等を促進するため、民間等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事・耐震改修工事に対し、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する。

要求の内容

【事業の要件】

- 以下の要件を満たす、住宅・建築物の改修工事
- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
 - ② 改修前と比較して10%以上(建築物は15%以上)の省エネ効果が見込まれること

【補助対象費用】

- 1) 省エネ改修工事に要する費用
- 2) エネルギー計測等に要する費用
- 3) バリアフリー改修工事に要する費用(省エネ改修工事と併せてバリアフリー改修工事を行う場合に限る)
- 4) 耐震改修工事に要する費用(住宅について、省エネ改修工事と併せて耐震改修工事を行う場合に限る)

【補助率・上限】

- ・補助率：1/3 (上記の改修を行う建築主等に対して、国が費用の1/3を支援) ※ 耐震改修は11.5%
- ・上限

<建築物>

5,000万円/件(設備部分は2,500万円)

※ バリアフリー改修を行う場合にあつては、バリアフリー改修を行う費用として2,500万円を加算(ただし、バリアフリー改修部分は省エネ改修の額以下とする。)

<住宅>

50万円/戸

※ バリアフリー改修又は耐震改修を行う場合にあつては、バリアフリー改修又は耐震改修を行う費用として25万円を加算(ただし、バリアフリー改修部分、耐震改修部分はそれぞれ省エネ改修の額以下とする。)

<支援対象のイメージ>

- 躯体の省エネ改修
 - ・ 天井、外壁等(断熱)
 - ・ 開口部(複層ガラス、二重サッシ等) 等
- 高効率設備への改修
 - ・ 空調、換気、給湯、照明 等
- バリアフリー改修
 - ・ 廊下等の拡幅、手すりの設置、段差の解消 等
- 耐震改修
 - ・ 筋交いの設置 等

<省エネ改修例>



天井・壁等の断熱改修工事



窓の断熱改修工事

地球温暖化、民生部門のエネルギー消費量の増加に対応し、住宅の省エネ化をさらに推進するため、中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組みを支援する。

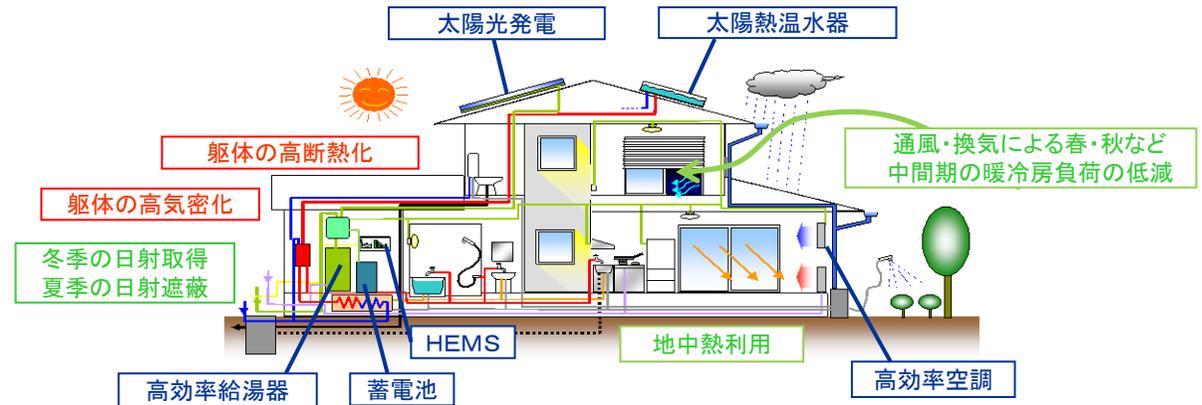
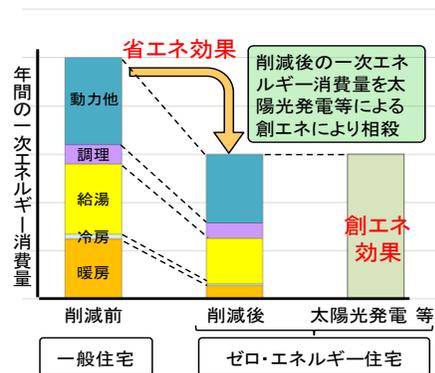
国が中小工務店等の提案を公募 (学識経験者による評価の実施)

ゼロ・エネルギー住宅の取組みの実施

主な補助対象:ゼロ・エネルギー住宅とすることによる掛かり増し費用相当額 等 補助率:1/2(補助限度額 165万円/戸)

ゼロ・エネルギー住宅のイメージ

住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により、年間での一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ又は概ねゼロになる住宅。



事業実施後に、建築したゼロ・エネルギー住宅の仕様、居住段階のエネルギー消費量等をフォローアップ・公表

省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる住宅・建築物プロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、住宅・建築物における省CO₂対策の強力な推進を図る。

国が民間等より広く提案を公募（学識経験者による評価の実施）

リーディングプロジェクトの実施

新築

既存の改修

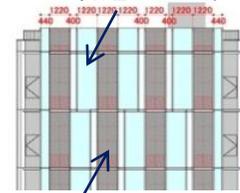
マネジメントシステム整備等

<プロジェクトのイメージ>



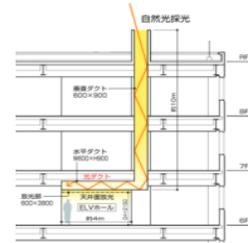
○新しい建築外皮の導入

普通ガラス部



太陽光発電パネル組込ガラス部

○光ダクトシステムの導入



<想定される提案例>

- エネルギー融通等による、街区や複数建築物におけるエネルギー利用の最適化の取り組み
- 省CO₂技術の効率的な活用による、非常時のエネルギー自立にも対応した取り組み（BCP/LCP）
- 自然エネルギーを有効利用するパッシブ手法や、地域の気候風土を積極的に取り入れた先進的な取り組み
- 地域材や天然乾燥木材、再生材の有効利用等、建設から解体まで建築物のライフサイクル全体を通じた省CO₂の取り組み
- 既存ストックに対する省エネ改修技術の発展・省エネ改修の普及促進に資する先導的な取り組み 等

事業の成果等を広く公表することで、取り組みの広がりや意識啓発に寄与

特に提案を求めたい課題

- 街区や複数建築物におけるエネルギー利用の最適化の取り組み
- 非常時のエネルギー自立にも対応した取り組み(BCP/LCP)
- 被災地において省CO2の推進と震災復興に資する取り組み

また、以下のような取り組みについても評価する。

- ・ パッシブ手法を積極的に取り入れた、より先進的な取り組み
- ・ 省エネ改修技術の発展・省エネ改修の普及促進に資する先導的な取り組み
- ・ 中小建築物や地方都市において、他のプロジェクトにも波及・普及が期待される先導的な取り組み

(参考)住宅・建築物の耐震化の促進について

■特に多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化に対する支援強化

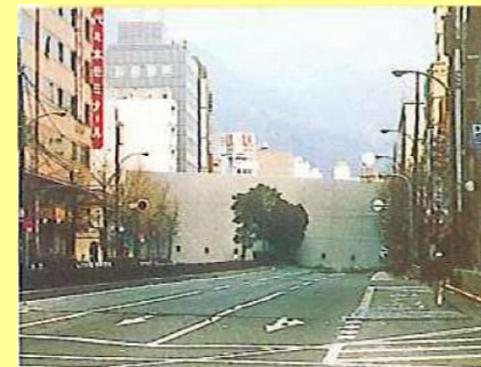
特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等の耐震化をより一層促進するため、耐震診断や耐震改修を促す対策を強化するとともに、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組みを創設する。（平成27年度末までの時限措置）

- 耐震診断への補助：[通常]国費1/3→[緊急支援]国費1/2
- 耐震改修等への補助：[通常]国費11.5%、1/3→[緊急支援]国費1/3、2/5

（通常の社会資本整備総合交付金等による国費分を含む助成率）

（上記の他、社会資本整備総合交付金等を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援）

■道路沿道建築物の倒壊による道路閉塞の事例



阪神・淡路大震災(H7)

（参考）住宅・建築物安全ストック形成事業（平成24補正後）（案）

* 社会資本整備総合交付金等

住宅（共同住宅を含む）

- 耐震診断
 - ・民間実施：国と地方で2/3
 - ・地方公共団体実施：国1/2
- 耐震改修、建替え等
（緊急輸送道路沿道・避難路沿道の住宅は除却費も交付対象）

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道	国と地方で2/3
・その他	国と地方で23%

国と地方で30万円/戸を加算（平成25年度末までの時限措置）

建築物

- 耐震診断
 - ・民間実施：国と地方で2/3
 - ・地方公共団体実施：国1/3（緊急輸送道路沿道の場合は1/2）
- 耐震改修、建替え等（緊急輸送道路沿道・避難路沿道の建築物は除却費も交付対象）

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道 ・避難所等の防災拠点	公共建築物：国1/3 民間建築物：国と地方で2/3
・多数の者が利用する建築物（3階建、1,000㎡以上の百貨店等） ・避難路沿道（密集市街地、津波浸水区域等に係るもの以外）	公共建築物：国11.5% 民間建築物：国と地方で23%

平成24年度 住宅・建築物省エネ改修等
緊急推進事業の公募内容についての情報提供

【非住宅用】

Ver. 2

(2月20日更新)

これは、平成24年度補正予算案に盛り込まれた「住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業」について、現在想定している内容を情報提供するものです。

本事業については、平成24年度補正予算成立後に内容を確定し、公募を行う予定です。

平成25年2月

更新履歴

2月20日更新

- ・バリアフリー改修に係る内容の変更
- ・一部文言および様式の変更

目次

1	事業の趣旨	1
2	事業内容	1
2.1	対象事業	1
2.1.1	対象事業の種類	1
2.1.2	対象事業の要件	1
2.2	対象事業者	5
2.2.1	補助を受ける者	5
2.2.2	提案者	5
2.3	補助額	5
2.3.1	省エネ改修に係る補助額	5
(1)	建設工事等に係る補助額	5
(2)	エネルギー使用量の計測等に係る補助額	7
(3)	附帯事務費	7
(4)	補助限度額	7
(5)	その他	8
2.3.2	バリアフリー改修工事に係る補助額	8
(1)	バリアフリー改修工事に係る補助額	8
(2)	附帯事務費	8
(3)	補助限度額	9
(4)	その他	9
2.4	複数年度にまたがる改修事業に対する補助	9
3	事業の実施方法	10
3.1	提案公募	10
3.1.1	公募	10
3.1.2	審査結果	11
3.2	補助金交付	11
3.2.1	交付申請	11
3.2.2	交付決定	11
3.2.3	補助事業の計画変更について	11
3.2.4	実績報告及び額の確定について	12
3.3	事業中及び事業完了後の留意点	12
3.3.1	取得財産の管理等について	12
3.3.2	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	12
3.3.3	実績の報告	13
3.3.4	事業成果等の公表	13
3.3.5	個人情報の利用目的	13

3. 3. 6	その他	14
4	応募方法	15
4. 1	公募・事業登録期間	15
4. 2	問い合わせ先・資料の配付	15
4. 3	提出方法	15
4. 3. 1	事業登録	15
4. 3. 2	応募書類の提出	16
4. 4	提出書類	16
提案申請書 様式		
	非住宅の提案申請書 様式(案)	26

1. 事業の趣旨【住宅・非住宅共通】

本事業は、住宅・建築物ストックの省エネルギー改修等を促進するため、国土交通省が広く民間事業者等から公募し、予算の範囲内において、整備費等の一部を補助することにより、緊急的に省エネルギー改修及び関連投資の活性化を図ることを目的とします。

なお、要望額が予算を超えた場合、優先順位を付けて採択を決定します。

※平成24年度の「建築物省エネ改修推進事業（第2回）」（募集期間：平成24年8月31日～10月2日）とは、一部事業内容と提案様式が異なりますので、ご注意ください。

2. 事業内容【以下、非住宅の内容のみを記載】

2. 1 対象事業

下記の要件に適合する建築物に係る省エネルギー等改修事業

2. 1. 1 対象事業の種類

既存のオフィスビル等の住宅以外の建築物（以下「非住宅」という）の改修

※構造躯体（外皮）、建築設備の省エネルギー改修及びエネルギー使用量等の計測に関するものを対象とします。

※省エネルギー改修及びエネルギー使用量等の計測に加えて、バリアフリー改修を行う場合も対象とします。

※工場・実験施設・倉庫等の生産用設備を有する建築物の改修、後付の家電等の交換は対象外とします。

2. 1. 2 対象事業の要件

応募にあたっては、下記の①～⑤の要件を全て満足する必要があります。

- ① 躯体（外皮）の省エネ改修を行うものであること。
- ② 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して概ね10%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施するものであること（※1、※2、※3）。
- ③ エネルギー使用量等の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むものであること（※4）。
- ④ 省エネルギー改修等に係る総事業費が500万円以上であること。（ただし、複数の建築物における事業をまとめて提案し、上記事業費以上となる場合も可とする）
- ⑤ 平成24年度中に着手するものであること（※5）。

※1 改修工事を伴わず、エネルギー使用量等の計測のみを行う事業は対象外です。

※2 概ね10%以上の省エネ効果の評価においては、エネルギー管理等によって設備の運用を改善すること等の効果は含みません。

※3 太陽光発電設備は、補助の対象となりません。また、導入に伴う発電量を省エネ効果に加えることはできません。

※4 エネルギー使用量等の計測、エネルギー管理は、別表1に示す取組みを対象とします。

※5 省エネルギー改修工事、計測機器の設置工事の計画立案をもって着手とみなします。

別表1 エネルギー使用量等の計測・管理の概要

区分 ^{※1}	概要 ^{※1}	計測等に係る補助対象事業費 ^{※2,3}	改修内容	計測要件	
				最低限必要とする計測対象 ^{※4,5,6}	計測項目
タイプ①	建物全体に加えて少なくとも改修設備、改修設備を含む大分類設備、改修しない大分類設備のエネルギー使用量を把握(計測)するもの	10%以内	・躯体 ・設備	建物全体 改修設備の総量 改修設備を含む大分類設備の総量 改修しない大分類設備の総量	・月別 ・時刻別(任意)
タイプ②	建物全体に加えて少なくとも改修設備のエネルギー使用量を把握(計測)するもの	5%以内	・躯体 ・設備	建物全体 改修設備の総量	・月別 ・時刻別(任意)
タイプ③	建物全体のエネルギー使用量を把握(計測)するもの	(10%以内) ※7	・躯体のみ	建物全体	・月別

※1 大分類設備と中分類設備の定義は次の通りとします。

大分類設備：空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降設備

中分類設備：空調設備のうち、熱源設備、搬送設備、二次側設備

給湯設備のうち、熱源設備、搬送設備

※2 タイプ①、②の計測要件に加えて、省エネルギー改修の効果把握や、エネルギー管理等に貢献するその他の取組みを行う場合、その他の取組みも本事業の対象とします(下記に示す例を参照)。

(計測に付随する設備等を補助対象とし、上記のタイプ①、②の区分に応じた限度額とします。この場合、取組状況や取組み内容に応じたデータを報告していただきます。)

例1：改修前のエネルギー使用量を計測するもの

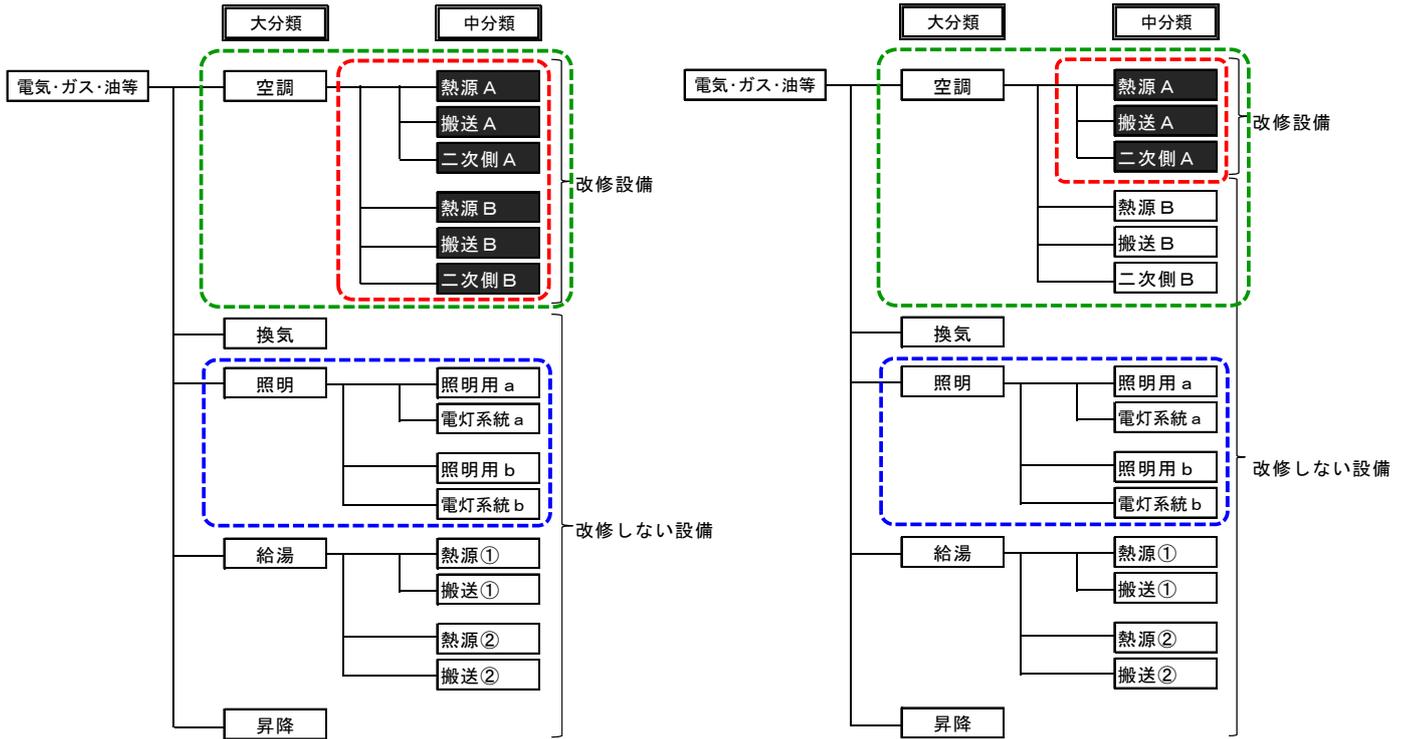
例2：エネルギー使用量等が見える化するシステムを活用するなどによって、運用改善に取り組むもの

例3：室内の在室者数や照度、使用時間など、部屋の使用状況を詳細に把握し、運用改善に取り組むもの

※3 計測等に係る補助対象事業費は、タイプ①が建設工事等に係る事業費の10%以内、タイプ②が5%以内を限度とします。ただし、補助対象となるエネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費が100万円以下の場合、計測等に係る事業費の額とすることも可能です。(補助額は補助対象となる計測費用の1/3以内)。

- ※4 次の計測方法は、不可とします。
- ・改修設備の総量を計測する際に、改修設備と改修しない設備をまとめて計測すること。
 - ・2以上の大分類設備をまとめて計測すること。
- ※5 複数設備を改修する場合、少なくともエネルギー消費量が多い大分類設備の総量と改修設備の総量を計測すること。
- ※6 照明設備のエネルギー使用量の計測は、「照明用電力」を区分して計測するほか、照明を含む「電灯系統電力」としての計測も可とします。
- ※7 タイプ③のうち、躯体の改修効果の検証等をおこなうものについては、計測等に係る補助対象事業費を10%以内を限度とすることも可能です。ただし、補助対象となる計測等に係る費用が100万円以下の場合、計測等に係る事業費の額とすることも可能です。(補助額は補助対象となる計測費用の1/3以内)。

(参考) 非住宅におけるエネルギー使用量等の計測イメージ

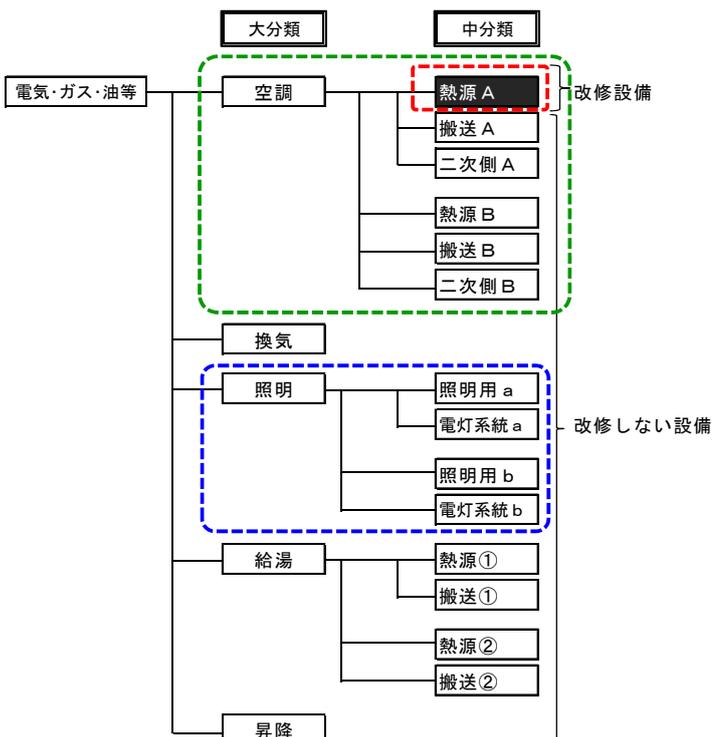


【最低限必要な計測対象】

- タイプ①
 - ・建物全体
 - ・改修設備の総量、改修設備を含む大分類設備(赤枠または緑枠)
 - ・改修しない大分類設備(青枠)
- タイプ②
 - ・建物全体
 - ・改修設備の総量 (赤枠)

【最低限必要な計測対象】

- タイプ①
 - ・建物全体
 - ・改修設備の総量(赤枠)
 - ・改修設備を含む大分類設備(緑枠)
 - ・改修しない大分類設備(青枠)
- タイプ②
 - ・建物全体
 - ・改修設備の総量 (赤枠)



【最低限必要な計測対象】

- タイプ①
 - ・建物全体
 - ・改修設備の総量(赤枠)
 - ・改修設備を含む大分類設備(緑枠)
 - ・改修しない大分類設備(青枠)
- タイプ②
 - ・建物全体
 - ・改修設備の総量 (赤枠)

2. 2 対象事業者

2. 2. 1 補助を受ける者

本補助金の交付を受けて省エネ改修等事業を行う建築主等

(E S C O事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等を含む)

2. 2. 2 提案者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。また、本事業の提案内容について確認等を行う場合がありますので、補助を受ける者以外の者が、事務代行者として応募することも可能です。この場合、必ず、建築主等の補助を受ける者との連名で応募してください。

※同一建物で非住宅における省エネ改修工事は一つの提案として応募してください。なお、同一建物について、非住宅において複数の応募があった場合は全ての応募が無効になりますので、ご注意ください。

※補助対象となる建物は確定していることが必要です。

※一建物において住宅と非住宅が混在している場合、非住宅部分のみを「情報提供【非住宅用】」に沿って提案してください。住宅の部分については、別途「情報提供【住宅用】」に沿って提案してください。なお、非住宅と併せて住宅の部分についても提案する場合は、「別添様式2 応募書類のチェック表」に住宅の応募番号と事業名等を記載して下さい。

※環境未来都市に立地するプロジェクトについて

当該都市の提案書に示された方針等と関連する場合は評価において考慮しますので、その関連性を本事業の申請書「様式3-1」において説明してください。

「環境未来都市」構想掲載ホームページ> : <http://futurecity.rro.go.jp/>

2. 3 補助額

2. 3. 1 省エネ改修工事に係る補助額

省エネ改修に係る補助額は、次の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額、(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額及び(3)に掲げる附带事務費の合計です。

(1) 建設工事等に係る補助額

① 補助額

建設工事等に係る補助金の額は、1)～2)の費用の合計の3分の1以内の額とします。(ただし、開口部の日射調整フィルム(※1)の工事に係る補助金の額は、当該費用の6分の1以内の額とします(日射調整フィルムの工事費のうち、2分の1の額を補助対象とし、この補助対象費用に対し、3分の1以内の額を補助します。))

1) 工事費

躯体(外皮)の省エネ改修工事に要する費用、設備の附带工事費。

2) 設備費

原則として、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備の設備費。

② 補助対象とならないもの

次の建設工事等は、補助対象となりません。

- ・ 冷暖房器具のうち、壁掛け式エアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等
- ・ 壁掛け式熱交換型換気設備
- ・ 浴室・衛生関連設備のうち、ユニットバス、トイレ等の節水器具、シャワーヘッドの交換、温水暖房便座、食器洗浄機等
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）
- ・ 照明器具のうち、電球の交換など工事の伴わない器具の交換
- ・ 上記に類する建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの
- ・ 遮熱シート、遮熱塗料、屋上緑化他これに類するもの
- ・ 原則として、高効率変圧器や非常用発電機など、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く）
- ・ 太陽光発電設備（※2）
- ・ 蓄電池

（※1）躯体（外皮）の省エネ改修としては、屋根・外壁等（断熱）、開口部（複層ガラス、二重サッシ等）、日射遮蔽（庇、ルーバー等）等の構造躯体（外皮）の改修を伴うものを想定しています。ただし、今回の募集では、下記1）～6）のすべてを満足する日射調整フィルムについては、躯体（外皮）の省エネ改修として、補助対象とします。

- 1) JIS A5759（建築窓ガラス用フィルム）で規定される日射調整フィルムの遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率、耐候性の性能を満足することが、第三者の客観的な評価によって示されているものであること^{注1)}
- 2) 改修前と改修後の冷房負荷及び暖房負荷について、低減量又は増加量がシミュレーション計算等により確認されており、改修後の熱負荷が低減されていること
- 3) フィルムの施工箇所について、メーカー等の熱割れ計算によって、熱割れの可能性が低いことが確認されていること
- 4) 一定期間の経過後に貼り替えの必要が生じる可能性があること、金属を使用しているフィルムについては電波障害を伴う可能性があるなど、日射調整フィルムの特性が建築主等に明示され、了解されていること
- 5) 「建築フィルム1・2級技能士^{注2)}」の技術資格を有するもの若しくはこれと同等と認められる技能を有するものによる施工であること
- 6) 国内での施工実績を有するものであること

なお、上記5)については、応募時点で施工者が未定であっても提案は可能ですが、採択後の交付申請時に5)を満足することを確認し、これに反する場合は採択の取り消しとなることがありますので、ご留意ください。

注1) 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率、耐候性の計測・試験方法は、JIS A5759（建築窓ガラス用フィルム）によるものとする。

注2) ガラス用フィルム施工に関する技能検定（指定試験機関 日本ウインドウ・フィルム工業会）における建築フィルム作業の合格者とする。

(※2) 太陽光発電設備に係る補助制度については、「独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金」(経済産業省)等があります。

(2) エネルギー使用量の計測等に係る補助額

① 補助額

エネルギー使用量の計測等に係る補助金の額は、1)～2)の費用の合計の3分の1以内の額とします。ただし、エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費は、タイプに応じて建設工事等に係る事業費の5%以内または10%以内を限度とします。ただし、エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費が100万円以下の場合、エネルギー使用量の計測等に係る事業費の額とすることも可能です。なお、複数棟をまとめて提案する場合は、各建物毎に補助金の額を算定してください。

1) 工事費(機器設置費等)

- ・計測機器等の設置に係る費用

2) 設備費(計測機器費)

- ・センサー、データロガー、データ収集・分析等のエネルギー管理に係るソフトウェア等

② 補助対象とならないもの

次の費用は、補助対象となりません。

- ・エネルギー計測・管理の運用にかかる費用(電力費、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等)

(3) 附帯事務費

本補助事業の遂行に必要となる経費の実績額に基づいて、別表3.1に掲げる附帯事務費として上記の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額(国費)と(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額(国費)の合計額の2.2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

別表3.2に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

(4) 補助限度額

上記の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額(国費)、(2)にエネルギー使用量の計測等に係る補助額(国費)及び(3)に掲げる附帯事務費の合計額について、1事業あたり5,000万円を補助限度額とします。うち、(1)に掲げる建設工事等に係る補助額(国費)及び(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額(国費)の合計額において、設備に要する費用は2,500万円を補助限度額とします。

また、(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費は、1事業あたり、P2の別表1に掲げる計測内容に応じて、タイプ①で建設工事等に係る事業費の10%以内、タイプ②で建設工事等に係る事業費の5%以内を限度とします。ただし、エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費が100万円以下の場合、エネルギー使用量の計測等に係る事業費の額とすることも可能です。

(5) その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

2. 3. 2 バリアフリー改修工事に係る補助額

省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、2. 3. 1の省エネ改修工事に係る補助額に加え、(1)に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額と(2)に掲げる附帯事務費を加算することができます。省エネ改修工事を行わず、バリアフリー改修工事のみ実施する提案は認められません。

(1) バリアフリー改修工事に係る補助額

バリアフリー改修工事に係る補助額は、別表2のⅠ)～Ⅷ)のいずれかの箇所のバリアフリー改修(バリアフリー化のための新設を含む。)に係る工事費の合計の3分の1以内の額とします。ただし、バリアフリー改修工事に係る補助額は、省エネ改修工事に係る補助額以下とします。

別表2 補助対象となるバリアフリー改修工事

改修箇所	工事内容
Ⅰ) 出入口	※別表4の仕様を満たす改修工事
Ⅱ) 廊下等	
Ⅲ) 階段	
Ⅳ) 傾斜路(スロープ)	
Ⅴ) エレベーター(Ⅵ)を除く。)及びその乗降ロビー	
Ⅵ) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター	
Ⅶ) 特殊な構造又は使用形態のエスカレーター	
Ⅷ) 便所	

(2) 附帯事務費

省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、本補助事業の遂行に必要な経費の実績に基づいて、別表3. 1に掲げる附帯事務費として上記(1)に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額の合計額の2. 2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

別表3. 2に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

(3) 補助限度額

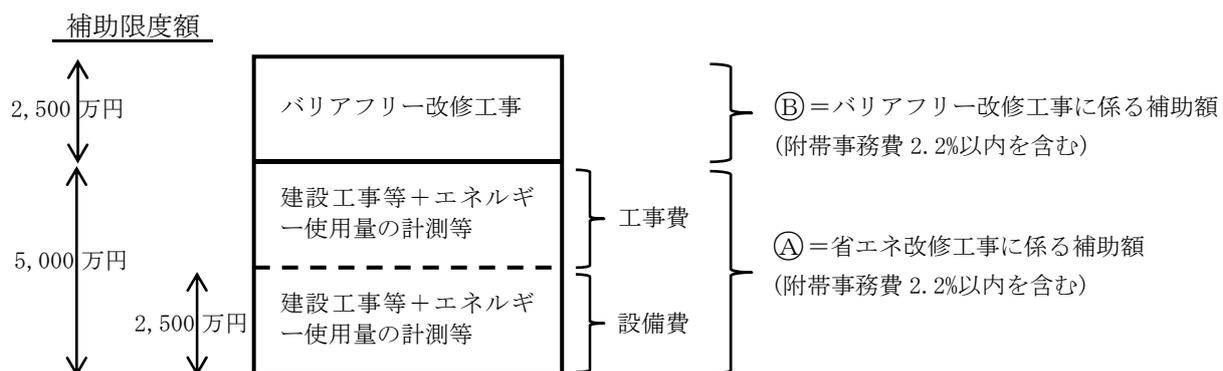
省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、2. 3. 1 省エネ改修工事に係る補助額に、(1) に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額と(2) に掲げる附帯事務費の合計で1事業あたり2,500万円を補助限度額として加算できます。

(4) その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

(参考) 補助限度額のイメージ



※ ① ≥ ② となること。

※ エネルギー使用量の計測等に係る補助額は、タイプ①で建設工事等に係る事業費の10%以内、タイプ②で建築工事等に係る事業費の5%以内を限度。ただし、100万円以下の場合、エネルギー使用量の計測等に係る事業費の額とすることも可。

2. 4 複数年度にまたがる改修事業に対する補助

複数年度にまたがる事業については、平成26年2月末までに完了するものを対象とします。

3. 事業の実施方法

当該事業は、公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

(1) 公募・審査

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては事業登録と応募書類提出の2段階の手続きが必要です。応募書類の提出があった提案について、3. 1. 2に掲げるとおり、独立行政法人建築研究所に設置された学識経験者等による評価委員会（住宅・建築物省CO₂先導事業評価委員会）の評価を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。

3. 1 提案公募

3. 1. 1 公募

4. の応募方法に記載のとおり、公募期間の間に本事業のホームページにて事業登録の上、必要書類を揃えて、提出してください。審査にあたって提出を求める書類は次のとおりです。

※ 応募書類の提出前に、事業登録をしていただく必要がありますのでご注意ください。

(1) 省エネ改修の内容

提案する躯体（外皮）改修、設備改修等について、改修内容を簡潔に記載してください。

(2) 省エネ改修の範囲

躯体（外皮）改修について、項目別に改修範囲を明示し、項目別の改修割合等を記載してください。また、設備改修について、改修範囲を明示し、設備別の改修割合等を記載してください。

(3) 省エネ改修の省エネ効果

提案する省エネ改修事業による省エネ効果について、算定根拠を、前提条件や計算式等を含めて記載してください。

(4) エネルギー使用量等の計測・管理の内容

提案するエネルギー使用量等の計測、エネルギー管理の内容について、目的、計測範囲や計測方法などを記載してください。

(5) バリアフリー改修工事の内容

バリアフリー改修内容について、簡潔に記載してください。

(6) 補助対象となる部分の経費の内訳

対象となる省エネ改修工事、計測機器の設置工事、バリアフリー改修工事についての積算根拠を含めて、事業費の内訳を記載してください。

3. 1. 2 審査結果

国土交通省が、評価委員会の評価をもとに、事業の採択を決定し、代表提案者に通知します。

※補助対象となる事業については、採択通知日以降に着工した省エネ改修工事に係るもの（エネルギー使用量の計測等含む）、バリアフリー改修工事に係るものに限ります。（補助金は、採択通知以降の出来高が対象となります）

※予算の範囲内で、補助対象額を精査することがあります。

※要望が予算額を超える場合、以下の対応をすることがあります。

- ・ 躯体改修の割合が高い、設備改修において複数種類やエネルギー消費割合の高い設備を対象とし改修効果が高い等、省エネ改修として総合性が高いもの、また、より広範囲に詳細なデータ計測を行い、エネルギー管理を積極的に行うものを優先
- ・ 同一の申請者（グループを含む）、同一の補助を受ける者からの複数の応募案件について、採択件数や補助金交付額の調整

3. 2 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

3. 2. 1 交付申請

交付申請は別に定めた期間に行ってください。交付申請が実施されない場合は補助金が交付されませんのでご注意ください。

また、交付申請時に設計図書、見積書等他必要な書類を提出いただく予定です。

3. 2. 2 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、交付要綱に従って申請者に通知します。

- ・ 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・ 補助事業の内容が、交付規定及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助対象事業費には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

3. 2. 3 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、承認を得る必要があります。

- ①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり採択された事業と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご留意ください。

3. 2. 4 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、「補助事業完了実績報告書」を提出していただく必要があります。

「補助事業完了実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。詳細は採択時にお知らせします。

※工事完了後に補助対象となっている省エネ改修工事、エネルギー使用量等の計測機器の設置、バリアフリー改修工事が適切に実施されたことが確認できるような施工前、施工後の写真を確認しますので、ご留意ください。

3. 3 事業中及び事業完了後の留意点

3. 3. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価 50 万円以上のものについては、承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

3. 3. 2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付要綱に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

3. 3. 3 実績の報告

補助を受けた者は、プロジェクト完成後、原則2年間のエネルギー消費に関する報告と改修前のエネルギー消費量などその効果がわかるものの提出に協力していただきます。当該データを元に分析等を行い、その結果を公開することがあります。

また、省エネ改修等の調査・評価のために事後のアンケートやヒアリング、より詳細な計測データの提供及び実測調査等に協力していただくことがあります。

※ 改修前のエネルギー消費量は、「平成22年1月～改修工事着工」までの間のいずれかの1年間について、建物全体の月別エネルギー使用量を報告していただきます。

※ 非住宅における改修予定の設備等について、改修工事前のエネルギー計測を行うものは、当該計測期間について、計測内容に応じ、対象設備等のエネルギー使用量等を報告していただきます。

※ 改修後のエネルギー使用量については、改修工事完了後から工事完了の年度末まで、及び工事完了の翌年度から2年間の期間について、計測内容に応じ、対象設備等の月別のエネルギー使用量等を報告していただきます。

(例 平成25年4月に工事が完了した場合：平成25年5月～平成26年3月及び平成26年4月～平成28年3月までのエネルギー使用量等を報告)

※ その他の特記すべき取組みを本事業の一環として行う場合、取組み状況等について報告していただくことがあります。

3. 3. 4 事業成果等の公表

普及促進を目的に省エネ改修の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容及びエネルギー使用状況などに関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

3. 3. 5 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

又、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3. 3. 6 その他

本資料によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け国住生第 2 号）
- 十 その他関連通知等に定めるもの

4. 応募方法

以下の内容は補正予算成立後に、正式に手続きをさせて頂くものです。正式な公募開始前に、公募の登録及び応募を行うことはできません。なお、下記に記載のホームページにて、本資料をダウンロードすることが可能です。また、本募集に関する質問や相談については、下記に記載の連絡先に、原則として電子メール又はファックスでお願いします。

4. 1 公募・事業登録期間

公募・事業登録開始日：平成24年度補正予算成立日（予定）

応募締め切り：公募開始日から14日後（予定）

4. 2 問い合わせ先、資料の配付

質問・相談については、原則として、電子メール又はファックスでお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

本資料は、下記の箇所でも配付します（郵送依頼は不可）。また下記のホームページから本資料をダウンロードすることが可能です。

(問い合わせ先)

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館

独立行政法人建築研究所 住宅・建築物省エネ改修等推進事業担当

(住宅・建築物省CO₂先導事業評価室(連絡室)内)

FAX : 03-3222-7882

メールアドレス : kaishu@kenken.go.jp

ホームページ :

<http://www.kenken.go.jp/shouenkaishu/index.html>

(本資料をダウンロードすることが可能)

(電話番号 : 03-3222-6750)

4. 3 提出方法

応募にあたっては事業登録の上、応募書類を提出してください。

4. 3. 1 事業登録

応募にあたり、本事業のホームページにて、応募者、事業概要等について、下記のとおり事業登録をしてください。

(1) 事業登録の内容 : 事業名、提案者、事務連絡先、事業の実施場所、省エネ改修等事業の概要など

(2) 留意点

- ① 事業登録のみでは、正式な応募とはなりません。4. 2. 2に記載のとおり、必要書類を揃えて、応募書類を提出してください。
- ② 事業登録では、省エネ改修等事業の内容についても登録していただきますので、省エネ改修等事業の内容が未確定の段階では登録できません。また、同一建物について、複数の事業登録は受け付けません。
- ③ 事業登録の受付後に、電子メールで応募番号を応募者に通知します。応募書類には、必ず通知された応募番号を記入してください。また、事業登録時に登録内容を確認画面として表示しますので、確認画面を印刷し、応募書類「様式2-1」に添付していただきます。
- ④ 事業登録には、応募番号を通知するために、電子メールのアドレス登録が必要となります。登録いただいた電子メールアドレスは、応募番号の通知のほか、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。
※電子メールアドレスがない場合などは、4. 2に記載の問い合わせ先までご相談ください。

4. 3. 2 応募書類の提出

郵送のみ受付いたします。応募者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みをしてください。

郵送時は、必ず宛先に「省エネ改修等緊急推進事業 担当」と記載してください。また、郵送時の封筒等に必ず「応募番号」「応募書類在中」の旨を記載してください。

（公募締切後の応募書類の差し替えは固くお断りします。）

4. 4 提出書類

提案をしようとする者は、公募期間中に、提出書類一覧表に従って提案する改修工事等の内容に応じた必要部数を揃えて提出してください。

(1) 提出部数

3部（正1部、正のコピー2部）

(2) 提出書類

1棟の建築物の提案を応募する場合と、複数棟の建築物をまとめて提案する場合で、一部様式が異なりますので、該当する様式を使用してください。

※ 注意事項

- 1) 「様式2-1」に、事業登録時の確認画面を添付してください。
- 2) 次頁に示す提出書類一覧表のうち、①～⑩までをA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- 3) 次頁に示す提出書類一覧表のうち、⑪及び⑫は、提案申請書とは別に添付してください。
- 4) 提出書類の改修割合、省エネ率等は、小数点第1位まで記入してください。

5) 提出書類が、募集案内案に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

提出書類一覧表

書類名	提出書類 (◎必須、○必要に応じて添付)		提出部数	備考
	1棟	複数棟		
①提案申請書	◎	◎	3部(正1部、 正のコピー2部) ※A4サイズ として1部ず つホチキス留 めのこと	様式1
②フェイスシート	◎	◎		様式2-1
③補助事業の実施体制	○	○		様式2-2
④補助事業の実施場所の概要	—	◎		様式2-3
⑤提案事業の概要(省エネ改修 工事及びエネルギー計測・管理 等)	◎	◎		様式3-1
⑥改修割合の算定シート	◎	◎		様式3-2
⑦省エネ効果の計算シート	◎	◎ (建物ごとに どちらかの様 式を使用)		様式3-3
⑧省エネ効果の計算シート <簡易計算用>	◎ (どちらかの 様式を使用)	◎ (建物ごとに どちらかの様 式を使用)		様式3-4
⑨省エネ効果等の計算根拠	◎	◎		様式3-5
⑩エネルギー計測・管理の概要	◎	◎		様式3-6
⑪エネルギー計測・管理の内訳	◎	◎		様式3-7
⑫事業計画及び補助申請額	◎	◎ (複数棟用)		様式4-1
⑬事業費の内訳(建設工事等に 係る事業費、エネルギー使用量 の計測等に係る事業費、バリア フリー改修工事に係る事業費)	◎	◎ (複数棟用)		様式4-2, 4-3
⑭バリアフリー改修工事の概 要及び事業費の内訳	○	○ (複数棟用)		様式4-4 (バリアフリー 改修工事を実 施する場合)
⑮日射調整フィルムに関する 添付資料	○	○		別添様式1 (日射調整フィルム による改修を 提案する場合)
⑯応募書類のチェック表	◎	◎	別添様式2	
⑰改修対象範囲を明示した図 面類	◎	◎	各3部(正1 部、正のコピ ー2部)	別添資料1 (書式自由)
⑱エネルギー使用量等の計測 範囲・方法を明示した図面類	◎	◎		別添資料2 (書式自由)

〈記入にあたっての留意点〉

①提案申請書（様式1）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時に通知する応募番号を必ず記入してください。
- ・提案の代表者を明記し、代表印を捺印してください。また、事務代行者がいる場合には明記してください。

②フェイスシート（様式2-1）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時の内容確認画面を印刷し、実線の枠内に添付してください。

③補助事業の実施体制（様式2-2）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案者以外の作業協力者がいる場合に、該当欄に法人名等を記載してください。
(作業協力者がいない場合は、提出の必要はありません。)
- ・省エネ改修工事、エネルギー計測・管理における各者の役割を明記してください。

④補助事業の実施場所の概要（様式2-3）

- ・複数の建築物をまとめて提案する場合に提出してください（1棟の建築物での提案の場合には提出の必要はありません）。
- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・必要事項を記載し、建物用途は、様式3-4の「別添資料 別表1」の例示にしたがって、該当する用途を選択してください。

⑤提案事業の概要（省エネ改修工事及びエネルギー計測・管理等）（様式3-1）

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・事業全体の概要には、省エネ改修工事、計測機器の設置工事の実施期間及びバリアフリー改修工事の実施の有無、様式3-3以降で計算される省エネ率、様式4-1で計算される事業費合計及び補助申請額などを記載してください。
- ・省エネ改修事業のアピール点は、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・エネルギー計測・管理の目的、アピール点は箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・省エネ改修内容は、建物ごとに、改修工事の範囲、改修する部位・設備の仕様、設備のシステムを図示してください（後述⑰参照）。また、エネルギー計測・管理に関し、改修する部位や設備との関係がわかるように、計測範囲、計測対象設備等を図示してください（後述⑱参照）。

⑥改修割合の算定シート（様式3-2）

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。

- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。

（例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載）

- ・躯体改修工事の改修割合の算定に用いる項目別面積は、別添資料1（後述⑩参照）として添付する図面等をもとに記載してください。
- ・設備改修工事における改修割合の算定において、建物用途については、様式3-4の別添資料「記入上の留意点」を参照の上、同別添資料の別表1の例示にしたがって、該当する用途を選択してください。また、改修前エネルギー消費割合については様式3-4に、設備別の改修割合については様式3-5に算定根拠を記載してください。
- ・躯体工事及び設備改修工事の改修割合、外皮面積に占める改修割合は、小数点第1位まで記入してください。

⑦省エネ効果の計算シート（様式3-3）

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。

（例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載）

- ・改修前のエネルギー消費量は、該当する単位を表中の（ ）内に記載してください。
- ・改修工事内容別の省エネ効果は、提案する改修内容を選択し、必要事項を記載してください。

⑧省エネ効果の計算シート＜簡易計算用＞（様式3-4）

- ・個々の改修工事について、省エネ効果を計算することが困難な場合などは、様式3-4の簡易計算用シートにて、その効果を簡便に求めることとします。
- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。

（例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載）

- ・改修前のエネルギー消費量は、該当する単位を表中の（ ）内に記載してください。
- ・様式3-4の別添資料「記入上の留意点」をよく読んで、表中の計算式に従って省エネ効果を算定してください。
- ・省エネ率は%単位とし、小数点第1位まで記載してください。

⑨省エネ効果等の計算根拠（様式3-5）

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・計算根拠は、記入上の留意点をよく読んで、算定の前提となる数値、計算式等を具体的に記載してください。
- ・省エネ改修を実施する設備（改修前設備）の主な仕様を記載した一覧表と新たに導入する設備（改修後設備）の主な仕様を記載した一覧表を別添資料として提示してください。な

お、別添様式2の後に機器一覧表の記入例を例示していますので、参考に記載してください。

- ・省エネルギー量等は、一次エネルギー換算値として記載してください。
- ・省エネ率は%単位とし、小数点第1位まで記載してください。

⑩エネルギー計測・管理の概要（様式3-6）

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載)
- ・エネルギー計測・管理の目的について、計測タイプの区分、データの活用方法で該当するものを選択してください。
- ・「データ計測の活用法」で「その他」とした場合は、様式3-7にその主な活用方法を記載してください。
- ・「タイプ③（躯体改修効果の検証等）」、「特記すべき管理上取組み」を「あり」とした場合は、様式3-7に必ずその目的、内容を簡潔に記載してください。

⑪エネルギー計測・管理の内訳（様式3-7）

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載)
- ・『改修前エネルギー消費割合[a]』は様式3-2の[d]欄と同じ数値、設備の改修概要の『改修設備の割合[b]』は様式3-2の[e]欄と同じ数値としてください。
- ・エネルギー計測・管理の詳細として、目的、計測点、データ記録状況、管理上の取り扱い等を具体的に記載してください。
- ・計測範囲については、計測割合の算定根拠を明記するとともに、その根拠となる図面（下記⑱を参照）を別添資料2として添付してください。
- ・様式3-6において、「タイプ③（躯体改修効果の検証等）」、「特記すべき管理上取組み」を「あり」とした場合は、必ずその目的、内容を簡潔に記載してください。

⑫事業計画及び補助申請額（様式4-1）

- ・原則、応募書類は1枚（複数棟の場合は2枚）にまとめてください。ただし、複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・エネルギー使用量の計測等に係る補助対象となる事業費は、タイプに応じて建設工事等に係る事業費の5%以内または10%以内を限度としてください。ただし、エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費が100万円以下の場合、エネルギー使用量の計測等に係る事業費の額とすることも可能です。
- ・バリアフリー改修工事を実施しない場合は、「バリアフリー改修工事無し」、バリアフリー改修工事を実施する場合は、「バリアフリー改修工事を実施する場合」の様式に記入してください。

- ・バリアフリー改修工事に係る補助申請額は、省エネ改修等における補助額以下としてください。
- ・端数処理を行う場合は、千円未満を切り捨てとしてください。特に、補助申請額や附帯事務費の算定にあたって、端数処理に注意してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合には、「複数棟用」の様式を使用してください。

⑬事業費の内訳（省エネ改修における建設工事等に係る事業費、エネルギー使用量の計測等に係る事業費）（様式4-2、4-3）

- ・応募書類はできる限り簡潔にまとめてください。
- ・建設工事等に係る事業費は、様式3-3や様式3-4の分類に従って、適宜、工事項目を立てて、仕様、数量を明記してください。設備改修については、設置する個々の設備についてその概略仕様、台数等を記載してください。記載する金額は、千円単位とし千円未満は切り捨てとします。
- ・エネルギー使用量の計測等に係る事業費は、様式3-6の分類に従って、適宜、仕様、数量を明記してください。計測機器については、設置する個々の設備についてその概略仕様、台数等を記載してください。記載する金額は、千円単位とし千円未満は切り捨てとします。
- ・機器性能など、特記事項がある場合には、備考欄に記入してください。
- ・日射調整フィルムを採用する場合は、工事費を金額の欄に、その1/2の工事費を備考欄に記載してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合には、「複数棟用」の様式を使用してください。

⑭バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳（様式4-4）

- ・バリアフリー改修を行う場合は、建物ごとに作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
（例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目/5棟」と記載）
- ・バリアフリー改修工事を実施する場所について、別添資料1として添付する図面等をもとに記載してください。
- ・記載する金額は、千円単位とし千円未満は切り捨てとします。
- ・消費税等は除いた額として記入してください。

⑮日射調整フィルムに関する添付資料（別添様式1）

- ・日射調整フィルムによる改修を行う場合、建物ごとに作成してください。
- ・留意点等を確認のうえ、建物及びフィルム工事をする建築主等の名称を記載し、代表印を捺印してください。

※応募にあたり、使用する日射調整フィルムが JIS で規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果、日射調整フィルムの施工者が技能者であることを示す書類の添付は

不要です。ただし、審査にあたり、必要に応じて書類提出を求めることがあります。
また、採択決定後、交付申請の手続きにおいて、別途確認できる資料の提出を求めることがあります。

⑩応募書類のチェック表（別添様式2）

- ・提案申請書及び別添資料について、必要部数が整っているか、記載漏れがないか等のチェックを行うシートです。
- ・それぞれに該当する項目をチェックし、提案申請書に添えて提出してください。

⑪改修対象範囲等を明示した図面類（別添資料1）

- ・躯体の改修割合の算定根拠として、立面4面及び平面図（屋根伏）に改修対象となる箇所を図示してください。
- ・バリアフリー改修工事を実施する場合は、平面図に工事場所を図示してください。
- ・提出図面には、下記を記入してください。
 - 躯体の改修割合の算定根拠（改修範囲、面積等）
- ・なお、改修範囲等が具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。

⑫エネルギー使用量等の計測範囲・方法を明示した図面類（別添資料2）

- ・計測割合の算定根拠として、単線結線図や設備系統図等に計測対象となる範囲や設備、計測方法等を図示してください。
- ・提出図面には、下記を記入してください。
 - 計測割合の算定根拠（計測範囲及び対象設備、計測点、データ記録方法等）
- ・なお、エネルギー使用量等の計測範囲・方法が具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。

別表 3. 1 附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な人件費、旅費、一般管理費等

別表 3. 2 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	—

別表4 バリアフリー改修の補助対象となる改修箇所と仕様（※1）

改修箇所	仕様
I) 出入口	次の1～2を満たすこと 1. 幅が80cm以上であること 2. 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない（水平部分を設けている）こと
II) 廊下等	次の1～4を満たすこと 1. 表面が滑りにくい仕上げであること 2. 階段又は傾斜路の上端に近接する部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※2） 3. 幅が120cm以上であること 4. 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない（水平部分を設けている）こと
III) 階段	次の1～5を満たすこと 1. 手すりを設けていること（踊場を除く） 2. 表面が滑りにくい仕上げであること 3. 段が識別しやすいものであること 4. 段がつまずきにくいものであること 5. 段がある部分の上端に近接する踊場の部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※3）
IV) 傾斜路（スロープ）	次の1～7を満たすこと 1. 手すりを設けていること（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分を除く） 2. 表面が滑りにくい仕上げであること 3. 前後の廊下等と識別しやすいものであること 4. 傾斜部分の上端に近接する踊場の部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※4） 5. 幅が120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であること 6. 勾配が1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であること 7. 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けていること
V) エレベーター（VI）に規定するものを除く。）及びその乗降ロビー	次の1～6を満たすこと 1. かご及び昇降路の出入口の幅が80cm以上であること 2. かごの奥行きが135cm以上であること 3. 乗降ロビーは高低差が無く、その幅及び奥行きは150cm以上であること 4. かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置が設けられていること 5. かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置が設けられていること 6. 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置が設けられていること
VI) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター	次の1～4を満たすこと 1. 段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの）であること 2. かごの幅が70cm以上であること 3. かごの奥行きが120cm以上であること 4. 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合において、かごの幅及び奥行きが十分確保されたものであること

VII) 特殊な構造又は使用形態のエスカレーター		次を満たすこと 1. 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であること
VIII) 便所(※5)	車いす使用者用便房	次の1~2を満たすこと 1. 腰掛便座、手すり等が適切に設置されていること 2. 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されていること
	水洗器具を設けた便房	次を満たすこと 1. 水洗器具(オスメイト対応)を設けた便房であること
	男子用小便器	次を満たすこと 1. 置式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る) その他これらに類する小便器が設けられていること

※1 本仕様は原則として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)における建築物移動等円滑化基準に基づいています。

※2 「勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合」「高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分 上端に接する場合」「自動車車庫に設ける場合」を除く。

※3 「自動車車庫に設ける場合」「段部分と連続して手すりを設ける場合」を除く。

※4 「勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合」「高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に接する場合」「自動車車庫に設ける場合」「傾斜部分と連続して手すりを設ける場合」を除く。

※5 いずれか1以上の改修の場合でも可とする。

注1) 仕様に掲げた項目のうち、すでに適合しているものについては、要件を満たしているものとして取扱うことが可能とする。この場合、補助対象は、現在仕様に適合していない項目について適合させる改修工事に係るものとする。

注2) バリアフリー改修工事にあたっては、高齢者、障害者等の移動円滑化のための連続性について十分考慮すること。

注3) 具体の設計にあたっては、優良な設計事例等を紹介している「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を参考とすること。

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」掲載ホームページ：

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/barrier-free.files/guideline12.pdf>

非住宅の提案申請書 様式（案）

< 事業登録の内容 >

1. 提案者及び事務連絡先

事業名		
提案者	建築主	(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
	リース事業者	(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
	ESCO事業者	(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
	その他	(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
区分(選択)		<input type="checkbox"/> 提案者 <input type="checkbox"/> 事務代行者
担当者	氏名	フガナ
	法人名	フガナ
所属	部署	
	役職	
	住所	
住所	郵便番号	
	住所	
連絡先	E-mail	
	電話番号	
	FAX番号	

2. 応募する省エネ改修工事の概要

(1) 補助事業の実施場所

建物名		
所在地	都道府県	市区町村
建築概要	延床面積 m ²	階数 地上 階 地下 階
建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他 ()	

(2) 省エネ改修の概要

※その他の場合は工事内容を記載すること

躯体改修 (必須)	<input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 屋根・外壁 <input type="checkbox"/> 日射遮蔽 <input type="checkbox"/> その他 ()				
設備改修	<input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 換気設備 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 給湯設備 <input type="checkbox"/> 昇降設備 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()				

3. 上記のほか、まとめて提案する予定の建物の有無

- なし
 あり (上記2を含めた合計建物数 非住宅 棟)

申請日(記入日)	平成 25 年 月 日
----------	-------------

国土交通大臣 太田昭宏 殿

平成 24 年度 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業提案申請書 (Ver. 1)

以下の内容により、住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業の提案を申請します。

応募番号	12	-				
------	----	---	--	--	--	--

※事業登録時に発行される
応募番号を記入のこと

事業名	
-----	--

種別	非住宅	提案建物数	棟
----	-----	-------	---

バリアフリー改修工事	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 実施しない
------------	-------------------------------	--------------------------------

代表提案者 (注1)(注2)	法人の場合	法人名	フリガナ		印
		代表者名	部署名	役職名	
			フリガナ		
	個人の場合	氏名	フリガナ		印
属性 (一つ選択)		<input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 共同提案者			

事務代行者 (注3)	法人名 または 氏名	フリガナ
---------------	------------------	------

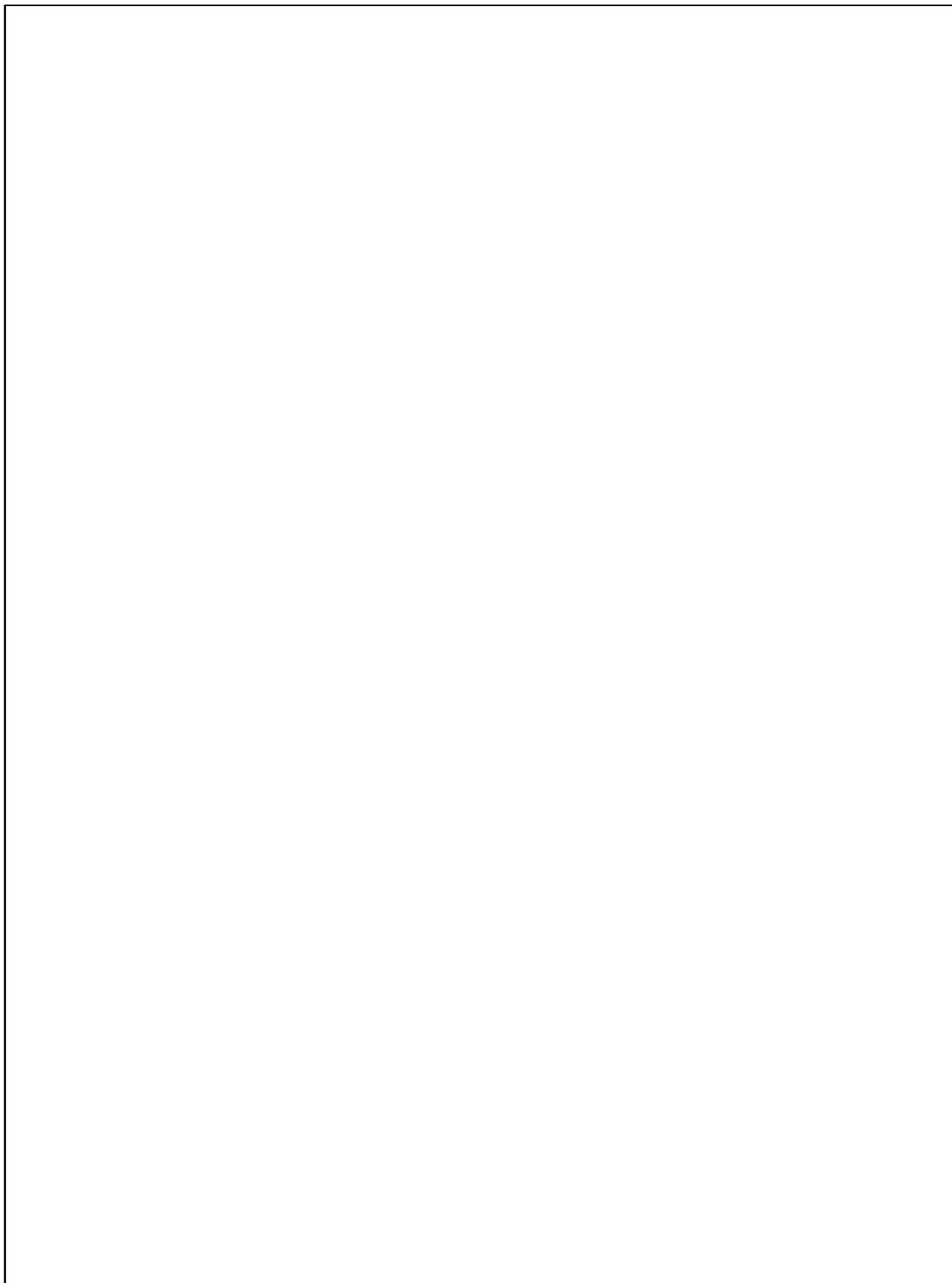
(注1) 代表提案者は、事業登録時に選択した者について、法人の場合は法人名と代表者名、個人の場合は、氏名を記載して下さい。

(注2) 事務代行者は、代表提案者になることはできません。

(注3) 事務代行者がいる場合は、法人名または氏名を記載して下さい。

フェイスシート

※事業登録時の確認画面を印刷して、下記の実線の枠内に添付して下さい。



補助事業の実施体制

※提案者以外の作業協力者がいる場合に本様式 2-2 を添付して下さい。
 (作業協力者がいない場合、未定の場合は提出不要です)

※省エネ改修工事における役割、エネルギー計測・管理における役割がわかるように、
 各者の役割も明記して下さい。

事業名			
作業 協力者	設計者		
	施工者		
	リース事業者		
	ESCO事業者		
	建材メーカー		
	機器メーカー		
	商社		
	エネルギー事業者		
	その他		

提案事業の概要（省エネ改修工事及びエネルギー計測・管理等）

事業名				
事業全体の概要	改修工事	完了時期：平成 年 月		
	計測工事	完了時期：平成 年 月		
	設計者		施工者	
	事業費	千円	補助申請額	千円
	建物全体に対する省エネ率	%		
	※複数棟での提案時は、建物ごとに様式3-3又は様式3-4へ記載すること			
提案事業の特徴	<p><省エネ改修事業のアピール点></p> <p style="text-align: center;">提案する省エネ改修事業の特徴や アピール点を箇条書きで簡潔に記載して下さい</p>			
	<p><エネルギー計測・管理の目的、アピール点></p> <p style="text-align: center;">提案するエネルギー計測や管理の目的、 管理上のアピール点を箇条書きで簡潔に記載して下さい</p>			
省エネ改修及びエネルギー計測・管理の内容	<p>複数棟を提案する場合は、必要に応じて、コピーし、全建物について、建物ごとに記載して下さい。</p> <p><省エネ改修工事の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建物ごと」に、改修する部位、設備を図示し、改修範囲や仕様、システム等の概要を吹き出し等で記入してください。 ・様式3-2等に記載する躯体改修割合の算定根拠として立面4面及び平面（屋根伏）に改修箇所、面積等を図示したもの（A4サイズ又はA3サイズ）を別添資料1として添付して下さい。なお、具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。 ・日射調整フィルムを採用する場合、施工箇所の方位、範囲を明示してください。 <p><エネルギー計測・管理の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建物ごと」に、上記の改修する部位、設備との関係がわかるように、計測範囲、計測対象設備等の概要を吹き出し等で記入してください。 ・様式3-7に記載するエネルギー計測割合の算定根拠として、単線結線図、設備系統図等に、計測点及びデータ記録方法等を図示したもの（A4サイズ又はA3サイズ）を別添資料2として添付して下さい。 			

改修割合の算定シート

建物名		○棟目/○棟
-----	--	--------

※1 建物ごとに1枚の計算シートを作成して下さい。

※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記して下さい。

※3 改修割合などの数値は、様式集の別添資料「記入上の留意点」をよく読んで、記載して下さい。

1. 躯体改修における改修割合の算定

注1) 改修対象の項目別面積及び改修項目別の全体面積の算定根拠として立面4面及び平面(屋根伏)

に改修箇所、面積等を図示したもの(A4サイズ又はA3サイズ)を別添資料1として添付して下さい。

なお、具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。

(1) 躯体改修の改修割合 (□の部分は該当するものを■で選択して下さい)

改修項目	項目別の改修面積(m ²) [a]	項目別の全体面積(m ²) [b]	項目別の改修割合(%) [c]=[a÷b×100]
<input type="checkbox"/> 開口部			
<input type="checkbox"/> 屋根・外壁※			
<input type="checkbox"/> 日射遮蔽			
<input type="checkbox"/> その他			
改修面積 合計 [A]			

※「屋根・外壁」の改修をする場合、内訳を下記に記載して下さい。

(窓等の「開口部」の面積は除いて算定して下さい)

改修項目	項目別の改修面積(m ²)	項目別の全体面積(m ²)
屋根		
外壁		

(2) 外皮面積に占める改修割合

改修面積 合計 (m ²) [A]	建物全体の外皮面積 (m ²) [B]	建物外皮面積に占める改修割合 (%) [C]=[A÷B×100]

※ 建物全体の外皮面積は、「屋根面積+建物外周長さ×建物高さ(軒下)」による計算でも可とします。

計算根拠を別添資料1に記載して、添付して下さい。

2. 設備改修における改修割合の算定

(1) 建物用途

注2) 様式3-4の別添資料「別表1 建物用途区分」を参考に主要な用途をいずれか一つ■で選択して下さい。

事務所 学校 物販店 飲食店 集会所 病院 ホテル

(2) 設備改修の改修割合

注3) 改修前エネルギー消費割合は、様式3-4の別添資料「記入上の留意点②」を参照の上、記載して下さい。

注4) 設備別の改修割合は、その計算根拠を「様式3-5」に必ず記載して下さい。

改修項目		改修前エネルギー消費割合(%) [d]	設備別の改修割合(%) [e]	建物全体のエネルギー消費量に対する改修割合(%) [f]=[d×e÷100]
<input type="checkbox"/>	空調設備	熱源設備		
		搬送設備		
		二次側設備		
<input type="checkbox"/>	換気設備	換気ファン		
<input type="checkbox"/>	照明設備	照明器具		
<input type="checkbox"/>	給湯設備	熱源設備		
		搬送設備		
<input type="checkbox"/>	昇降設備	昇降機		
<input type="checkbox"/>	その他	()		
<input type="checkbox"/>		()		
<input type="checkbox"/>		()		
<input type="checkbox"/>		()		
建物全体のエネルギー消費量に対する改修割合 合計 (%)				

省エネ効果の計算シート

建物名		○棟目/○棟
-----	--	--------

※1 建物ごとに1枚の計算シートを作成してください。

※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記して下さい。

1. 改修前のエネルギー消費量(建物全体) ※計測期間:平成〇〇年〇〇月~平成〇〇年〇〇月

種類	年間使用量(単位) [a]	一次エネルギー換算値 [b] (単位)	一次エネルギー消費量 [c]=[a×b]
電力	()	()	GJ/年
都市ガス	()	()	GJ/年
プロパンガス	()	()	GJ/年
重油	()	()	GJ/年
	()	()	GJ/年
	()	()	GJ/年
改修前エネルギー消費量 合計 [A]			GJ/年

※「平成22年1月~改修工事着工」までの間のいずれかの1年間(募集要領3.3.3「実績の報告」と同時期として下さい。

注1) 一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表第3)に準じて下さい。また、同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。

2. 改修工事内容別の省エネ効果

注2) 省エネ量の計算根拠を様式3-5に記載して下さい。

(1) 躯体改修工事 (□の部分は該当するものを■で選択して下さい)

改修項目	主たる改修内容	省エネ量
<input type="checkbox"/> 開口部		GJ/年
<input type="checkbox"/> 屋根・外壁		GJ/年
<input type="checkbox"/> 日射遮蔽		GJ/年
<input type="checkbox"/> その他		GJ/年
小計[B]		GJ/年

(2) 設備改修工事 (□の部分は該当するものを■で選択して下さい)

改修項目	主たる改修内容	省エネ量
<input type="checkbox"/> 空調設備	<input type="checkbox"/> 熱源設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 搬送設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 二次側設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 換気設備	<input type="checkbox"/> 換気ファン	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 照明設備	<input type="checkbox"/> 照明器具	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 給湯設備	<input type="checkbox"/> 熱源設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 搬送設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 昇降設備	<input type="checkbox"/> 昇降機	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> その他 (太陽光発電を除く)		GJ/年
		GJ/年
		GJ/年
		GJ/年
小計[C]		GJ/年

省エネ量合計 [D]=小計[B]+小計[C]	GJ/年
建物全体に対する省エネ率 [D]÷[A]×100 (小数点第1位まで記載)	%

省エネ効果の計算シート <簡易計算用>

建物名		○棟目/○棟
-----	--	--------

※1 建物ごとに1枚の計算シートを作成して下さい。

※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記して下さい。

※3 簡易計算にあたっては、次ページ別添資料の「記入上の留意点」をよく読んで、数値等を記入して下さい。

1. 改修前のエネルギー消費量(建物全体)

※計測期間:平成〇〇年〇〇月~平成〇〇年〇〇月

種類	年間使用量(単位) [a]	一次エネルギー換算値 (単位) [b]	一次エネルギー消費量 [c]=[a×b]
電力	()	()	GJ/年
都市ガス	()	()	GJ/年
プロパンガス	()	()	GJ/年
重油	()	()	GJ/年
	()	()	GJ/年
	()	()	GJ/年
改修前エネルギー消費量 合計 [A]			GJ/年

※「平成22年1月~改修工事着工」までの間のいずれかの1年間(募集要領3.3.3「実績の報告」と同時期としてください。

注1) 一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表第3)に準じてください。また、同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。

2. 改修工事内容別の省エネ効果

(1) 躯体改修工事 ※「項目別の改修割合」の欄は様式3-2[c]と同じ数値を記載して下さい。

建物規模 (いずれか一つを 選択)	改修項目 (該当するものを選択)		見なし 省エネ率 (%) [d]	項目別の 改修割合 (%) [e]	建物全体 省エネ率(%) [d×e÷100]
□ 大規模 (延床面積 5000㎡以上)	□ 開口部	断熱性能を強化(複層ガラス等)	3		
	□ 屋根・外壁	断熱性能の強化	2		
	□ 日射遮蔽	庇やルーバーの設置	1		
	□ その他	内容:			
□ 中小規模 (延床面積 5000㎡未満)	□ 開口部	断熱性能を強化(複層ガラス等)	15		
	□ 屋根・外壁	断熱性能の強化	12		
	□ 日射遮蔽	庇やルーバーの設置	4		
	□ その他	内容:			
注) 表中の項目に該当しないものは、その他の欄を使用し、根拠を「様式3-4」に記載してください				小計 [B]	

(2) 設備改修工事 ※「設備別の改修割合」の欄は様式3-2[e]と同じ数値を記載して下さい。

建物用途 (主要な用途をい ずれか一つ選択)	改修項目 (該当するものを選択)		改修前エネ ルギー消費割合 (%) [f]	分類別 省エネ率 (%) [g]	設備別の 改修割合 (%) [h]	建物全体 省エネ率(%) [f×g× h÷10000]
□ 事務所	□ 空調設備	熱源設備				
		搬送設備				
		二次側機器				
□ 学校	□ 換気設備	自動制御				
		換気ファン				
□ 物販店	□ 照明設備	自動制御				
		照明器具				
□ 飲食店	□ 給湯設備	自動制御				
		熱源設備				
□ 集会所	□ 昇降設備	搬送設備				
		自動制御				
□ 病院	□ 昇降設備	昇降機				
		自動制御				
□ ホテル	□ その他 (太陽光発電を 除く)	()				
		()				
		()				
		()				
小計 [C]						

(3) 建物全体の省エネ率合計 (%) (小数点第1位まで記載)

[D]=小計[B]+小計[C]

(4) 建物全体の省エネ量の合計 (GJ)

改修前エネルギー消費量合計[A]×省エネ率[D]

別添資料

(記入上の留意点)

- ① 改修割合は、部位や設備ごとに、それぞれの建物全体に対する改修部分の割合(合計面積や合計容量に対する改修部分の割合など)を記載して下さい。
(※躯体改修の項目別の改修割合については別添資料1にその計算根拠を、設備改修の設備別の改修割合については「様式3-5」にその計算根拠を記載して下さい)
- ② 設備改修工事の改修前エネルギー消費割合は、該当欄に数値を記載し、根拠を「様式3-5」に記載して下さい。
(※実態の割合を推計することが困難な場合は、別表2から該当する建物用途の数値と見なすことも可)
- ③ 設備改修工事の分類別省エネ率は、該当欄に数値を記載し、根拠を「様式3-5」に記載して下さい。
- ④ 設備改修工事のうち、自動制御に関する省エネ率は、改修項目別に建物全体に対する割合を記載して下さい。
- ⑤ 建築物の全体の省エネ・省CO2に寄与する設備(太陽光発電を除く)に関しては、その他の欄に記入して下さい。その効果については、建築物の一次エネルギー消費量の削減寄与率を試算し、その数値を「建物全体省エネ率」に記載して下さい。
- ⑥ 日射調整フィルムについては、その他の欄に記入して下さい。その効果については、建築物の空調用一次エネルギー消費量の削減寄与率を試算し、その数値を「建物全体省エネ率」に記載して下さい。
- ⑦ 見なし省エネ率の設定がないもので、詳細な省エネ計算の根拠を添付しない場合、当該工事による効果を「0.1%」と見なすことができるものとします。その場合、「建物全体省エネ率」の欄に「0.1」と記載して下さい。

別表1 建物用途区分

用途区分	施設の例示
事務所	事務所、庁舎、図書館、博物館、郵便局など
学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など
物販店	百貨店、マーケットなど
飲食店	飲食店、食堂、喫茶店など
集会所	公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋、展示施設など
病院	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど
ホテル	ホテル、旅館など

別表2 建物用途別のエネルギー消費割合 [%]

大分類	中分類	事務所	学校	物販店・飲食店・集会所	病院	ホテル
空調設備	熱源設備	35	28	28	21	32
	搬送設備	5	4	4	3	5
	二次側設備	10	8	8	6	8
換気設備		5	10	10	10	5
照明設備		20	25	25	10	10
給湯設備	熱源設備	-	-	9	36	27
	搬送設備	-	-	1	4	3
昇降設備		3	-	5	5	3
その他		22	25	10	5	7
合計		100	100	100	100	100

省エネ効果等の計算根拠

事業名	
<設備別の改修割合の計算根拠>	
<省エネ効果の計算根拠> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="264 734 513 768"><記入上の留意点></p> <p data-bbox="264 808 1278 869">①様式3-2、及び様式3-3又は様式3-4に記載する「設備別の改修割合」の計算根拠を記載して下さい。</p> <p data-bbox="264 909 1299 943">②様式3-3または3-4の分類ごとに、省エネ量・省エネ率の計算根拠を記載して下さい。</p> <p data-bbox="264 983 1289 1077">③計算根拠は、改修前と改修後の仕様等の変更内容がわかるように明記し、電卓等の手計算で計算過程を追えるように記載して下さい。 (計算結果のみの記載は不可)</p> <p data-bbox="264 1117 1302 1211">④効果の算定にあたっては、経年劣化等は考慮せず、改修前と改修後の機器効率等は定格値を用いて効果を計算して下さい。また、運転時間等などの前提条件を必ず明記して下さい。なお、改修前と改修後の算定方法は同じ方法として下さい。</p> <p data-bbox="264 1252 1286 1346">⑤躯体改修について、省エネ量の計算が困難な場合は、「様式3-4」の「簡易計算」による数値を見なし省エネ率として参照することが可能です。 この場合、「様式3-4」の数値を参照している旨を明記して下さい。</p> <p data-bbox="264 1386 1289 1480">⑥設備改修について、分類ごとのエネルギー消費量を推定することが困難な場合は、「様式3-4」のエネルギー消費割合の数値を参照することが可能です。この場合、「様式3-4」の数値を参照している旨を明記して下さい。</p> <p data-bbox="264 1520 1031 1554">⑦複数棟を提案する場合、建物ごとに計算根拠を記載して下さい。</p> <p data-bbox="264 1594 1273 1655">⑧日射調整フィルムを採用する場合、様式3-5に省エネ率の計算根拠を記載し、シミュレーション結果等が確認できる結果を添付して下さい。</p> <p data-bbox="264 1695 1294 1789">⑨省エネ改修を実施する設備の主な仕様を記載した一覧表と新たに導入する設備の主な仕様を記載した一覧表を別添資料として機器一覧表の記入例を参考に提示して下さい。 (参考例を使用しても可)。</p> <p data-bbox="264 1830 1190 1863">⑩太陽光発電設備導入に伴う発電量を、省エネ量に加算することはできません。</p> </div>	

エネルギー計測・管理の概要

建物名		○棟目／○棟
-----	--	--------

※1 建物ごとに1枚の計算シートを作成して下さい。
 ※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記して下さい。

1. エネルギー計測・管理の目的

エネルギー計測・管理の区分および計測データの活用方法について該当するいずれかの項目を■で選択して下さい。

- 注1) 建物全体のエネルギー消費量のうち、設備別のエネルギー消費量や消費割合を把握する
- 注2) 設備単体のエネルギー消費量、設備単体の効率等を把握する
- 注3) 個々の設備機器毎の稼働状況、電力デマンド等を把握する
- 注4) その他のデータ活用法を簡潔に記載の上、「様式3-7」にその主な活用方法を記載して下さい

エネルギー計測・管理の区分		計測データの活用方法
区分	概要	
<input type="checkbox"/> タイプ①	建物全体に加えて少なくとも改修設備、改修設備を含む大分類設備、改修しない大分類設備のエネルギー使用量を把握(計測)するもの	<input type="checkbox"/> 設備別のエネルギー消費量・割合を把握 ^{注1)} <input type="checkbox"/> 設備単体の稼働状況を把握 ^{注2)} <input type="checkbox"/> 設備別の運転時間を把握 ^{注3)} <input type="checkbox"/> その他 ^{注4)} ()
<input type="checkbox"/> タイプ②	建物全体に加えて少なくとも改修設備のエネルギー使用量を把握(計測)するもの	<input type="checkbox"/> 設備別のエネルギー消費量・割合を把握 ^{注1)} <input type="checkbox"/> 設備単体の稼働状況を把握 ^{注2)} <input type="checkbox"/> 設備別の運転時間を把握 ^{注3)} <input type="checkbox"/> その他 ^{注4)} ()
<input type="checkbox"/> タイプ③	建物全体のエネルギー使用量を把握(計測)するもの	/
<input type="checkbox"/> タイプ③ (躯体改修効果の検証等)	建物全体のエネルギー使用量を把握(計測)するものかつ躯体改修効果の検証等を行うもの (検証等の内容を「様式3-7」に記載して下さい)	/

2. エネルギー計測の概要 (□の部分には該当するタイプ、計測内容を■で選択して下さい)

- 注1) 設備の分類はP32別表2に示す大分類と中分類のうち、計測を行う設備を記載して下さい。
- 注2) タイプ③(躯体改修効果の検証等)とその他特記すべき管理上の取組みについて、「様式3-7」に必ずその内容を記載して下さい。

計測項目		改修前データの計測		計測データ種別				特記すべき管理上の取組み		
				改修設備		改修しない設備				
大分類	中分類	なし	あり	月別	時間別	月別	時間別	なし	あり	
空調設備	熱源設備	(電力)	<input type="checkbox"/>							
		(ガス)	<input type="checkbox"/>							
		(油)	<input type="checkbox"/>							
	搬送設備	<input type="checkbox"/>								
	二次側設備	<input type="checkbox"/>								
換気設備		<input type="checkbox"/>								
照明設備	照明用電力	<input type="checkbox"/>								
	電灯系統電力	<input type="checkbox"/>								
給湯設備	熱源設備	(電力)	<input type="checkbox"/>							
		(ガス)	<input type="checkbox"/>							
		(油)	<input type="checkbox"/>							
	搬送設備	<input type="checkbox"/>								
昇降設備		<input type="checkbox"/>								
その他	()	<input type="checkbox"/>								
	()	<input type="checkbox"/>								
	()	<input type="checkbox"/>								
	()	<input type="checkbox"/>								

エネルギー計測・管理の内訳

建物名		○棟目 / ○棟
-----	--	----------

※1 建物ごとに1枚の計算シートを作成して下さい。
 ※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記して下さい。

1. 計測範囲の内訳

- 注1) 『改修前エネルギー消費割合[a]』は様式3-2の[d]欄と同じ数値、設備の改修概要の『改修設備の割合[b]』は様式3-2の[e]欄と同じ数値として下さい。
 注2) 設備別の計測概要のうち、『改修設備の計測割合[d]』と『改修しない設備の計測割合[e]』の根拠を下記「2.計測・エネルギー管理の詳細」に記載して下さい。
 注3) 照明設備の計測では、「照明用電力」を区分して計測するのか、照明を含む「電灯系統電力」を計測するのか、いずれか該当する欄に記載して下さい。
 注4) [d]について、[b]が"0"の場合は"0"、それ以外は"100"となります。
 注5) [e]について、改修しない設備を計測する場合は、大分類設備のいずれか全てを計測することが必須ですので、"100"となります。

計測項目		改修前エネルギー消費割合 (%) [a]	設備の改修概要 (%)		設備の計測概要 (%)		建物全体の改修前エネルギー消費に対する計測割合 (%)		
			改修設備の割合 [b]	改修しない設備の割合 [c]=100-[b]	改修設備の計測割合 [d]	改修しない設備の計測割合 [e]	改修設備 [f]=[a×b×d ÷ 10000]	改修しない設備 [g]=[a×c×e ÷ 10000]	計 [h]=[f+g]
大分類	中分類	[a]	[b]	[c]=100-[b]	[d]	[e]	[f]=[a×b×d ÷ 10000]	[g]=[a×c×e ÷ 10000]	[h]=[f+g]
空調設備	熱源設備	(電力)							
		(ガス)							
		(油)							
	搬送設備								
	二次側設備								
換気設備									
照明設備	照明用電力								
	電灯系統電力								
給湯設備	熱源設備	(電力)							
		(ガス)							
		(油)							
	搬送設備								
昇降設備									
その他	()								
	()								
	()								
	()								

2. 計測・エネルギー管理の詳細

①エネルギー計測の方法(計測点、データ記録方法、管理上の取り扱い等)を具体的に記載して下さい。

②「建物ごと」に、エネルギー計測割合の算定根拠を記載して下さい。

③エネルギー計測割合の算定根拠として、単線結線図、設備系統図等に、計測点及びデータ記録方法等を図示したもの(A4サイズ又はA3サイズ)を別添資料2として添付して下さい。

④タイプ③(躯体改修効果の検証等)と特記すべきエネルギー管理上の取組みを行う場合には、目的、取組体制、取組内容を具体的に記載して下さい。

⑤様式3-6の計測データの活用方法について、「その他」とした場合は、その主な活用方法を記載して下さい。

⑥複数棟をまとめて提案する場合は、必要に応じて、コピーし、全建物について記載して下さい。

事業計画及び補助申請額
(バリアフリー改修工事無し)

項目の計算式のうち、 $a \sim d$ 、 d' は様式4-2、①から③は様式4-3の数値を記載してください。

区分		項目		金額 (単位:千円)	
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d			
	(2)エネルギー使用量の計測等	③			
	合計	ア=d+③			
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	$イ=a'+c$		
		設備費	ウ=b		
		合計	$エ=d'=イ+ウ$		
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ:③、またはタイプ①は $d \times 10\%$ 以内、タイプ②は $d \times 5\%$ 以内のいずれか低い額(但し、 $d \times 10\%$ 、 $d \times 5\%$ が100万円以内の場合は③とすることも可)			
		内訳	工事費	$カ=オ \times ① / ③$	
			設備費	キ=オ-カ	
3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	工事費	$ク=(イ+カ) \times 1/3$		
		設備費	$ケ=(ウ+キ) \times 1/3$		
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助金の額	工事費	ク		
		設備費	コ:ケ、または250万円のいずれか低い額		
		合計	サ=ク+コ		
	(2)附帯事務費	シ=サ \times 2.2%以内			
	(3)補助申請額	ス:「サ+シ」、または500万円のいずれか低い額			

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、

下記に事業名と本事業との区別を明記してください。

--	--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

項目の計算式のうち、a～d、d'は様式4-2、①、③は様式4-3、9.は様式4-4の数値を記載してください。

区分		項目		金額 (単位:千円)	
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d			
	(2)エネルギー使用量の計測等	③			
	(3)バリアフリー改修工事	9.			
	合計	ア=d+③+9.			
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	イ=a'+c		
		設備費	ウ=b		
		小計	エ=d'=イ+ウ		
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ: ③、またはタイプ①はd×10%以内、タイプ②はd×5%以内のいずれか低い額(但し、d×10%、d×5%が100万円以内の場合は③とすることも可)			
		内訳	工事費	カ=オ×①/③	
			設備費	キ=オ-カ	
	(3)バリアフリー改修工事	ク=9.			
	3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	工事費	ケ=(イ+カ)×1/3	
設備費			コ=(ウ+キ)×1/3		
(2)バリアフリー改修工事に係る補助額		サ=ク×1/3			
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助金の額	工事費	ケ		
		設備費	シ: コ、または25百万円のいずれか低い額		
		附帯事務費	ス=(ケ+シ)×2.2%以内		
		小計	セ=ケ+シ+ス		
	(2)バリアフリー改修工事に係る補助金の額	工事費	ソ=サ		
		附帯事務費	タ=ソ×2.2%以内		
		小計	チ=ソ+タ		
	(3)補助申請額	省エネ改修における建設工事等及びエネルギー計測等	ツ: セ、または50百万円のいずれか低い額		
		バリアフリー改修工事	テ: チ、または25百万円のいずれか低い額。ただし、「ツ」の金額以下であること		
		合計	ト=ツ+テ		

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--	--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

省エネ改修に係る建設工事等に係る事業費の内訳

項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
1. 躯体改修工事(部位別に記載)					
〇〇工事					
〇〇工事					
〇〇工事					
小計 a 注6)					
小計 a' 注7)					
2. 設備改修工事(本体機器費:機器別に記載)					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 b					
3. 設備改修工事(附帯工事費:設備別・工事別に記載)					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
△△					
小計 c					
4. 省エネ改修における建設工事等に係る事業費 合計 $d=a+b+c$					
5. 省エネ改修における建設工事等に係る補助対象事業費 合計 $d'=a'+b+c$					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、省エネ改修工事の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

注5) 日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を金額欄に記載してください。

なお、備考欄には当該工事費を1/2した金額を記載してください。

注6) 「小計 a」は、金額欄の合計額を記載してください。

注7) 「小計 a'」は、日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を1/2とし、その他の工事費を合計した金額を記載してください。日射調整フィルムを採用しない場合は、「小計 a」と同額を記載してください。

エネルギー使用量の計測等に係る事業費の内訳

項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
6. 設置工事費(機器設置費等)					
〇〇工事					
△△					
△△					
〇〇工事					
△△					
△△					
小計 ①					
7. 設備費(計測機器費)					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 ②					
8. エネルギー使用量の計測等に係る事業費 合計 ③=①+②					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、計測機器の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

1. バリアフリー改修工事の工事内容および事業費の内訳

- ※1 様式1の提案申請書でバリアフリー改修工事を「実施する」にチェックされた場合は、本様式に沿って工事種別、施工部位の当該部分に□を■としてチェックをしてください。また、併せて当該工事の工事箇所数およびその工事費を記入してください。
- 様式1で「実施しない」にチェックされた場合は、本様式の提出は必要ありません。
- ※2 バリアフリー改修工事を実施する工事場所が分かる図面を別添資料1として提出してください。

施工部位		工事有	工事箇所数	金額 (単位:千円)	備考
I) 出入口		<input type="checkbox"/>	カ所		
II) 廊下等		<input type="checkbox"/>	カ所		
III) 階段		<input type="checkbox"/>	カ所		
IV) 傾斜路(スロープ)		<input type="checkbox"/>	カ所		
V) エレベーター(VI)に規定するものを除く。)及びその乗降ロビー		<input type="checkbox"/>	カ所		
VI) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター		<input type="checkbox"/>	カ所		
VII) 特殊な構造又は使用形態のエスカレーター		<input type="checkbox"/>	カ所		
VII) 便所	車いす使用者用便房	<input type="checkbox"/>	カ所		
	水洗器具を設けた便房	<input type="checkbox"/>	カ所		
	男子用小便器	<input type="checkbox"/>	カ所		
9. バリアフリー改修工事に係る事業費 合計					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額 (1)
(バリアフリー改修工事無し)

項目の計算式のうち、b~d、d'、③、オ、カ、キ、ク、ケ、スは様式 4 - 1 の数値を記載してください。

区分		項目			金額 (単位:千円)	
1. 事業費 ※建物ごとに 記載 (必要に応じて 欄を増やして ください)	(1)省エネ改修にお ける建設工事等	建物1:		d		
		建物2:		d		
		建物3:		d		
		建物4:		d		
		全体		Σd		
	(2)エネルギー使用 量の計測等	建物1:		③		
		建物2:		③		
		建物3:		③		
		建物4:		③		
		全体		$\Sigma ③$		
合計	ア = $\Sigma d + \Sigma ③$					
2. 補助対象事業 費 ※建物ごとに 記載 (必要に応じて 欄を増やして ください)	(1)省エネ改修にお ける建設工事等	工事費	建物1:		イ = a' + c	
			建物2:		イ = a' + c	
			建物3:		イ = a' + c	
			建物4:		イ = a' + c	
			小計		$\Sigma イ$	
		設備費	建物1:		ウ = b	
			建物2:		ウ = b	
			建物3:		ウ = b	
			建物4:		ウ = b	
			小計		$\Sigma ウ$	
	全体	エ = d' = $\Sigma イ + \Sigma ウ$				
	(2)エネルギー使用 量の計測等	建物1:		オ		
		建物2:		オ		
		建物3:		オ		
		建物4:		オ		
		全体		$\Sigma オ$		
		内訳	工事費	建物1:		カ
建物2:					カ	
建物3:					カ	
建物4:					カ	
小計					$\Sigma カ$	
設備費	建物1:			キ		
	建物2:			キ		
	建物3:			キ		
	建物4:			キ		
	小計			$\Sigma キ$		

事業計画及び補助申請額(2)

(バリアフリー改修工事無し)

3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	建物1:	工事費	ク	
			設備費	ケ	
		建物2:	工事費	ク	
			設備費	ケ	
		建物3:	工事費	ク	
			設備費	ケ	
		建物4:	工事費	ク	
			設備費	ケ	
全体	工事費	Σク			
	設備費	Σケ			
4. 補助申請額		建物1:	ス		
		建物2:	ス		
		建物3:	ス		
		建物4:	ス		
		合計	Σス、または50百万円のいずれか低い額		

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、
下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額
(バリアフリー改修工事無し)

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

項目の計算式のうち、a～d、a'、d'は様式4-2、①から③は様式4-3の数値を記載してください。

区分		項目		金額 (単位:千円)	
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d			
	(2)エネルギー使用量の計測等	③			
	合計	ア=d+③			
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	イ=a'+c		
		設備費	ウ=b		
		合計	エ=d'=イ+ウ		
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ:③、またはタイプ①はd×10%以内、タイプ②はd×5%以内のいずれか低い額(但し、d×10%、d×5%が100万円以内の場合は③とすることも可)			
		内訳	工事費	カ=オ×①/③	
			設備費	キ=オ-カ	
3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	工事費	ク=(イ+カ)×1/3		
		設備費	ケ=(ウ+キ)×1/3		
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助金の額	工事費	ク		
		設備費	コ:ケ、または25百万円のいずれか低い額		
		合計	サ=ク+コ		
	(2)附帯事務費	シ=サ×2.2%以内			
	(3)補助申請額	ス:「サ+シ」、または50百万円のいずれか低い額			

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、

下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額(1)
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

項目の計算式のうち、b~d、a'、③、オ、カ、キ、ケ、コ、サ、セ、チは様式4-1より、9. は様式4-4の数値を記載してください。

区分		項目			金額 (単位:千円)		
1. 事業費 ※建物ごとに 記載 (必要に応じて 欄を増やして ください)	(1)省エネ改修にお ける建設工事等	建物1:		d			
		建物2:		d			
		建物3:		d			
		全体		Σd			
	(2)エネルギー使用 量の計測等	建物1:		③			
		建物2:		③			
		建物3:		③			
		全体		$\Sigma ③$			
	(3)バリアフリー改 修工事	建物1:		9.			
		建物2:		9.			
		建物3:		9.			
		全体		$\Sigma 9.$			
	合計	ア = $\Sigma d + \Sigma ③ + \Sigma 9.$					
2. 補助対象事業 費 ※建物ごとに 記載 (必要に応じて 欄を増やして ください)	(1)省エネ改修にお ける建設工事等	工事費	建物1:		イ = a' + c		
			建物2:		イ = a' + c		
			建物3:		イ = a' + c		
			小計		$\Sigma イ$		
		設備費	建物1:		ウ = b		
			建物2:		ウ = b		
			建物3:		ウ = b		
			小計		$\Sigma ウ$		
	全体	エ = d' = $\Sigma イ + \Sigma ウ$					
	(2)エネルギー使用 量の計測等	建物1:		オ			
		建物2:		オ			
		建物3:		オ			
		全体		$\Sigma オ$			
		内訳	工事費	建物1:		カ	
				建物2:		カ	
				建物3:		カ	
				小計		$\Sigma カ$	
	設備費		建物1:		キ		
			建物2:		キ		
			建物3:		キ		
小計				$\Sigma キ$			
(3)バリアフリー改 修工事	建物1:		ク = 9.				
	建物2:		ク = 9.				
	建物3:		ク = 9.				
	全体		$\Sigma ク$				

事業計画及び補助申請額(2)
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	建物1:	工事費	ケ		
			設備費	コ		
		建物2:	工事費	ケ		
			設備費	コ		
		建物3:	工事費	ケ		
			設備費	コ		
		全体	工事費	Σク		
			設備費	Σケ		
	(2)バリアフリー改修工事	建物1:	サ			
		建物2:	サ			
建物3:		サ				
全体		Σサ				
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等	建物1:	ツ			
		建物2:	ツ			
		建物3:	ツ			
		全体	Σツ			
	(2)バリアフリー改修工事	建物1:	テ			
		建物2:	テ			
		建物3:	テ			
		全体	Σテ			
	(3)補助申請額	建設工事等及びエネルギー計測等	ト:「Σツ」、または50百万円のいずれか低い額			
		バリアフリー改修工事	ナ:「Σテ」、または25百万円のいずれか低い額。ただし、「ト」の金額以下であること			
		合計	ト+ナ			

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、
下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1. 事業費の合計「ア」、4. 補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

項目の計算式のうち、a～d、d'は様式4-2、①、③は様式4-3、9.は様式4-4の数値を記載してください。

区分		項目		金額 (単位:千円)	
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d			
	(2)エネルギー使用量の計測等	③			
	(3)バリアフリー改修工事	9.			
	合計	ア=d+③+9.			
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	イ=a'+c		
		設備費	ウ=b		
		小計	エ=d'=イ+ウ		
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ: ③、またはタイプ①はd×10%以内、タイプ②はd×5%以内のいずれか低い額(但し、d×10%、d×5%が100万円以内の場合は③とすることも可)			
		内訳	工事費	カ=オ×①/③	
			設備費	キ=オーカ	
(3)バリアフリー改修工事	ク=9.				
3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	工事費	ケ=(イ+カ)×1/3		
		設備費	コ=(ウ+キ)×1/3		
	(2)バリアフリー改修工事に係る補助額	サ=ク×1/3			
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助金の額	工事費	ケ		
		設備費	シ: コ、または25百万円のいずれか低い額		
		附帯事務費	ス=(ケ+シ)×2.2%以内		
		小計	セ=ケ+シ+ス		
	(2)バリアフリー改修工事に係る補助金の額	工事費	ソ=サ		
		附帯事務費	タ=ソ×2.2%以内		
		小計	チ=ソ+タ		
	(3)補助申請額	省エネ改修における建設工事等及びエネルギー計測等	ツ: セ、または50百万円のいずれか低い額		
		バリアフリー改修工事	テ: チ、または25百万円のいずれか低い額。ただし、「ツ」の金額以下であること		
		合計	ツ+テ		

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

省エネ改修における建設工事等に係る補助対象事業費の内訳

※建物ごとに作成してください。

		建物名			○棟目/計○棟
項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
1. 躯体改修工事(部位別に記載)					
○○工事					
○○工事					
○○工事					
小計 a 注6)					
小計 a' 注7)					
2. 設備改修工事(本体機器費:機器別に記載)					
○○設備					
△△					
△△					
○○設備					
△△					
△△					
○○設備					
△△					
△△					
小計 b					
3. 設備改修工事(附帯工事費:設備別・工事別に記載)					
○○設備					
△△					
△△					
○○設備					
△△					
△△					
○○設備					
△△					
△△					
小計 c					
4. 建設工事等に係る事業費 合計 d=a+b+c					
5. 建設工事等に係る補助対象事業費 合計 d'=a'+b+c					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、省エネ改修工事の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

注5) 日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を金額欄に記載してください。

なお、備考欄には当該工事費を1/2した金額を記載してください。

注6) 「小計a」は、金額欄の合計額を記載してください。

注7) 「小計a'」は、日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を1/2とし、その他の工事費を合計した金額を記載してください。日射調整フィルムをを採用しない場合は、「小計a」と同額を記載してください。

エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費の内訳

※建物ごとに作成してください。

		建物名				○棟目/計○棟
項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考	
6. 設置工事費(機器設置費等)						
○○工事						
△△						
△△						
○○工事						
△△						
△△						
小計 ①						
7. 設備費(計測機器費)						
○○設備						
△△						
△△						
○○設備						
△△						
△△						
小計 ②						
8. エネルギー使用量の計測等に係る事業費 合計 ③=①+②						

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、計測機器の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

※建物ごとに作成してください。

建物名		○棟目 / 計○棟
-----	--	-----------

1. バリアフリー改修工事の工事内容および事業費の内訳

- ※1 様式1の提案申請書でバリアフリー改修工事を「実施する」にチェックされた場合は、本様式に沿って工事種別、施工部位の当該部分に口を■としてチェックをしてください。また、併せて当該工事の工事箇所数およびその工事費を記入してください。様式1で「実施しない」にチェックされた場合は、本様式の提出は必要ありません。
- ※2 バリアフリー改修工事を実施する工事場所が分かる図面を別添資料1として提出してください。

施工部位		工事有	工事箇所数	金額 (単位:千円)	備考
I) 出入口		<input type="checkbox"/>	カ所		
II) 廊下等		<input type="checkbox"/>	カ所		
III) 階段		<input type="checkbox"/>	カ所		
IV) 傾斜路(スロープ)		<input type="checkbox"/>	カ所		
V) エレベーター(VI)に規定するものを除く。)及びその乗降ロビー		<input type="checkbox"/>	カ所		
VI) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター		<input type="checkbox"/>	カ所		
VII) 特殊な構造又は使用形態のエスカレーター		<input type="checkbox"/>	カ所		
VII) 便所	車いす使用者用便房	<input type="checkbox"/>	カ所		
	水洗器具を設けた便房	<input type="checkbox"/>	カ所		
	男子用小便器	<input type="checkbox"/>	カ所		
9. バリアフリー改修工事に係る事業費 合計					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

日射調整フィルムに関する添付資料

1. 採用予定の製品名(メーカー名及び製品名・型番は必ず記載して下さい)

メーカー		製品名・ 型番	
国内実績	(過去3年間の平均の施工建物件数)		件/年

2. フィルム性能

	耐候性試験前	耐候性試験後
遮蔽係数		
熱貫流率	W/m ² ・K	
可視光線透過率	%	

注1) 遮蔽係数、熱貫流率、可視光線透過率及び耐候性の計測・試験方法は、JIS A5759によること

3. 提案建物における年間冷暖房負荷の増減量

	冷房負荷	暖房負荷
改修前(a)	MJ/年	MJ/年
改修後(b)	MJ/年	MJ/年
増減量 (a-b)	MJ/年	MJ/年

注1) フィルムを貼付することにより改修前に比べて冷房負荷および暖房負荷が増減する場合は、必ず計算結果を記入してください。なお、フィルムを貼付することにより改修後の熱負荷が低減されていることを確認ください。また、審査に当たり、必要に応じて算出根拠の提出を求めることがあります。

4. 建築主等におけるフィルム施工に係る留意点の確認状況

※建築主等が説明を受け、内容を了解している項目について、□を■としてチェックしてください。

※下記の点を確認のうえ、建物及びフィルム工事をする建築主等の名称を記載し、代表印を捺印してください。

<input type="checkbox"/>	JIS A5759(建築窓ガラス用フィルム)に規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果を確認している。
<input type="checkbox"/>	熱割れ計算等によって、工事箇所の熱割れの可能性が低いことを確認している。
<input type="checkbox"/>	将来、フィルムを貼り替える必要が生じる可能性があることを承知している。
<input type="checkbox"/>	専門の技能を有する者(建築フィルム1・2級技能士等)の施工が必要であることを承知している。
<input type="checkbox"/>	電波障害が生じる可能性がある製品があるなど、フィルムの特性を承知している。

注1) 審査に当たり、必要に応じて日射調整フィルムがJISで規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果、施工者がフィルム技能士であることを示す書類の提出を求めることがあります。

注2) 建築フィルム1・2級技能士とは、ガラス用フィルム施工に関する技能検定(指定試験機関 日本ウインドウ・フィルム工業会)の合格者を指します。

注3) 応募時点で施工者は未定であっても提案は可能ですが、採択後の交付申請時に技能者による施工であることを示す書類を提出していただきます。

なお、これに反する場合は採択の取り消しとなることがありますので、ご留意下さい。

建築主等		印
------	--	---

応募書類のチェック表

■提案書類のチェック

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
様式1	提案申請書	応募番号を正しく記入しているか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者は本補助金の交付を受けて事業を行う建築主等であるか	<input type="checkbox"/>
様式2-1	フェイスシート	事業登録時の確認画面を添付しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-2	補助事業の実施体制	提案者以外の作業協力者(改修工事、計測・管理の役割)が決まっている場合、記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-3	補助事業の実施場所の概要(複数棟)	提案建物数毎の実施場所の概要を記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-1	提案事業の概要	複数年度の事業の場合、平成26年2月までの完了となっているか	<input type="checkbox"/>
様式3-2	改修割合の算定シート	改修割合が適切に算定及び記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-3	省エネ効果の計算シート	改修工事内容別の省エネ効果が適切に算定及び記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-4	省エネ効果の計算シート<簡易計算用>	改修工事内容別の省エネ効果が適切に算定及び記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-5	省エネ効果等の計算根拠	省エネ効果の計算根拠を記入上の留意点に沿って記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-6	エネルギー計測・管理の概要	計測タイプの区分、データの活用方法が該当する項目が選択されているか	<input type="checkbox"/>
		改修対象設備について、必要条件であるエネルギー計測が計画されている	<input type="checkbox"/>
様式3-7	エネルギー計測・管理の内訳	計測範囲、計測データの内訳、計測・管理に関する内容を簡潔かつ具体的に記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-1	事業計画及び補助申請額	計測等に係る補助対象事業費は、タイプ①が10%以内、タイプ②が5%以内となっているか	<input type="checkbox"/>
		各費用は千円未満切り捨てとして記載しているか	<input type="checkbox"/>
		補助申請額(建設工事等とエネルギー使用量の計測等の場合)が附帯事務費を含め5,000万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		バリアフリー改修工事を行う場合、補助申請額が附帯事務費を含め2,500万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
様式4-2	省エネ改修における建設工事等に係る事業費の内訳	日射調整フィルムを提案する場合、当該工事費を金額の欄、1/2とした工事費を備考欄に記載しているか	<input type="checkbox"/>
		補助対象とならないものを計上していないか	<input type="checkbox"/>
様式4-3	エネルギー使用量の計測等に係る事業費の内訳	補助対象とならないものを計上していないか	<input type="checkbox"/>
様式4-4	バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳	バリアフリー改修工事の工事場所が正しくチェックされているか	<input type="checkbox"/>
		各施工部位の工事箇所数及びその金額が正しく計上されているか	<input type="checkbox"/>
別添様式1	日射調整フィルムに係る添付資料	メーカー、製品名・型番を記載しているか	<input type="checkbox"/>
		建築主等の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
別添資料1	改修対象範囲等を明示した図面類	躯体の改修割合の算定根拠やバリアフリー改修工事を実施する場合の工事場所を図面(A3又はA4サイズ)等に明示しているか	<input type="checkbox"/>
別添資料2	エネルギー使用量等の計測範囲・方法を明示した図面類	計測範囲や計測方法を図面(A3又はA4サイズ)に明示しているか	<input type="checkbox"/>

■一建物において非住宅と住宅が混在している場合のチェック

項目	チェック項目	確認	
①	本提案とは別に、住宅用として「平成24年度 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業【住宅】」に応募している場合、□を■としてチェック	<input type="checkbox"/>	
②	上記で■チェックをした場合は、下記に住宅の応募番号及び事業名を記載しているか	<input type="checkbox"/>	
	応募番号	12 -	-
	事業名		-
③	非住宅用と住宅用の提案において、省エネ改修とバリアフリー改修に必要な設備機器等の設備費と工事費の内訳が重複して計上されていないか (重複して計上している場合は、いずれも補助の対象外となりますので留意ください)	<input type="checkbox"/>	

機器一覧表
(記入例)

機器一覧表 空調設備・熱源設備

改修前設備		機器仕様(1台当り)						台数	能力合計		エネルギー消費量(1時間当り)				備考	
補助対象	機器番号	機器名称	能力		電力		燃料		冷房	暖房	電力消費量		燃料消費量			
			冷房	暖房	冷房	暖房	冷房				暖房	冷房	暖房	冷房		暖房
				kW	kW	kW	kW	m ³ /h kg/h	m ³ /h kg/h	台	kW	kW	kWh	kWh	m ³ , kg	m ³ , kg
		(記入例)														
補助対象 外設備	×××	△△冷水発生機	***	***	**	**	***	***	*	***	***	**	**	***	***	
	×××	○○ヒートポンプチラー	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	△△ポンプ			***				*			***				
	×××	○○冷却塔			***				*			***				
	×××	○○ヒートポンプエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	○○ヒートポンプエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**
計										a	b	c	d	e	f	
補助対象 設備		(記入例)														
	×××	△△冷水発生機	***	***	**	**	***	***	*	***	***	**	**	***	***	
	×××	○○ヒートポンプチラー	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	△△ポンプ			***				*			***				
	×××	○○冷却塔			***				*			***				
	×××	○○ヒートポンプエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	○○ヒートポンプエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**
×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**	
計										g	h	i	j	k	l	
V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。										熱量換算 MJ	m	n	o	p	q	r
										冷房 t=o+q		暖房 u=p+r				

改修後設備		機器仕様(1台当り)						台数	能力合計		エネルギー消費量(1時間当り)				備考	
補助対象	機器番号	機器名称	能力		電力		燃料		冷房	暖房	電力消費量		燃料消費量			
			冷房	暖房	冷房	暖房	冷房				暖房	冷房	暖房	冷房		暖房
				kW	kW	kW	kW	m ³ /h kg/h	m ³ /h kg/h	台	kW	kW	kWh	kWh	m ³ , kg	m ³ , kg
		(記入例)														
補助対象 設備	×××	ガス冷水発生機	***	***	**	**	***	***	*	***	***	**	**	***	***	
	×××	電動ヒートポンプチラー	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	冷却水ポンプ			***				*			***				
	×××	冷却塔			***				*			***				
	×××	空冷パッケージエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	空冷パッケージエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***			
	×××	ガスヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**
	×××	ガスヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**
計										g'	h'	i'	j'	k'	l'	
V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。										熱量換算 MJ	m'	n'	o'	p'	q'	r'
										冷房 t'=o'+q'		暖房 u'=p'+r'				

機器一覧表 (右記設備の一覧表は共通)	空調設備・搬送設備
	換気設備・換気ファン
	照明設備・照明器具
	給湯設備・搬送設備
	昇降設備・昇降機

改修前設備							
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)		エネルギー消費量(1時間当り)		備考
			電力	台数	電力消費量		
			kW	台	kWh		
補助対象 外設備		(記入例)					
	×××	△△ポンプ	***	*	**		
	×××	△△ポンプ	***	*	***		
		計		*	a		
補助対象 設備		(記入例)					
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***		
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***		
		計		*	b		

改修後設備							
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)		エネルギー消費量(1時間当り)		備考
			電力	台数	電力消費量		
			kW	台	kWh		
補助対象 設備		(記入例)					
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***		
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***		
		計		*	b'		

機器一覧表
(記入例)

機器一覧表 空調設備・二次側設備

改修前設備		機器仕様(1台当り)				台数	能力合計		エネルギー消費量(1時間当り)		備考	
補助対象	機器番号	機器名称	能力		電力		冷房	暖房	電力消費量			
			冷房	暖房	冷房				暖房	冷房		暖房
			kW	kW	kW	kW			kWh	kWh		
		(記入例)										
補助対象 外設備	×××	天井カセット型△△	***	***	**	**	*	***	***	**	**	
	×××	床置型△△	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
	×××	天吊型△△	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
	×××	壁掛型△△	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
未改修・改修予 定機器												
		計				*	a	b	c	d		
補助対象 設備		(記入例)										
	×××	天井カセット型○○	***	***	**	**	*	***	***	**	**	
	×××	床置型○○	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
	×××	天吊型○○	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
改修予定機器												
		計				*	e	f	j	h		
		V:燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用してください。					熱量換算 MJ	$e \times 3.6$	$f \times 3.6$	$j \times V$	$h \times V$	
							i	j	k	l		

改修後設備		機器仕様(1台当り)				台数	能力合計		エネルギー消費量(1時間当り)		備考	
補助対象	機器番号	機器名称	能力		電力		冷房	暖房	電力消費量			
			冷房	暖房	冷房				暖房	冷房		暖房
			kW	kW	kW	kW			kWh	kWh		
		(記入例)										
補助対象 設備	×××	天井カセット型○○	***	***	**	**	*	***	***	**	**	
	×××	床置型○○	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
	×××	天吊型○○	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
改修予定機器												
		計				*	e'	f'	j'	h'		
		V:燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用してください。					熱量換算 MJ	$e' \times 3.6$	$f' \times 3.6$	$j' \times V$	$h' \times V$	
							i'	j'	k'	l'		

機器一覧表
(記入例)

機器一覧表 給湯設備・熱源設備

改修前設備										
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)			台数	能力合計	エネルギー消費量(1時間当り)		備考
			能力	電力	燃料			電力消費量	燃料消費量	
			kW	kW	m3/h kg/h			台	kW	
補助対象 外設備 未改修・改修予 定機器		(記入例)								
	×××	△△ボイラー	***	**.*	***	*	***	**.*	***	
	×××	○○ヒートポンプ給湯機	***	***.		*	***	***.		
	×××	△△ポンプ		***.		*		***.		
	×××	○○ポンプ		***.		*		***.		
	計							a	b	c
補助対象 設備 改修予定機器		(記入例)								
	×××	△△ボイラー	***	**.*	***	*	***	**.*	***	
	×××	○○ヒートポンプ給湯機	***	***.		*	***	***.		
	×××	△△ポンプ		***.		*		***.		
	×××	○○ポンプ		***.		*		***.		
	計							d	e	f
V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。						熱量換算 MJ	d × 3.6 g	e × V h j=h+i	f × V i	

改修後設備										
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)			台数	能力合計	エネルギー消費量(1時間当り)		備考
			能力	電力	燃料			電力消費量	燃料消費量	
			kW	kW	m3/h kg/h			台	kW	
補助対象 設備 改修予定機器		(記入例)								
	×××	ガス温水ボイラー	***	**.*	***	*	***	**.*	***	
	×××	電動ヒートポンプ給湯機	***	***.		*	***	***.		
	×××	給水ポンプ		***.		*		***.		
	×××	温水ポンプ		***.		*		***.		
	計							d'	e'	f'
V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。						熱量換算 MJ	d' × 3.6 g'	e' × V h' j'=h'+i'	f' × V i'	

平成24年度 住宅・建築物省エネ改修等
緊急推進事業の公募内容についての情報提供
【住宅用】

これは、平成24年度補正予算案に盛り込まれた「住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業」について、現在想定している内容を情報提供するものです。

本事業については、平成24年度補正予算成立後に内容を確定し、公募を行う予定です。

平成25年2月

目次

1	事業の趣旨	1
2	事業内容	1
2.1	対象事業	1
2.1.1	対象事業の種類	1
2.1.2	対象事業の要件	1
2.2	対象事業者	3
2.2.1	補助を受ける者	3
2.2.2	対象者	3
2.3	補助額	4
2.3.1	省エネ改修工事に係る補助額	4
(1)	建設工事等に係る補助額	4
(2)	附帯事務費	5
(3)	補助限度額	5
(4)	その他	5
2.3.2	バリアフリー改修工事に係る補助額	6
(1)	バリアフリー改修工事に係る補助額	6
(2)	附帯事務費	7
(3)	補助限度額	7
(4)	その他	7
2.4	複数年度にまたがる改修事業に対する補助	8
3	事業の実施方法	8
3.1	提案公募	8
3.1.1	公募	8
3.1.2	審査結果	9
3.2	補助金交付	9
3.2.1	交付申請	9
3.2.2	交付決定	9
3.2.3	補助事業の計画変更について	10
3.2.4	実績報告及び額の確定について	10
3.3	事業中及び事業完了後の留意点	10
3.3.1	取得財産の管理等について	10
3.3.2	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	11
3.3.3	実績の報告	11
3.3.4	事業成果等の公表	11
3.3.5	個人情報の利用目的	11
3.3.6	その他	12

4 応募方法 -----	12
4. 1 公募・事業登録期間 -----	12
4. 2 問い合わせ先・資料の配付 -----	12
4. 3 提出方法 -----	13
4. 3. 1 事業登録 -----	13
4. 3. 2 応募書類の提出 -----	14
4. 4 提出書類 -----	14
4. 4. 1 提出部数 -----	14
4. 4. 2 提出書類 -----	14

提案申請書 様式

戸建住宅・共同住宅（住戸部分のみ）用 様式（案） -----	26
共同住宅（共用部分を含むもの）用 様式（案） -----	40

1. 事業の趣旨【住宅・非住宅共通】

本事業は、住宅・建築物ストックの省エネルギー改修等を促進するため、国土交通省が広く民間事業者等から公募し、予算の範囲内において、整備費等の一部を補助することにより、緊急的に省エネルギー改修及び関連投資の活性化を図ることを目的とします。

なお、要望額が予算を超えた場合、優先順位を付けて採択を決定します。

※平成24年度の「建築物省エネ改修推進事業（第2回）」（募集期間：平成24年8月31日～10月2日）とは、一部事業内容と提案様式が異なりますので、ご注意ください。

2. 事業内容【以下、住宅の内容のみを記載】

2. 1 対象事業

下記の要件に適合する住宅に係る省エネルギー等改修事業

2. 1. 1 対象事業の種類

既存の住宅（戸建住宅及び共同住宅）の改修

※省エネルギー改修に加えて、バリアフリー改修を行う場合も対象とします。

※後付の家電等の交換は対象外とします。

2. 1. 2 対象事業の要件

応募にあたっては、下記の①～⑤の要件を全て満たす必要があります。

- ① 躯体（外皮）の省エネ改修を行うものであること。
- ② 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して概ね10%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施するものであること（※1、※2、※3、※4）。
- ③ エネルギー使用量等の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むものであること（※5）。
- ④ 省エネルギー改修等に係る総事業費が500万円以上であること。（ただし、複数の住宅における事業をまとめて提案し、上記事業費以上となる場合も可とする）
- ⑤ 平成24年度中に着手するものであること（※6）。

※1 住宅の場合に限り、別表1-(1),1-(2)に掲げる改修タイプの早見表を満足する改修内容で応募する場合には、住宅全体で概ね10%以上の省エネとなるものとみなします。

※2 改修工事を伴わず、エネルギー使用量等の計測のみを行う事業は対象外です。

※3 概ね10%以上の省エネ効果の評価においては、エネルギー管理等によって設備の運用を改善すること等の効果は含みません。

※4 太陽光発電設備は、補助の対象となりません。また、導入に伴う発電量を省エネ効果に加えることはできません。

※5 住宅におけるエネルギー使用量等の計測は、住宅全体のエネルギー使用量を毎月把握（計測）するものとします（エネルギー事業者等からの請求書等に基づき把握（計測）するものも可とします）。なお、計測等に係る費用は補助の対象となりません。

※6 省エネルギー改修工事の計画立案をもって着手とみなします。

別表1－(1) 省エネ率が概ね10%以上となるものとみなす改修タイプの早見表

タイプ名	省エネ率10%以上とみなす改修メニューの組み合わせ								1戸あたりの補助金交付の限度額
	断熱改修				設備改修				
	開口部	床	外壁	天井	暖房	給湯	換気	その他	
タイプA (全体改修)	居室全室	住宅全体 (いずれか1種類)			—	—	—	—	50万円/戸
タイプB (部分改修)	居室全室	—	—	—	いずれかの設備改修 1種類以上				
タイプC (部分改修)	主たる居室全窓以上	—	—	—	いずれかの設備改修 1種類以上				
タイプD (部分改修)	その他居室1室全窓以上	—	—	—	いずれかの設備改修 2種類以上				

- ※ 2. 3. 1 (3) に記載のとおり、省エネ改修工事に係る補助限度額は、改修対象住戸1戸あたり50万円とする。また、2. 3. 2 (3) に記載のとおり、バリアフリー改修を行う場合は1戸あたり25万円を上限として加算することができる。
- ※ 上記の早見表は、事業要件を満たす最低限の改修メニューの組合せを示したものであり、早見表の組合せを満足し、補助対象となる他の改修メニューを組み合わせで応募することも可とする。
- ※ 「主たる居室」とは、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等のことをいい、居間、ダイニング、台所を指す。「その他居室」とは、主たる居室以外の居室で、寝室・子ども室・和室等が該当する。
- ※ 早見表にない組合せで応募することも可とする。ただし、この場合、別途、改修前の住宅全体のエネルギー消費量に対して省エネ率が概ね10%以上となることを計算し、根拠資料を添付すること。
- ※ 部分的な断熱改修を実施する場合、住戸内の断熱性能の違い等によるヒートショック、結露の発生に留意すること。

別表1－(2) 早見表における改修メニューの仕様例

項目	仕様・メニュー例	
断熱改修	原則として、現行の「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」を満足するもの	
設備改修	暖房	高効率熱源機(効率が10%以上向上する集中ボイラ、組込型エアコン等)
	給湯	高効率給湯機(潜熱回収型給湯機、ヒートポンプ給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯機)、太陽熱給湯器
	換気	熱交換型換気設備(ダクト式第1種換気設備の場合に限る)
	その他	家庭用コージェネレーション設備

- ※ 2. 3. 1 (1) ②の補助対象とならないものを除き、「住宅事業建築主の判断の基準」「低炭素建築物の認定基準」における一次エネルギー消費量の計算対象となる設備等の改修を応募する場合、別途、改修前の住宅全体のエネルギー消費量に対して省エネ率が概ね10%以上となることを計算し、根拠資料を添付すること。

2. 2 対象事業者

2. 2. 1 補助を受ける者

本補助金の交付を受けて省エネ改修等事業を行う建築主等

(ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等を含む)

2. 2. 2 提案者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。また、本事業の提案内容について確認等を行う場合がありますので、補助を受ける者以外の者が、事務代行者として応募することも可能です。この場合、必ず、建築主等の補助を受ける者との連名で応募してください。なお、事務代行者が代表提案者になることができるのは、住戸をまとめて提案する場合に限りです(ただし、本補助事業の補助金相当額は、省エネ改修等事業を行う建築主等に還元される必要があります)。

※同一建物での省エネ改修工事は一つの提案として応募してください。なお、同一建物について、複数の応募があった場合は全ての応募が無効になりますので、ご注意ください。

※ただし、一建物において住宅と非住宅が混在している場合、住宅部分のみを本資料(情報提供【住宅用】)に沿って提案してください。非住宅の部分については、別紙資料(情報提供【非住宅用】)に沿って提案してください。なお、住宅と併せて非住宅の部分についても提案する場合は、「別添様式2 応募書類のチェック表」に非住宅の応募番号と事業名等を記載して下さい。

※住宅については、複数住戸をまとめて提案する場合、一部の物件が未確定でも応募は可能ですが、応募時に提案戸数のうち、最低1住戸以上について確定している必要があります。

※環境未来都市に立地するプロジェクトについて

当該都市の提案書に示された方針等と関連する場合は評価において考慮しますので、その関連性を本事業の申請書「様式3-1」において説明してください。

「環境未来都市」構想HP：<http://futurecity.rro.go.jp/>

2. 3 補助額

2. 3. 1 省エネ改修工事に係る補助額

省エネ改修に係る補助額は、次の（１）に掲げる建設工事等に係る補助額及び（２）に掲げる附帯事務費の合計です。

（１）建設工事等に係る補助額

① 補助額

建設工事等に係る補助金の額は、１）～２）の費用の合計の３分の１以内の額とします。（ただし、開口部の日射調整フィルム（※１）の工事に係る補助金の額は、当該費用の６分の１以内の額とします（日射調整フィルムの工事費のうち、２分の１の額を補助対象とし、この補助対象費用に対し、３分の１以内の額を補助します）。

１）工事費

躯体（外皮）の省エネ改修工事に要する費用、設備の附帯工事費

２）設備費

原則として、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第１４条に定める建築設備の設備費

<補助対象となるものの具体例>

（i）別表 1-（1）、1-（2）の組み合わせを満足するもの

（ii）別表 1-（1）、1-（2）の組み合わせを満足する場合に、補助対象となるもの

- ・高断熱浴槽、小口径配管、節湯器具（ただし、シャワーヘッドの交換は対象外）
- ・温水式床暖房（主たる居室に設置するもので、潜熱回収型またはヒートポンプ式熱源機、ヒートポンプ・ガス併用式熱源もしくは家庭用コージェネレーション設備から温水を供給するもの、床の上面放熱率 80%以上、設置箇所の床下断熱を実施するものに限る）
- ・HEMS（住宅の所有者が使用する空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の住宅のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するホームエネルギー管理システムをいう）

② 補助対象とならないもの

次の建設工事等は、補助対象となりません。

- ・冷暖房器具のうち、壁掛け式エアコン、蓄熱電気暖房機、FF 式暖房機等
- ・壁掛け式熱交換型換気設備
- ・浴室・衛生関連設備のうち、ユニットバス、トイレ等の節水器具、シャワーヘッドの交換、温水暖房便座、食器洗浄機等
- ・調理器具（ガスコンロ、IH クッキングヒーター等）
- ・住戸内（戸建住宅及び共同住宅）に設置する照明器具、共同住宅の共用部における照明器具のうち電球の交換など工事の伴わない器具の交換

- ・ 上記に類する建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの
- ・ 遮熱シート、遮熱塗料、屋上緑化他これに類するもの
- ・ 原則として、高効率変圧器や非常用発電機など、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く）
- ・ 太陽光発電設備（※2）
- ・ 蓄電池

（※1）躯体（外皮）の省エネ改修としては、屋根・外壁等（断熱）、開口部（複層ガラス、二重サッシ等）、日射遮蔽（庇、ルーバー等）等の構造躯体（外皮）の改修を伴うものを想定しています。ただし、今回の募集では、下記1）～6）のすべてを満足する日射調整フィルムについては、躯体（外皮）の省エネ改修として、補助対象とします。

- 1) JIS A5759（建築窓ガラス用フィルム）で規定される日射調整フィルムの遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率、耐候性の性能を満足することが、第三者の客観的な評価によって示されているものであること^{注1)}
- 2) 改修前と改修後の冷房負荷及び暖房負荷について、低減量又は増加量がシミュレーション計算等により確認しており、改修後の熱負荷が低減されていること
- 3) フィルムの施工箇所について、メーカー等の熱割れ計算によって、熱割れの可能性が低いことが確認されていること
- 4) 一定期間の経過後に貼り替えの必要が生じる可能性があること、金属を使用しているフィルムについては電波障害を伴う可能性があるなど、日射調整フィルムの特性が建築主等に明示され、了解されていること
- 5) 「建築フィルム1・2級技能士^{注2)}」の技術資格を有するもの若しくはこれと同等と認められる技能を有するものによる施工であること
- 6) 国内での施工実績を有するものであること

なお、上記5)については、応募時点で施工者が未定であっても提案は可能ですが、採択後の交付申請時に5)を満足することを確認し、これに反する場合は採択の取り消しとなることがありますので、ご留意ください。

注1) 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率、耐候性の計測・試験方法は、JIS A5759(建築窓ガラス用フィルム)によるものとする。

注2) ガラス用フィルム施工に関する技能検定（指定試験機関 日本ウインドウ・フィルム工業会）における建築フィルム作業の合格者とする。

（※2）太陽光発電設備に係る補助制度については、「住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業」及び「住宅用太陽光発電高度普及促進復興対策事業」（経済産業省）等があります。

(2) 附帯事務費

本補助事業の遂行に必要となる経費の実績額に基づいて、別表3. 1に掲げる附帯事務費として上記の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額(国費)の合計額の2. 2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

別表3. 2に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

(3) 補助限度額

上記の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額(国費)、(2)に掲げる附帯事務費の合計額について、1住戸あたり50万円を補助限度額とします。また、共同住宅の住戸と共用部分も含めて省エネ改修を行う場合は、省エネ改修を行う住戸数を基準に1住戸あたり50万円を補助限度額とします。共用部分のみ省エネ改修を行う提案は認められません。

なお、複数の住戸をまとめて提案する場合は、1提案あたり省エネ改修部分の補助限度額を1億円とします。

(4) その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。)の対象となっている事業は補助の対象とはなりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

2. 3. 2 バリアフリー改修工事に係る補助額

省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、2. 3. 1の省エネ改修工事に係る補助額に加え、(1)に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額と(2)に掲げる附帯事務費を加算することができます。省エネ改修工事を行わず、バリアフリー改修工事のみを実施する提案は認められません。

(1) バリアフリー改修工事に係る補助額

バリアフリー改修工事に係る補助額は、別表2のⅠ)～Ⅳ)のいずれかに示す取組みを対象とし、その額はバリアフリー改修工事に係る工事費の合計の3分の1以内の額とします。ただし、バリアフリー改修工事に係る補助額は、省エネ改修工事に係る補助額以下とします。

別表2 バリアフリー改修に係る工事対象と要件

工事種別	施工部位	要件
I) 手すりの設置	1) 浴室 2) 便所 3) 洗面所または脱衣所 4) 居室 5) バルコニー 6) 廊下または階段	1) から 6) の施工部位のうち少なくとも 1 施工部位以上施工するもの
II) 段差解消	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、居室等) 2) 便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床	1) から 3) の施工部位のうち少なくとも 1 施工部位以上施工するもの
III) 廊下幅等の拡張	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、居室等) 2) 廊下または階段	1) または 2) の施工部位のうち少なくとも 1 施工部位以上施工するもの
IV) エレベータの設置		1 基以上のエレベータを設置するもの

※ 具体的な施工内容は、原則として別表4に掲げる「バリアフリー改修促進税制の取り扱い」に準ずるものとします。

(2) 附帯事務費

省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、本補助事業の遂行に必要なとなる経費の実績に基づいて、別表3. 1に掲げる附帯事務費として上記(1)に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額の合計額の2. 2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

別表3. 2に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

(3) 補助限度額

省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、2. 3. 1省エネ改修工事に係る補助額に、(1)に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額と(2)に掲げる附帯事務費の合計で1住戸あたり25万円を補助限度額として加算できます。また、共同住宅の住戸と共用部分も含めてバリアフリー改修工事を行う場合は、バリアフリー改修工事を行う住戸数を基準に1住戸あたり25万円を補助限度額とします。共用部分のみバリアフリー改修工事を行う提案は認められません。

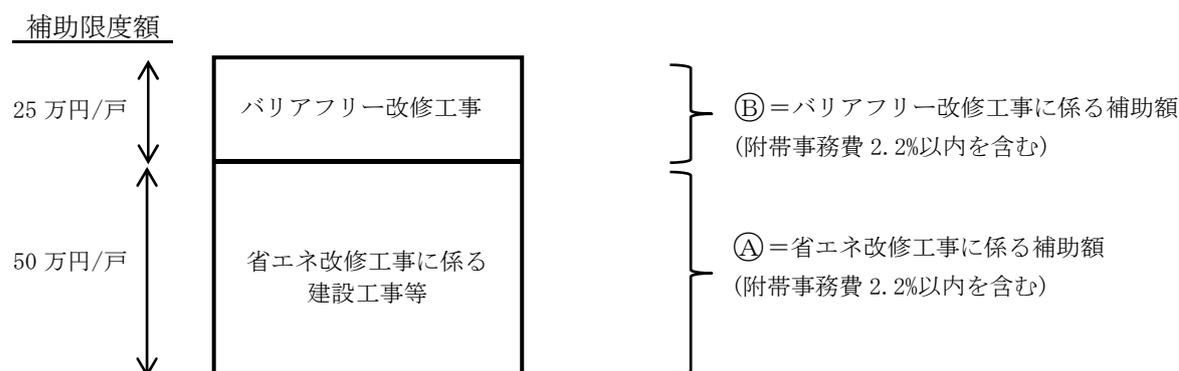
なお、複数の住戸をまとめて提案する場合は、バリアフリー改修部分の補助限度額を1提案あたり5,000万円とします。

(4) その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

(参考) 補助限度額のイメージ



※ Ⓐ ≧ Ⓑ となること。

※ 複数の住戸をまとめて提案する場合は、1提案あたり省エネ改修工事で1億円、バリアフリー改修工事で5,000万円を補助限度額とします。

2. 4 複数年度にまたがる改修事業に対する補助

複数年度にまたがる事業については、平成26年2月末までに完了するものを対象とします。

3. 事業の実施方法

当該事業は、公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

(1) 公募・審査

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては事業登録と応募書類提出の2段階の手続きが必要です。応募書類の提出があった提案について、3. 1. 2に掲げるとおり、独立行政法人建築研究所に設置された学識経験者等による評価委員会（住宅・建築物省CO₂先導事業評価委員会）の評価を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。

3. 1 提案公募

3. 1. 1 公募

4. の応募方法に記載のとおり、公募期間の間に本事業のホームページにて事業登録の上、必要書類を揃えて、提出してください。審査にあたって提出を求める書類は次のとおりです。

※ 応募書類の提出前に、事業登録をしていただく必要がありますのでご注意ください。

(1) 省エネ改修の内容

提案する躯体（外皮）改修、設備改修等について、改修内容を簡潔に記載してください。

(2) 省エネ改修の省エネ効果

提案する省エネ改修事業による省エネ効果について、算定根拠を、前提条件や計算式等を含めて記載してください。（別表1の早見表による組み合わせの場合を除く）

(3) バリアフリー改修工事の内容

バリアフリー改修内容について、簡潔に記載してください。

(4) 補助対象となる部分の経費の内訳

対象となる省エネ改修工事、バリアフリー改修工事についての積算根拠を含めて、事業費の内訳を記載してください。

3. 1. 2 審査結果

国土交通省が、評価委員会の評価をもとに、事業の採択を決定し、代表提案者に通知します。

※補助対象となるのは、採択通知日以降に着工した省エネ改修工事及びバリアフリー改修工事に限ります。（補助金は、採択通知以降の出来高が対象となります）

※予算の範囲内で、補助対象額を精査することがあります。

※要望が予算額を超える場合、以下の対応をすることがあります。

- ・ 省エネ改修が確定している住戸、及びより断熱効果の高い躯体改修が行われている住戸（別表1-（1）の早見表においては、A, B, C, Dの順を想定）を優先
- ・ 代表提案者又は事務代行者における過去の省エネ改修工事实績を考慮
- ・ 同一の申請者（グループを含む）、同一の補助を受ける者からの複数の応募案件について、採択件数や補助金交付額の調整

3. 2 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

3. 2. 1 交付申請

交付申請は別に定めた期間に行ってください。交付申請が実施されない場合は、補助金が交付されませんのでご注意ください。

また、交付申請時に設計図書、見積書等必要な書類を提出いただく予定です。

3. 2. 2 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し、交付決定を行います。交付決定の結果については、交付要綱に従って申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・補助事業の内容が、交付規定及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象事業費には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

3. 2. 3 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、承認を得る必要があります。

①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり採択された事業と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

3. 2. 4 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、「補助事業完了実績報告書」を提出していただく必要があります。

「補助事業完了実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。詳細は採択時にお知らせします。

※工事完了後に補助対象となっている省エネ改修工事、バリアフリー改修工事が適切に実施されたことが確認できるような施工前、施工後の写真を確認しますので、ご注意ください。

3. 3 事業中及び事業完了後の留意点

3. 3. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

3. 3. 2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付要綱に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

3. 3. 3 実績の報告

補助を受けた者は、プロジェクト完成後、原則2年間のエネルギー消費に関する報告と改修前のエネルギー消費量などその効果がわかるものの提出に協力していただきます。当該データを元に分析等を行い、その結果を公開することがあります。

また、省エネ改修等の調査・評価のために事後のアンケートやヒアリング、より詳細な計測データの提供及び実測調査等に協力していただくことがあります。

※改修前のエネルギー消費量は、「平成22年1月～改修工事着工」までの間のいずれかの1年間について、建物全体の月別エネルギー使用量を報告していただきます。

※改修後のエネルギー使用量については、改修工事完了後から工事完了の年度末まで、及び工事完了の翌年度から2年間の期間について、計測内容に応じ、対象設備等の月別のエネルギー使用量等を報告していただきます。

（例 平成25年4月に工事が完了した場合：平成25年5月～平成26年3月及び平成26年4月～平成28年3月までのエネルギー使用量等を報告）

※その他の特記すべき取組みを本事業の一環として行う場合、取組み状況等について報告していただくことがあります。

3. 3. 4 事業成果等の公表

普及促進を目的に省エネ改修の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容及びエネルギー使用状況などに関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

3. 3. 5 個人情報利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

又、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3. 3. 6 その他

本資料によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け国住生第 2 号）
- 十 その他関連通知等に定めるもの

4. 応募方法

以下の内容は補正予算成立後に、正式に手続きをさせて頂くものです。正式な公募開始前に、公募の登録及び応募を行うことはできません。なお、下記に記載のホームページにて、本資料をダウンロードすることが可能です。また、本募集に関する質問や相談については、下記に記載の連絡先に、原則として電子メール又はファックスでお願いします。

4. 1 公募・事業登録期間

公募・事業登録開始日：平成24年度補正予算成立日（予定）

応募締め切り：公募開始日から14日後（予定）

4. 2 問い合わせ先、資料の配付

質問・相談については、原則として、電子メール又はファックスでお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

本資料は、下記の箇所でも配付します（郵送依頼は不可）。また下記のホームページから本資料をダウンロードすることが可能です。

(問い合わせ先)

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館

独立行政法人建築研究所 住宅・建築物省エネ改修等推進事業担当

(住宅・建築物省CO₂先導事業評価室(連絡室)内)

FAX : 03-3222-7882

メールアドレス : kaishu@kenken.go.jp

ホームページ :

<http://www.kenken.go.jp/shouenekaishu/index.html>

(本資料をダウンロードすることが可能)

(電話番号 : 03-3222-6750)

4. 3 提出方法

応募にあたっては事業登録の上、応募書類を提出してください。

4. 3. 1 事業登録

応募にあたり、本事業のホームページにて、応募者、事業概要等について、下記のとおり事業登録をしてください。

(1) 事業登録の内容 : 事業名、提案者、事務連絡先、事業の実施場所、省エネ改修等事業の概要など

(2) 留意点

① 事業登録のみでは、正式な応募とはなりません。4. 2. 2に記載のとおり、必要書類を揃えて、応募書類を提出してください。

- ② 事業登録では、省エネ改修等事業の内容についても登録していただきますので、省エネ改修等事業の内容が未確定の段階では登録できません。また、同一建物について、複数の事業登録は受け付けません。
- ③ 事業登録の受付後に、電子メールで応募番号を応募者に通知します。応募書類には、必ず通知された応募番号を記入してください。また、事業登録時に登録内容を確認画面として表示しますので、確認画面を印刷し、応募書類「様式2-1」に添付していただきます。
- ④ 事業登録には、応募番号を通知するために、電子メールのアドレス登録が必要となります。登録いただいた電子メールアドレスは、応募番号の通知のほか、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。
※電子メールアドレスがない場合などは、4.2に記載の問い合わせ先までご相談ください。

4.3.2 応募書類の提出

郵送のみ受付いたします。応募者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みをしてください。

郵送時は、必ず宛先に「省エネ改修等緊急推進事業 担当」と記載してください。また、郵送時の封筒等に必ず「応募番号」「応募書類在中」の旨を記載してください。

（公募締切後の応募書類の差し替えは固くお断りします。）

4.4 提出書類

提案をしようとする者は、公募期間中に、提出書類一覧表に従って提案する改修工事等の内容に応じた必要部数を揃えて提出してください。

4.4.1 提出部数

3部（正1部、正のコピー2部）

4.4.2 提出書類

(1) 戸建住宅・共同住宅（住戸部分のみ）

戸建住宅の改修、共同住宅における住戸部分の改修、及び戸建住宅と共同住宅（住戸部分のみ）をまとめて提案する場合の様式です。いずれの場合も使用すべき様式は共通です。

共同住宅で共用部分の省エネ改修を含む提案の場合には、(2)共同住宅（共用部分の改修を含む）の様式を使用してください。

※ 注意事項

- 1) 「様式2-1」に、事業登録時の確認画面を添付してください。
- 2) 次頁に示す提出書類一覧表のうち、①～⑪までをA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- 3) 提出書類一覧表のうち、⑫は、提案申請書とは別に添付してください。
- 4) 提出書類の改修割合、省エネ率等は、小数点第1位まで記入してください。
- 5) 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

提出書類一覧表【戸建住宅・共同住宅（住戸部分のみのもの）】

書類名	提出書類 (◎必須、○必要に応じて添付)		備考
	戸建住宅	共同住宅 (住戸部分のみ)	
①提案申請書	◎	◎	様式1
②フェイスシート	◎	◎	様式2-1
③補助事業の実施体制	○	○	様式2-2
④対象住宅の概要	◎	◎	様式2-3
⑤省エネ改修工事の概要	◎	◎	様式3-1
⑥省エネ改修工事の効果	○	○	様式3-2
⑦事業計画及び補助金申請額	◎	◎	様式4-1
⑧省エネ改修における建設工事等に係る補助対象事業費の内訳	◎	◎	様式4-2
⑨バリアフリー改修工事に係る工事内容及び事業費の内訳	○	○	様式4-3 (バリアフリー改修工事を実施する場合)
⑩日射調整フィルムに関する添付資料(確定分のみ)	○	○	別添様式1 (日射調整フィルムによる改修を提案する場合)
⑪応募書類のチェック表	◎	◎	別添様式2
⑫省エネ改修対象範囲及びバリアフリー改修対象範囲を明示した図面類(確定分)	○	○	別添資料1 (書式自由)

<記入にあたっての留意点>

①提案申請書(様式1)

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時に通知する応募番号を必ず記入してください。
- ・提案の代表者を明記し、代表印を捺印してください。また、事務代行者がいる場合には明記してください。

②フェイスシート(様式2-1)

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時の内容確認画面を印刷し、点線の枠内に添付してください。

③補助事業の実施体制（様式2-2）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・代表提案者または事務代行者における平成21～23年度の省エネ改修工事の実績を記載してください。
- ・提案者以外の作業協力者がいる場合に、該当欄に法人名等を記載してください。
(作業協力者がいない場合は、記載の必要はありません。)

④対象住宅の概要（様式2-3）

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・補助を受ける者が確定している住宅については、補助を受ける者を記載し、補助を受ける者が未定の住宅については改修タイプなどの名称を記入してください。
- ・それぞれの住宅での改修工事のタイプを募集要領の別表1-(1)の早見表から該当するものを選択してください。また、同じ改修タイプを複数の住宅で提案する場合には、ひとつの欄にまとめて記載しても結構です。

⑤省エネ改修工事の概要（様式3-1）

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。複数の改修タイプを提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・改修のタイプ別に改修項目・範囲を選択し、各工事の仕様等を簡潔に記載してください。

⑥省エネ改修工事の効果（様式3-2）

- ・別表1-(1)の早見表に当てはまらない改修工事の組合せを提案する場合に、住戸全体に対して省エネ率が10%以上となる根拠を記載してください。
(早見表の改修タイプを選択する場合は、根拠資料の提出は必要ありません。)

⑦事業計画及び補助金申請額（様式4-1）

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・様式4-2及び様式4-3で計算した全提案分と確定分の金額をもとに、事業費及び補助申請額などを算定してください。
- ・1住戸あたりの補助金交付の限度額と事業全体での限度額を設けておりますのでご注意ください。
- ・端数処理を行う場合は、千円未満を切り捨てとしてください。特に、補助額や附帯事務費の算定にあたって、端数処理に注意してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。

⑧省エネ改修に係る建設工事等に係る補助対象事業費の内訳（様式4-2）

- ・応募書類はできる限り簡潔にまとめてください。
- ・工事費と設備費に分けて、適宜、項目を立てて、仕様、数量を明記してください。

- ・機器性能など、特記事項がある場合には、備考欄に記入してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。

⑨バリアフリー改修工事に係る工事内容及び事業費の内訳（様式4-3）

- ・バリアフリー改修工事を行う場合は、建物ごとに作成してください。なお、同一カ所を工事する場合は、1枚で結構です。
- ・バリアフリー改修工事を実施することが確定している住戸について、改修場所を別添資料1として添付する図面等に記載してください。
- ・記載する金額は、千円単位とし千円未満は切り捨てとします。
- ・消費税等は除いた額として記入してください。

⑩日射調整フィルムに関する添付資料（確定分のみ）（別添様式1）

- ・日射調整フィルムによる改修を行うことが確定している場合、建物ごとに作成してください。
- ・留意点等を確認のうえ、補助を受ける者及びフィルム工事をする住宅の世帯主の名称を記載し、捺印をしてください。

※応募にあたり、使用する日射調整フィルムが JIS で規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果、日射調整フィルムの施工者が技能者であることを示す書類の添付は不要です。ただし、審査にあたり、必要に応じて書類提出を求められることがあります。また、採択決定後、交付申請の手続きにおいて、別途確認できる資料の提出を求められることがあります。

⑪応募書類のチェック表（別添様式2）

- ・提案申請書及び別添資料について、必要部数が整っているか、記載漏れがないか等のチェックを行うシートです。
- ・それぞれに該当する項目をチェックし、提案申請書に添えて提出してください。

⑫改修対象範囲及びバリアフリー改修対象範囲を明示した図面類（確定分のみ）（別添資料1）

- ・躯体および設備の省エネ改修工事を実施することが確定している住戸について、その工事部分を図面類（平面図、立面図等）に図示してください。
- ・バリアフリー改修工事を実施することが確定している住戸について、その工事部分を図面類（平面図、立面図等）に図示してください。
- ・なお、改修場所が具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。

(2) 共同住宅（共用部分を含むもの）

共同住宅において、共用部分の改修工事を含む場合に使用する様式です。1棟の共同住宅で応募する場合と、複数棟をまとめて提案する場合で、様式が異なる箇所がありますので、該当する様式を使用してください。（共同住宅で共用部分の省エネ改修を含まない場合は、①戸建住宅・共同住宅（住戸部分のみ）の様式を使用してください。

※ 注意事項

- 1) 「様式2-1」に、事業登録時の確認画面を添付してください。
- 2) 次頁に示す提出書類一覧表のうち、①～⑮までをA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- 3) 次頁に示す提出書類一覧表のうち、⑯は、提案申請書とは別に添付してください。
- 4) 提出書類の改修割合、省エネ率等は、小数点第1位まで記入してください。
- 5) 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

提出書類一覧表【共同住宅（共用部分を含むもの）】

書類名	提出書類 (◎必須、○必要に応じて添付)		備考
	1棟	複数棟	
①提案申請書	◎	◎	様式1
②フェイスシート	◎	◎	様式2-1
③補助事業の実施体制	○	○	様式2-2
④補助事業の実施場所及び 省エネ改修工事の概要	—	◎	様式2-3
⑤対象住宅の概要 ＜住戸部分の改修＞	○	○	様式2-4
⑥省エネ改修工事の概要＜共 同住宅全体＞	◎	◎	様式3-1
⑦省エネ改修工事の概要 ＜住戸部分の改修＞	○	○	様式3-2
⑧省エネ効果の計算シート ＜共用部分＞	◎	◎	様式3-3
⑨省エネ効果の計算根拠 ＜住戸・共用部分＞	◎	◎	様式3-4
⑩事業計画及び補助金申請額	◎	◎	様式4-1
⑪事業計画及び補助申請額の 内訳	○	○	様式4-2
⑫省エネ改修における建設工 事等に係る事業費の内訳	◎	◎	様式4-3
⑬バリアフリー改修工事に係 る工事内容及び事業費の内訳	○	○	様式4-4
⑭日射調整フィルムに関する 添付資料（確定分のみ）	○	○	別添様式1 （日射調整フィルムによる改修 を提案する場合）
⑮応募書類のチェック表	◎	◎	別添様式2
⑯改修対象範囲及びバリアフ リー改修対象範囲を明示した 図面類（確定分のみ）	○	○	別添資料1 （書式自由）

＜記入にあたっての留意点＞

①提案申請書（様式1）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時に通知する応募番号を必ず記入してください。

- ・提案の代表者を明記し、代表印を捺印してください。また、事務代行者がいる場合には明記してください。

②フェイスシート（様式2-1）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時の内容確認画面を印刷し、点線の枠内に添付してください。

③補助事業の実施体制（様式2-2）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・代表提案者または事務代行者における平成21～23年度の省エネ改修工事の実績を記入してください。
- ・提案者以外の作業協力者がいる場合に、該当欄に法人名等を記載してください。
(作業協力者がいない場合は、記載の必要はありません。)

④補助事業の実施場所及び省エネ改修工事の概要（様式2-3）

- ・複数の建築物をまとめて提案する場合に提出してください。
(1棟の建築物での提案の場合には提出の必要はありません)
- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・必要事項を記載し、住戸部分の改修タイプは、別表1-(1)の早見表から該当するものを選択してください。

⑤対象住宅の概要 <住戸部分の改修>（様式2-4）

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・補助を受ける者が確定している住宅については、補助を受ける者を記載し、補助を受ける者が未定の住宅については改修タイプなどの名称を記入してください。
- ・それぞれの住宅での改修工事のタイプを募集要領の別表1-(1)の早見表から該当するものを選択してください。また、同じ改修タイプを複数の住宅で提案する場合には、一つの欄にまとめて記載しても結構です。

⑥省エネ改修工事の概要<共同住宅全体>（様式3-1）

- ・応募書類は、建物ごとに1枚にまとめて作成してください。複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載)
- ・事業全体の概要には、様式4-1で計算される事業費、補助申請額を記載してください。また、共用部分の省エネ改修工事について、建物全体に対する省エネ率を記載してください。

- ・省エネ改修事業のアピール点は、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・省エネ改修内容は、建物ごとに、改修工事の範囲、改修する部位・設備の仕様、設備のシステムを図示してください。

⑦省エネ改修工事の概要 <住戸部分の改修> (様式3-2)

- ・応募書類は、建物ごとに1枚にまとめて作成してください。複数の改修タイプを提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載)
- ・改修のタイプ別に改修項目・範囲を選択し、各工事の仕様等を簡潔に記載してください。

⑧省エネ効果の計算シート<共用部分> (様式3-3)

- ・共用部分の省エネ改修工事についての省エネ効果を記載する様式です。
- ・原則、応募書類は、建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載)
- ・改修前のエネルギー消費量は、該当する単位を表中の()内に記載してください。
- ・改修工事別の省エネ効果は、該当する改修内容を選択し、必要事項を記載してください。

⑨省エネ効果の計算根拠<住戸・共用部分> (様式3-4)

- ・原則、応募書類は、建物ごとに1枚にまとめて作成してください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載)
- ・計算根拠は、記入上の留意点をよく読んで、共用部分の省エネ効果について、算定の前提となる数値、計算式等を具体的に記載してください。なお、省エネルギー量等は、一次エネルギー換算値として記載してください。
- ・また、住戸部分について、別表1-(1)の早見表に当てはまらない改修タイプを提案する場合には、様式3-3に省エネ率が10%以上となる根拠を記載してください。

⑩事業計画及び補助金申請額 (様式4-1)

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・様式4-2で計算される住戸部分と共用部分を合計した全提案分と確定分について、事業費、補助限度額などを該当欄に記載してください。
- ・1住戸あたりの補助金交付の限度額と事業全体での限度額を設けておりますのでご注意ください。

- ・端数処理を行う場合は、千円未満を切り捨てとしてください。特に、補助額や諸経費の算定にあたって、端数処理に注意してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。

⑪事業計画及び補助金申請額の内訳（様式4-2）

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・住戸部分及び共用部分の全提案分と確定分について、様式4-3で計算される工事費、設備費を記載してください。
- ・端数処理を行う場合は、千円未満を切り捨てとしてください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。

⑫省エネ改修に係る補助対象となる部分の経費の内訳（様式4-3）

- ・応募書類はできる限り簡潔にまとめてください。
- ・住戸部分と共用部分に分けて、適宜、工事項目を立てて、仕様、数量を明記してください。
- ・機器性能など、特記事項がある場合には、備考欄に記入してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。

⑬バリアフリー改修工事に係る工事内容及び事業費の内訳（様式4-4）

- ・バリアフリー改修を行う場合は、建物ごとに作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載)
- ・記載する金額は、千円単位とし千円未満は切り捨てとします。
- ・消費税等は除いた額として記入してください。

⑭日射調整フィルムに関する添付資料（確定分のみ）（別添様式1）

- ・日射調整フィルムによる改修を行うことが確定している場合、住戸ごとに作成してください。
- ・留意点等を確認のうえ、建物及びフィルム工事をする建築主等の名称を記載し、代表印を捺印してください。

※応募にあたり、使用する日射調整フィルムが JIS で規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果、日射調整フィルムの施工者が技能者であることを示す書類の添付は不要です。ただし、審査にあたり、必要に応じて書類提出を求めることがあります。
また、採択決定後、交付申請の手続きにおいて、別途確認できる資料の提出を求めることがあります。

⑮応募書類のチェック表（別添様式2）

- ・提案申請書及び別添資料について、必要部数が整っているか、記載漏れがないか等のチェ

ックを行うシートです。

- ・それぞれに該当する項目をチェックし、提案申請書に添えて提出してください。

⑩改修対象範囲及びバリアフリー改修対象範囲を明示した図面類（確定分のみ）（別添資料1）

- ・躯体および設備の省エネ改修工事を実施することが確定している住戸について、その工事部分を図面類（平面図、立面図等）に図示してください。
- ・バリアフリー改修工事を実施することが確定している住戸について、その工事部分を図面類（平面図、立面図等）に図示してください。

注) 改修場所が具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。

別表 3. 1 附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な人件費、旅費、一般管理費等

別表 3. 2 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	—

別表4 バリアフリー改修促進税制の取り扱い

対象工事	概要	詳細
手すりの設置	<p>便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事</p>	<p>手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取り付けは含まれないが、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は含まれる。</p>
段差解消	<p>便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。）</p>	<p>敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれないが、一体工事として廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。</p>
廊下幅等の拡張	<p>介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事</p>	<p>通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であつて、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね750mm以上（浴室の出入口にあつてはおおむね600mm以上）であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。</p>

戸建住宅・共同住宅（住戸部分のみ）用 様式集（案）

< 事業登録の内容 >

1. 提案者及び事務連絡先

事業名		
提案者	建築主	(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
	リース事業者	(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
	ESCO事業者	(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
	その他	(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
区分(選択)		<input type="checkbox"/> 提案者 <input type="checkbox"/> 事務代行者
担当者	氏名	フリガナ
	法人名	フリガナ
所属	部署	
	役職	
	住所	
住所	郵便番号	
	住所	
連絡先	E-mail	
	電話番号	
	FAX番号	

2. 応募する省エネ改修タイプ及び住宅数

※別紙1に掲げるタイプ別の住宅数を記載

※タイプA～Dにあてはまらない場合は、「その他」に住宅数を記載

(その他の場合には、提案申請書で、省エネ率10%以上となる根拠の添付が必要です)

改修 タイプ名	タイプA (全体改修)	タイプB (部分改修)	タイプC (部分改修)	タイプD (部分改修)	その他	合計
提案する 住宅数						
うち確定 件数						

申請日(記入日) 平成 25 年 月 日

国土交通大臣 太田昭宏 殿

平成24年度 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業提案申請書

以下の内容により、住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業の提案を申請します。

応募番号	12	-						※事業登録時に発行される 応募番号を記入のこと	
事業名									
種別 (選択)	<input type="checkbox"/> 戸建住宅				<input type="checkbox"/> 共同住宅(住戸)				
バリアフリー改修工事	<input type="checkbox"/> 実施する			<input type="checkbox"/> 実施しない					
代表提案者 (注1)(注2)	法人 の場合	法人名	フリガナ						印
		代表者名	部署名			役職名			
			フリガナ						
	個人 の場合	氏名	フリガナ						印
属性 (一つ選択)		<input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 共同提案者							
事務代行者 (注3)	法人名 または 氏名	フリガナ							

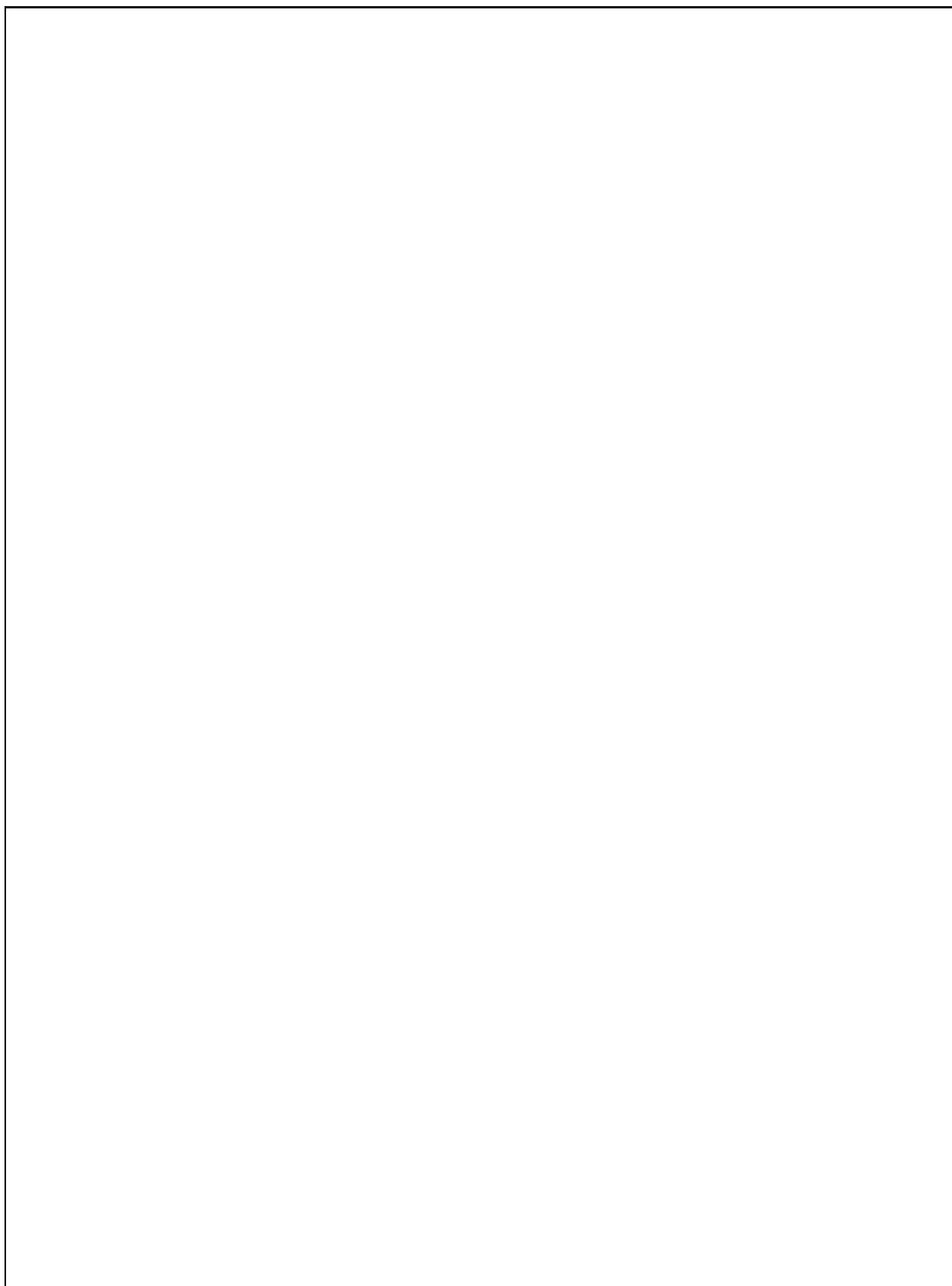
(注1) 代表提案者は、事業登録時に選択した者について、法人の場合は法人名と代表者名、個人の場合は、氏名を記載して下さい。

(注2) 事務代行者が代表提案者になることができるのは、住戸をまとめて提案する場合に限ります。

(注3) 事務代行者がいる場合は、法人名または氏名を記載して下さい。

フェイスシート

※事業登録時の確認画面を印刷して、下記の点線の枠内に添付して下さい。



補助事業の実施体制

1. 省エネ改修工事の実績

※代表提案者または事務代行者における平成21～23年度の省エネ改修工事の実績を記入してください。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	3年間合計
代表提案者	戸	戸	戸	戸
事務代行者	戸	戸	戸	戸

2. 補助事業の実施体制

※提案者以外の作業協力者がいる場合に下記を記載してください。

(作業協力者がいない場合、未定の場合は記載不要です)

※省エネ改修工事における役割がわかるように、各者の役割と位置付けを明記してください。

事業名		
作業 協力者	設計者	
	施工者	
	リース事業者	
	ESCO事業者	
	建材メーカー	
	機器メーカー	
	商社	
	エネルギー事業者	
	その他	

対象住宅の概要

■確定分

NO	補助を受ける者	区分	対象住宅の所在地	改修工事の種別 ^{※1}	バリアフリー ^{※2}	工期 (着工～完了)
1		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
2		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
3		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
4		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
5		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
6		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
7		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
8		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
9		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
10		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
11		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
12		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
13		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
14		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
15		<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同(住戸)		<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .

(注) 記入欄が不足する場合は、必要分をコピーして、記入してください。

※1 : 該当する改修タイプに□を■としてチェックをしてください。

※2 : バリアフリー改修工事を実施する場合は、□を■としてチェックをしてください。

※3 : 省エネ改修工事およびバリアフリー改修工事を実施することが確定している住戸は、別添資料1として、その工事部分を図面類(平面図、立面図等)に図示してください。

■上記以外の実施場所が未確定の住戸数

区分	バリアフリー 改修工事	改修工事の種別				
		タイプA	タイプB	タイプC	タイプD	その他
戸建	実施					
	実施しない					
共同(住戸)	実施					
	実施しない					

省エネ改修工事の概要

事業名			
提案住宅数	戸建住宅 戸	共同住宅 戸	合計 戸 (うち確定件数 戸)
事業費	省エネ改修事業費 千円	補助申請額 千円	
	(うち確定分 千円)	(うち確定分 千円)	

■工事内容

区分	省エネ改修項目・範囲(該当欄を選択)		工事内容(仕様等を記載)
タイプA (全体改修)	断熱改修	<input type="checkbox"/> 開口部 (居室全室)	
		<input type="checkbox"/> 床 (住宅全体)	
		<input type="checkbox"/> 外壁 (住宅全体)	
		<input type="checkbox"/> 屋根 (住宅全体)	
	設備改修	<input type="checkbox"/> 暖房	
		<input type="checkbox"/> 給湯	
		<input type="checkbox"/> 換気	
		<input type="checkbox"/> その他	
タイプB (部分改修)	断熱改修	<input type="checkbox"/> 開口部 (居室全室)	
		<input type="checkbox"/> 床 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 外壁 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 屋根 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
	設備改修	<input type="checkbox"/> 暖房	
		<input type="checkbox"/> 給湯	
		<input type="checkbox"/> 換気	
		<input type="checkbox"/> その他	
タイプC (部分改修)	断熱改修	<input type="checkbox"/> 開口部 (<input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 主たる居室)	
		<input type="checkbox"/> 床 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 外壁 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 屋根 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
	設備改修	<input type="checkbox"/> 暖房	
		<input type="checkbox"/> 給湯	
		<input type="checkbox"/> 換気	
		<input type="checkbox"/> その他	
タイプD (部分改修)	断熱改修	<input type="checkbox"/> 開口部 (<input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 主たる居室 <input type="checkbox"/> その他)	
		<input type="checkbox"/> 床 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 外壁 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 屋根 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
	設備改修	<input type="checkbox"/> 暖房	
		<input type="checkbox"/> 給湯	
		<input type="checkbox"/> 換気	
		<input type="checkbox"/> その他	
その他	断熱改修	<input type="checkbox"/> 開口部 (<input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 主たる居室 <input type="checkbox"/> その他)	
		<input type="checkbox"/> 床 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 外壁 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 屋根 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
	設備改修	<input type="checkbox"/> 暖房	
		<input type="checkbox"/> 給湯	
		<input type="checkbox"/> 換気	
		<input type="checkbox"/> その他	

省エネ改修工事の効果

※早見表に該当しない「その他」の改修タイプを提案する場合に、省エネ効果の根拠を記載すること

住宅・タイプ等の名称	省エネ率 %
<省エネ効果の計算根拠>	

住宅・タイプ等の名称	省エネ率 %
<省エネ効果の計算根拠>	

(注1) 記入欄が不足する場合は、必要分をコピーして、記入してください。

(注2) 様式2 (登録フォーマット) に記載した改修工事のタイプ別に工事の具体的内容を記載してください。

事業計画及び補助金申請額

■補助額の算定

補助を受ける者 または タイプ等の名称	改修工事が確定している住戸について 口を■としてチェックをして下さい。	(1) 省エネ改修における建設工事等に係る補助額					(2) バリアフリー改修工事に係る補助額					省エネ改修における建設工事等に係る補助申請額以下となっているか F ≥ L	
		施工対象住戸数 (戸)	建設工事等に係る補助対象費 (千円)	補助額 (千円)	附帯事務費 (千円)	補助限度額 (千円)	補助申請額 (千円)	施工対象住戸数 (戸)	バリアフリー改修工事に係る補助対象事業費 (千円)	補助額 (千円)	附帯事務費 (千円)		補助限度額 (千円)
	<input type="checkbox"/>	A	B	$C = B \times 1/3$	$D = C \times 2.2\%$ 以内	$E = A \times 50$ 万円	F:「C+D」、又はEの低い額	G	H	$I = H \times 1/3$	$K = G \times 25$ 万円	L:「F」,「I」,「J」,「K」のいずれか低い額	
	<input type="checkbox"/>												
	<input type="checkbox"/>												
	<input type="checkbox"/>												
	<input type="checkbox"/>												
合計	全体	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(k)	(l)	
	確定分	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(k)	(l)	

(3) 事業費の計算

省エネ改修等に係る総事業費	総事業費	(b)+(h)	千円
---------------	------	---------	----

(4) 補助申請額の計算

省エネ改修における建設工事等	① 補助額	(f)	千円
	② 補助限度額	100,000	千円
	③ 補助申請額	①又は②のいずれか低い額	千円
バリアフリー改修工事	④ 補助額	(i)	千円
	⑤ 補助限度額	50,000	千円
	⑥ 補助申請額	④又は⑤のいずれか低い額	千円
補助申請額	③+⑥		千円

(5) 補助申請額(確定分)の計算

省エネ改修における建設工事等	補助申請額(確定分)	(f)	千円
バリアフリー改修工事	補助申請額(確定分)	(i)	千円
補助申請額(確定分)	(f)+(i)		千円

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理とさせていただきます。

注3) 1住戸あたりの省エネ改修における建設等に係る補助申請の限度額は50万円としてください。なお、バリアフリー改修工事を実施する場合は25万円加算することが出来ます。

省エネ改修に係る建設工事等に係る補助対象事業費の内訳

項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	工事金額(単位:千円)		備考
				全提案分	確定分	
タイプ△△						
工事費						
断熱改修工事						
〇〇工事						
〇〇工事						
設備附帯工事						
〇〇工事						
〇〇工事						
設備費(機器費)						
〇〇工事						
〇〇工事						
合計						
タイプ△△						
工事費						
断熱改修工事						
〇〇工事						
〇〇工事						
設備附帯工事						
〇〇工事						
〇〇工事						
設備費(機器費)						
〇〇工事						
〇〇工事						
合計						
タイプ△△						
工事費						
断熱改修工事						
〇〇工事						
〇〇工事						
設備附帯工事						
〇〇工事						
〇〇工事						
設備費(機器費)						
〇〇工事						
〇〇工事						
合計						
省エネ改修における建設工事等に係る 補助対象事業費 合計			各タイプの 合計			

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、省エネ改修工事の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

バリアフリー改修工事に係る工事内容及び事業費の内訳

- ※1 様式1の提案申請書でバリアフリー改修工事を「実施する」にチェックされた場合は、本様式に沿って工事種別、施工部位の当該部分に口を■としてチェックをしてください。
また、併せて当該工事の工事箇所数およびその工事費を記入してください。
様式1で「実施しない」にチェックされた場合は、本様式の提出は必要ありません。
- ※2 バリアフリー改修工事を実施することが確定している場合は、その工事場所が分かる図面を別添資料1として提出してください。

1. 全提案分

補助を受ける者 又はタイプ名		提案戸数		
工事種別/施工部位		工 事 有	工事金額(単位:千円)	備考
I)手すりの設置		-		
	1)浴室	<input type="checkbox"/>		
	2)便所	<input type="checkbox"/>		
	3)洗面所または脱衣所	<input type="checkbox"/>		
	4)居室	<input type="checkbox"/>		
	5)バルコニー	<input type="checkbox"/>		
	6)廊下または階段	<input type="checkbox"/>		
II)段差の解消		-		
	1)出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、居室等)	<input type="checkbox"/>		
	2)便所、居室、脱衣所、洗面所、居室等の床	<input type="checkbox"/>		
	3)廊下の床	<input type="checkbox"/>		
III)廊下幅等の拡張		-		
	1)出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、居室等)	<input type="checkbox"/>		
	2)廊下または階段	<input type="checkbox"/>		
IV)エレベーターの設置		<input type="checkbox"/>		
バリアフリー改修工事に係る補助対象事業費(全提案分)				

2. 確定分

補助を受ける者 又はタイプ名		提案戸数		
工事種別/施工部位		工 事 有	工事金額(単位:千円)	備考
I)手すりの設置		-		
	1)浴室	<input type="checkbox"/>		
	2)便所	<input type="checkbox"/>		
	3)洗面所または脱衣所	<input type="checkbox"/>		
	4)居室	<input type="checkbox"/>		
	5)バルコニー	<input type="checkbox"/>		
	6)廊下または階段	<input type="checkbox"/>		
II)段差の解消		-		
	1)出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、居室等)	<input type="checkbox"/>		
	2)便所、居室、脱衣所、洗面所、居室等の床	<input type="checkbox"/>		
	3)廊下の床	<input type="checkbox"/>		
III)廊下幅等の拡張		-		
	1)出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、居室等)	<input type="checkbox"/>		
	2)廊下または階段	<input type="checkbox"/>		
IV)エレベーターの設置		<input type="checkbox"/>		
バリアフリー改修工事に係る補助対象事業費(確定分)				

- 注1) 記入欄が不足する場合は、必要分をコピーして、記入してください。
注2) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。
注3) 千円未満は、切り捨て処理としてください。
注4) 消費税等は除いた額を記載してください。

日射調整フィルムに関する添付資料(確定分)

補助を受ける者		○棟目/○棟
---------	--	--------

1. 採用予定の製品名(メーカー名及び製品名・型番は必ず記載して下さい)

メーカー		製品名・ 型番	
国内実績	(過去3年間の平均の施工建物件数)		件/年

2. フィルム性能

	耐候性試験前	耐候性試験後
遮蔽係数		
熱貫流率	W/m ² ・K	
可視光線透過率	%	

注1) 遮蔽係数、熱貫流率、可視光線透過率及び耐候性の計測・試験方法は、JIS A5759によること

3. 提案住戸における年間冷暖房負荷の増減量

	冷房負荷	暖房負荷
改修前(a)	MJ/年	MJ/年
改修後(b)	MJ/年	MJ/年
増減量 (a-b)	MJ/年	MJ/年

注1) フィルムを貼付することにより改修前に比べて冷房負荷および暖房負荷が増減する場合は、必ず計算結果を記入してください。なお、フィルムを貼付することにより改修後の熱負荷が低減されていることを確認ください。また、審査に当たり、必要に応じて算出根拠の提出を求めることがあります。

4. 建築主等におけるフィルム施工に係る留意点の確認状況

※建築主等が説明を受け、内容を了解している項目について、□を■としてチェックしてください。

※下記の点を確認のうえ、フィルム工事をする住戸の世帯主の名称を記載し、捺印してください。

<input type="checkbox"/>	JIS A5759(建築窓ガラス用フィルム)に規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果を確認している。
<input type="checkbox"/>	熱割れ計算等によって、工事箇所の熱割れの可能性が低いことを確認している。
<input type="checkbox"/>	将来、フィルムを貼り替える必要が生じる可能性があることを承知している。
<input type="checkbox"/>	専門の技能を有する者(建築フィルム1・2級技能士等)の施工が必要であることを承知している。
<input type="checkbox"/>	電波障害が生じる可能性がある製品があるなど、フィルムの特性を承知している。

注1) 審査に当たり、必要に応じて日射調整フィルムがJISで規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果、施工者がフィルム技能士であることを示す書類の提出を求めることがあります。

注2) 建築フィルム1・2級技能士とは、ガラス用フィルム施工に関する技能検定(指定試験機関 日本ウインドウ・フィルム工業会)の合格者を指します。

注3) 応募時点で施工者は未定であっても提案は可能ですが、採択後の交付申請時に技能者による施工であることを示す書類を提出していただきます。

なお、これに反する場合は採択の取り消しとなる場合がありますので、ご留意下さい。

住戸の 世帯主		印
------------	--	---

応募書類のチェック表

■提案書類のチェック

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
様式1	提案申請書	応募番号を正しく記入しているか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者は本補助金の交付を受けて事業を行う建築主等であるか	<input type="checkbox"/>
様式2-1	フェイスシート	事業登録時の確認画面を添付しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-2	補助事業の実施体制	省エネ改修工事の過去の実績が記載されているか	<input type="checkbox"/>
		提案者以外の作業協力者が決まっている場合、記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-3	対象住宅の概要	補助を受ける者、区分、所在地、改修工事の種別、バリアフリー改修工事の有無、工期が記載されている	<input type="checkbox"/>
様式3-1	省エネ改修工事の概要	提案住戸数、事業費および工事内容を正しく記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-2	省エネ改修工事の効果	早見表に該当しない「その他」を選択した場合、省エネ効果の根拠が適切に算定及び記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-1	事業計画及び補助申請額	省エネ改修における建設工事等の補助額が、1住戸あたり附帯事務費を含め50万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		バリアフリー改修工事の補助額が、1住戸あたり附帯事務費を含め25万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		バリアフリー改修工事の補助申請額が、省エネ改修における建設工事等の補助申請額以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		複数の住戸をまとめて提案する場合、省エネ改修工事における建設工事等の補助申請額の総額が1億円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		複数の住戸をまとめて提案する場合、バリアフリー改修工事の補助申請額の総額が5千万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		各費用は千円未満切り捨てとして記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-2	省エネ改修における建設工事等に係る事業費の内訳	日射調整フィルムを提案する場合、当該工事費を金額の欄、1/2とした工事費を備考欄に記載しているか	<input type="checkbox"/>
		補助対象とならないものを計上していないか	<input type="checkbox"/>
様式4-3	バリアフリー改修工事に係る工事内容及び事業費の内訳	バリアフリー改修工事の工事場所が正しくチェックされているか	<input type="checkbox"/>
別添様式1	日射調整フィルムに係る添付資料（確定分のみ）	日射調整フィルムを貼付することが確定している住戸について、別添様式1に必要事項を記載しているか	<input type="checkbox"/>
		メーカー、製品名・型番を記載しているか	<input type="checkbox"/>
		住戸の世帯主の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
別添資料1	改修対象範囲及びバリアフリー改修対象範囲を明示した図面類（確定分のみ）	省エネ改修工事が確定している住戸の改修工事場所及びバリアフリー改修工事を実施する場合は工事場所を図面（A3又はA4サイズ）等に明示しているか	<input type="checkbox"/>

■一建物において非住宅と住宅が混在している場合のチェック

項目	チェック項目	確認	
①	本提案とは別に、非住宅用として「平成24年度 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業【非住宅】」に応募している場合、□を■としてチェック	<input type="checkbox"/>	
②	上記で■チェックをした場合は、下記に非住宅の応募番号及び事業名を記載しているか	<input type="checkbox"/>	
	応募番号	12	-
	事業名		-
③	非住宅用と住宅用の提案において、省エネ改修とバリアフリー改修に必要な設備機器等の設備費と工事費の内訳が重複して計上されていないか (重複して計上している場合は、いずれも補助の対象外となりますので留意ください)	<input type="checkbox"/>	

申請日(記入日) 平成 25 年 月 日

国土交通大臣 太田昭宏 殿

平成 24 年度 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業提案申請書 (Ver. 0)

以下の内容により、住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業の提案を申請します。

応募番号	12	-						※事業登録時に発行される 応募番号を記入のこと
事業名								
種別	共同住宅(共用部分を含むもの)			提案建物数				棟
バリアフリー改修工事	<input type="checkbox"/> 実施する			<input type="checkbox"/> 実施しない				
代表提案者 (注1)(注2)	法人の場合	法人名	フリガナ					印
		代表者名	部署名	フリガナ			役職名	
	フリガナ							
	個人の場合	氏名	フリガナ					
	属性 (一つ選択)	<input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 共同提案者						
事務代行者 (注3)	法人名 または 氏名	フリガナ						

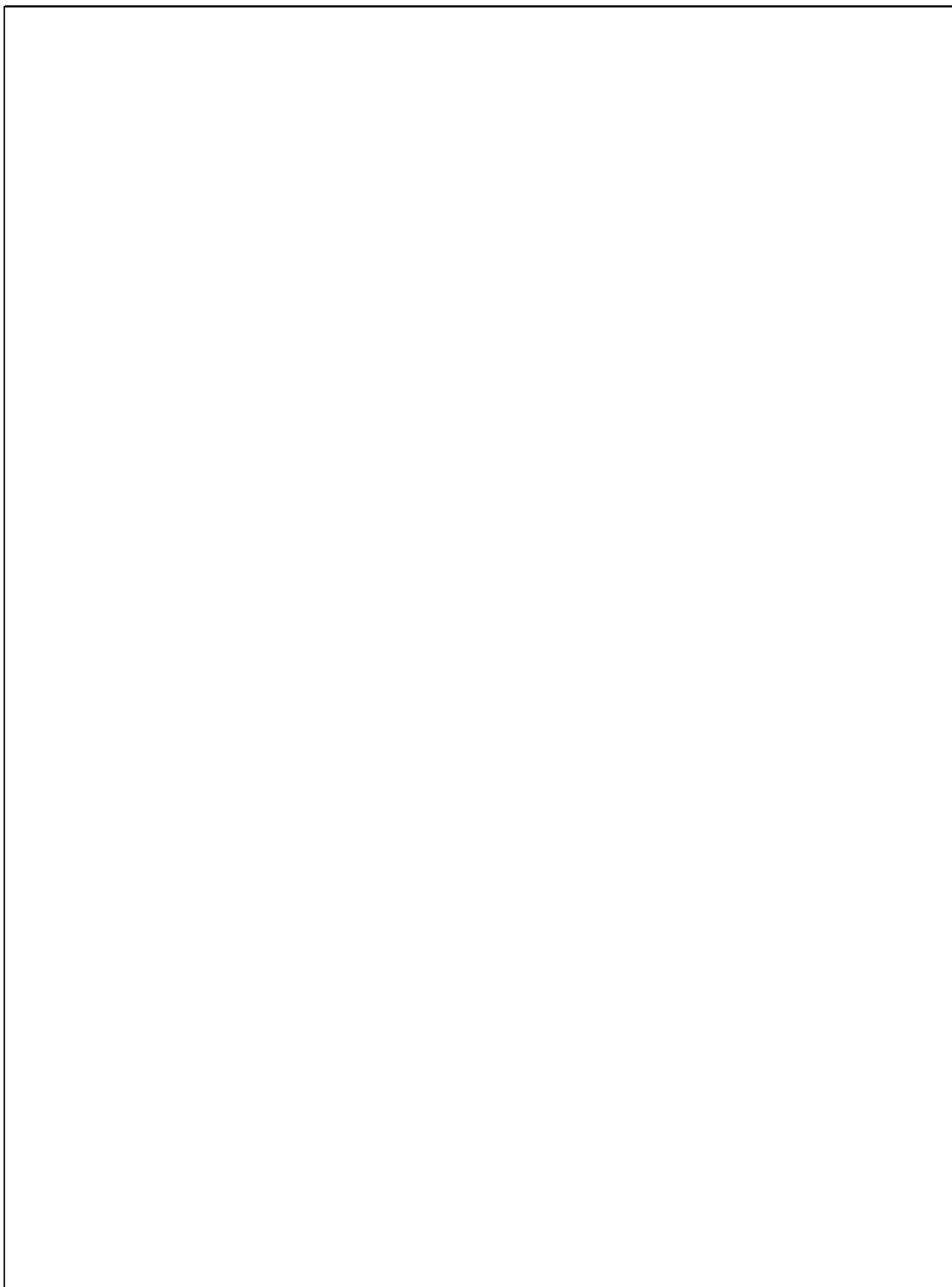
(注1) 代表提案者は、事業登録時に選択した者について、法人の場合は法人名と代表者名、個人の場合は、氏名を記載して下さい。

(注2) 事務代行者が代表提案者になることができるのは、住戸をまとめて提案する場合に限りです。

(注3) 事務代行者がいる場合は、法人名または氏名を記載して下さい。

フェイスシート

※事業登録時の確認画面を印刷して、下記の実線の枠内に添付して下さい。



補助事業の実施体制

1. 省エネ改修工事の実績

※代表提案者または事務代行者における平成21～23年度の省エネ改修工事の実績を記入してください。

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		3年間合計	
代表提案者		戸		戸		戸		戸
事務代行者		戸		戸		戸		戸

2. 補助事業の実施体制

※提案者以外の作業協力者がいる場合に下記を記載してください。

(作業協力者がいない場合、未定の場合は記載不要です)

※省エネ改修工事における役割がわかるように、各者の役割と位置付けを明記してください。

事業名		
作業 協力者	設計者	
	施工者	
	リース事業者	
	ESCO事業者	
	建材メーカー	
	機器メーカー	
	商社	
	エネルギー事業者	
	その他	

補助事業の実施場所及び省エネ改修工事の概要

事業名											
対象建物数・住宅数		建物数	合計		棟		改修住戸数		戸		
			(うち確定分)		(うち確定分)		(うち確定分)		(うち確定分)		
建物1	建物概要	名称					住戸数	戸			
	所在地	都道府県					市区町村				
	改修概要	住戸部分	タイプA	戸	タイプB	戸	タイプC	戸			
			タイプD	戸	その他	戸	合計	戸			
		共用部分	<input type="checkbox"/> 躯体改修		<input type="checkbox"/> 設備改修						
建物2	建物概要	名称					住戸数	戸			
	所在地	都道府県					市区町村				
	改修概要	住戸部分	タイプA	戸	タイプB	戸	タイプC	戸			
			タイプD	戸	その他	戸	合計	戸			
		共用部分	<input type="checkbox"/> 躯体改修		<input type="checkbox"/> 設備改修						
建物3	建物概要	名称					住戸数	戸			
	所在地	都道府県					市区町村				
	改修概要	住戸部分	タイプA	戸	タイプB	戸	タイプC	戸			
			タイプD	戸	その他	戸	合計	戸			
		共用部分	<input type="checkbox"/> 躯体改修		<input type="checkbox"/> 設備改修						
建物4	建物概要	名称					住戸数	戸			
	所在地	都道府県					市区町村				
	改修概要	住戸部分	タイプA	戸	タイプB	戸	タイプC	戸			
			タイプD	戸	その他	戸	合計	戸			
		共用部分	<input type="checkbox"/> 躯体改修		<input type="checkbox"/> 設備改修						
建物5	建物概要	名称					住戸数	戸			
	所在地	都道府県					市区町村				
	改修概要	住戸部分	タイプA	戸	タイプB	戸	タイプC	戸			
			タイプD	戸	その他	戸	合計	戸			
		共用部分	<input type="checkbox"/> 躯体改修		<input type="checkbox"/> 設備改修						

注) 記入欄が不足する場合は、適宜、コピーして使用してください。

改修概要の共用部分について、該当する改修項目に□を■としてチェックをして下さい。

対象住宅の概要<住戸部分の改修>

■確定分

NO	建物名	補助を受ける者	改修工事の種別※1	バリアフリー※2	工期 (着工～完了)
1			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
2			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
3			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
4			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
5			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
6			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
7			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
8			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
9			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
10			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
11			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
12			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
13			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
14			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .
15			<input type="checkbox"/> タイプA <input type="checkbox"/> タイプB <input type="checkbox"/> タイプC <input type="checkbox"/> タイプD <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	H . . . ~ H . . .

(注) 記入欄が不足する場合は、必要分をコピーして、記入してください。

※1：該当する改修タイプに□を■としてチェックをしてください。

※2：バリアフリー改修工事を実施する場合は、□を■としてチェックをしてください。

※3：省エネ改修工事およびバリアフリー改修工事を実施することが確定している住戸は、別添資料1として、その工事部分を図面類（平面図、立面図等）に図示してください。

■上記以外の実施場所が未確定の住戸数

区分	バリアフリー改修工事	改修工事の種別					
		タイプA	タイプB	タイプC	タイプD	その他	
共同(住戸)	建物1	実施					
		実施しない					
	建物2	実施					
		実施しない					
	建物3	実施					
		実施しない					

(注) 記入欄が不足する場合は、必要分をコピーして、記入してください。

省エネ改修工事の概要<共同住宅全体>

建物名				○棟目／○棟
事業全体の概要	完了時期	完了時期： 平成 年 月		
	設計者		施工者	
	事業費	千円	補助申請額	千円
	(うち確定分)	千円)	(うち確定分)	千円)
	建物全体に対する省エネ率		% (※共用部分の改修工事)	
省エネ改修工事の内容	<省エネ改修事業のアピール点>			
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>提案する省エネ改修事業の特徴や アピール点を箇条書きで簡潔に記載して下さい</p> </div>			
	<省エネ改修内容>			
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「建物ごと」に、改修工事の範囲、改修設備のシステム等について、概要を図示し、それぞれの仕様を吹き出し等で記入してください。 ・様式3-3(共用部分)に記載する各改修工事について、改修割合の計算根拠を記入してください。 ・複数棟を提案する場合は、必要に応じて、コピーし、全建物について記載してください。 </div>			

省エネ改修工事の概要 <住戸部分の改修>

建物名		○棟目／○棟
-----	--	--------

■工事内容

区分		省エネ改修項目・範囲(該当欄を選択)	工事内容(仕様等を記載)
タイプA (全体改修)	断熱改修	<input type="checkbox"/> 開口部 (居室全室)	
		<input type="checkbox"/> 床 (住宅全体)	
		<input type="checkbox"/> 外壁 (住宅全体)	
		<input type="checkbox"/> 屋根 (住宅全体)	
	設備改修	<input type="checkbox"/> 暖房	
		<input type="checkbox"/> 給湯	
		<input type="checkbox"/> 換気	
		<input type="checkbox"/> その他	
タイプB (部分改修)	断熱改修	<input type="checkbox"/> 開口部 (居室全室)	
		<input type="checkbox"/> 床 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 外壁 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 屋根 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
	設備改修	<input type="checkbox"/> 暖房	
		<input type="checkbox"/> 給湯	
		<input type="checkbox"/> 換気	
		<input type="checkbox"/> その他	
タイプC (部分改修)	断熱改修	<input type="checkbox"/> 開口部 (<input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 主たる居室)	
		<input type="checkbox"/> 床 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 外壁 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 屋根 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
	設備改修	<input type="checkbox"/> 暖房	
		<input type="checkbox"/> 給湯	
		<input type="checkbox"/> 換気	
		<input type="checkbox"/> その他	
タイプD (部分改修)	断熱改修	<input type="checkbox"/> 開口部 (<input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 主たる居室 <input type="checkbox"/> その他)	
		<input type="checkbox"/> 床 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 外壁 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 屋根 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
	設備改修	<input type="checkbox"/> 暖房	
		<input type="checkbox"/> 給湯	
		<input type="checkbox"/> 換気	
		<input type="checkbox"/> その他	
その他	断熱改修	<input type="checkbox"/> 開口部 (<input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 主たる居室 <input type="checkbox"/> その他)	
		<input type="checkbox"/> 床 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 外壁 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
		<input type="checkbox"/> 屋根 (<input type="checkbox"/> 住宅全体 <input type="checkbox"/> 部分)	
	設備改修	<input type="checkbox"/> 暖房	
		<input type="checkbox"/> 給湯	
		<input type="checkbox"/> 換気	
		<input type="checkbox"/> その他	

省エネ効果の計算シート <共用部分>

建物名		○棟目/○棟
-----	--	--------

※ 建物ごとに1枚の計算シートを作成してください。

※ 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記してください。

1. 改修前のエネルギー消費量(建物全体)

※計測期間: 平成〇〇年〇〇月~平成〇〇年〇〇月

種類	年間使用量(単位) [a]	一次エネルギー換算値 [b] (単位)	一次エネルギー消費量 [c]=[a×b]
電力	()	()	GJ/年
都市ガス	()	()	GJ/年
プロパンガス	()	()	GJ/年
重油	()	()	GJ/年
	()	()	GJ/年
	()	()	GJ/年
改修前エネルギー消費量 合計 (A)			GJ/年

※ 「平成22年1月~改修工事着工」までの間のいずれかの1年間(募集要領3.3.3「実績の報告」と同時期としてください。

注) 一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」における熱量換算値(別表第3)に準じてください。また、同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。

2. 改修工事内容別の省エネ効果

注1) 改修割合の欄は、部位や設備ごとの建物全体に対する改修部分の割合を記載してください。

(※改修割合の計算根拠を様式3-1の省エネ改修内容の欄に記載してください。)

注2) 省エネ量の計算根拠を様式3-3に記載してください。

(1) 躯体改修工事 (□の部分は該当するものを■で選択してください)

改修項目	主たる改修内容	改修割合 (%)	省エネ量
<input type="checkbox"/> 開口部			GJ/年
<input type="checkbox"/> 屋根・外壁			GJ/年
<input type="checkbox"/> 日射遮蔽			GJ/年
<input type="checkbox"/> その他			GJ/年
小計(a)			GJ/年

(2) 設備改修工事 (□の部分は該当するものを■で選択してください)

改修項目	主たる改修内容	改修割合 (%)	省エネ量
<input type="checkbox"/>	熱源設備		GJ/年
<input type="checkbox"/>	搬送設備		GJ/年
<input type="checkbox"/>	二次側設備		GJ/年
<input type="checkbox"/>	制御		GJ/年
<input type="checkbox"/>	換気ファン		GJ/年
<input type="checkbox"/>	制御		GJ/年
<input type="checkbox"/>	照明器具		GJ/年
<input type="checkbox"/>	制御		GJ/年
<input type="checkbox"/>	熱源設備		GJ/年
<input type="checkbox"/>	搬送設備		GJ/年
<input type="checkbox"/>	制御		GJ/年
<input type="checkbox"/>	昇降機		GJ/年
<input type="checkbox"/>	制御		GJ/年
<input type="checkbox"/>			GJ/年
小計(b)			GJ/年

省エネ量合計 (B) = 小計(a) + 小計(b)	GJ/年
建物全体に対する省エネ率 (B) ÷ (A) × 100	%

省エネ効果の計算根拠<住戸・共用部分>

建物名		○棟目／○棟
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p data-bbox="231 481 478 515"><記入上の留意点></p> <p data-bbox="231 548 1260 616">①様式3-3に記載した躯体改修工事と設備改修工事の「改修割合」の計算根拠を記載してください。</p> <p data-bbox="231 638 1141 672">②様式3-3の分類ごとに、省エネ量・省エネ率の計算根拠を記載してください。</p> <p data-bbox="231 705 1260 817">③計算根拠は、改修前と改修後の仕様等の変更内容がわかるように明記し、電卓等の手計算で計算過程を追えるように記載してください。 (計算結果のみの記載は不可)</p> <p data-bbox="231 840 1268 940">④効果の算定にあたっては、経年劣化等は考慮せず、改修前と改修後の機器効率等は定格値を用いて効果を計算してください。また、運転時間等などの前提条件を必ず明記してください。なお、改修前と改修後の算定方法は同じ方法としてください。</p> <p data-bbox="231 974 1013 1008">④複数棟を提案する場合、建物ごとに計算根拠を記載してください。</p> <p data-bbox="231 1041 1268 1108">⑤住戸部分について、早見表にない「その他」を提案する場合には、省エネ率が10%以上となる根拠を記載してください。</p> <p data-bbox="231 1142 1157 1176">⑥太陽光発電設備導入に伴う発電量を、省エネ量に加算することはできません。</p> </div>		

事業計画及び補助金申請額

(1) 事業費の計算

項目		計算式	金額
省エネ改修等に係る総事業費	① 省エネ改修工事	$(\Sigma b + \Sigma c)$ (様式4-2より)	千円
	② バリアフリー改修工事	$(\Sigma i + \Sigma j)$ (様式4-2より)	千円
	③ 合計	①+②	千円

(2) 補助申請額の計算 (全提案分)

項目		計算式	金額
省エネ改修における建設工事等	① 補助額	(Σg) (様式4-2より)	千円
	② 補助限度額	100,000	100,000 千円
	③ 補助申請額	①又は②のいずれか低い額	千円
バリアフリー改修工事	④ 補助額	(Σn) (様式4-2より)	千円
	⑤ 補助限度額	50,000	50,000 千円
	⑥ 補助申請額	④又は⑤のいずれか低い額	千円
補助申請額		③+⑥	千円

(3) 補助申請額の計算 (確定分)

項目		計算式	金額
省エネ改修における建設工事等	補助申請額(確定分)	$(\Sigma g')$ (様式4-2より)	千円
バリアフリー改修工事	補助申請額(確定分)	$(\Sigma n')$ (様式4-2より)	千円
補助申請額(確定分)		$(\Sigma g') + (\Sigma n')$	千円

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1住戸あたりの省エネ改修における建設等に係る補助申請の限度額は50万円としてください。

なお、バリアフリー改修工事を実施する場合は25万円加算することが出来ます。

事業計画及び補助金申請額の内訳

■補助金申請額の内訳

建物名	改修工事が確定している住戸について、 口を■としてチェックしている。	(1) 省エネ改修における建設工事等に係る補助額 (全提案分)				(2) バリアフリー改修工事に係る補助額 (全提案分)				省エネ改修における建設工事等に係る補助申請額以下となっているか G≧N □						
		施工対象住戸数 (戸)	建設工事等に係る補助対象事業数(千円)		補助申請額 (千円)	補助限度額 (千円)	附帯事務費 (千円)	補助額 (千円)	補助限度額 (千円)		補助申請額 (千円)					
			住戸部分	共用部分								住戸部分	共用部分			
建物1:	□	A	B	C	D=(B+C)×1/3	E=D×22%以内	F=A×50万円	G:「D+E」又は「F」の低い額	H	I	J	K=(I+J)×1/3	L=K×2.2%以内	M=H×25万円	N:「G」、「K+L」、「M」のいずれか低い額	□
	□															□
	□															□
	□															□
	全体	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	□
	確定分	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	□
建物2:	□															□
	□															□
	□															□
	□															□
	全体	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	□
	確定分	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	□
建物3:	□															□
	□															□
	□															□
	□															□
	全体	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	□
	確定分	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	□
建物4:	□															□
	□															□
	□															□
	□															□
	全体	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	□
	確定分	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	□
	全体	(Σa)	(Σb)	(Σc)	(Σd)	(Σe)	(Σf)	(Σg)	(Σh)	(Σi)	(Σj)	(Σk)	(Σl)	(Σm)	(Σn)	□
	確定分	(Σa)	(Σb)	(Σc)	(Σd)	(Σe)	(Σf)	(Σg)	(Σh)	(Σi)	(Σj)	(Σk)	(Σl)	(Σm)	(Σn)	□
合計(各建物計の合計)																
確定分																

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。
 注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。
 注3) 各建物の補助申請額の合計(Σg)、(Σn)、(Σg')、(Σn')を「様式4-1」の該当欄に記載してください。
 注4) I住戸あたりの省エネ改修における建設等に係る補助申請の限度額は50万円としてください。なお、バリアフリー改修工事を実施する場合は25万円加算することが出来ます。
 注5) 記入欄は必要に応じて、増やして記載してください。

省エネ改修における建設工事等に係る補助対象事業費の内訳

建物名		○棟目／○棟
-----	--	--------

※建物ごとに1枚の計算書を作成してください。

※複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算書に当たるのかを上記に明記してください。

項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	工事金額(単位:千円)		備考
				全提案分	確定分	
■住戸部分						
タイプ△△						
工事費						
断熱改修工事						
○○工事						
○○工事						
設備附帯工事						
○○工事						
○○工事						
設備費(機器費)						
○○工事						
○○工事						
合計						
タイプ△△						
工事費						
断熱改修工事						
○○工事						
○○工事						
設備附帯工事						
○○工事						
○○工事						
設備費(機器費)						
○○工事						
○○工事						
合計						
住戸部分の合計						

■共用部分						
工事費						
断熱改修工事						
○○工事						
○○工事						
設備附帯工事						
○○工事						
○○工事						
設備費(機器費)						
○○工事						
○○工事						
合計						
共用部分の合計						

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、省エネ改修工事の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

バリアフリー改修工事に係る工事内容及び事業費の内訳

建物名		○棟目/○棟
-----	--	--------

※建物ごとに1枚の計算書を作成してください。

※複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算書に当たるのかを上記に明記してください。

※1 様式1の提案申請書でバリアフリー改修工事を「実施する」にチェックされた場合は、本様式に沿って工事種別、施工部位の当該部分に□を■としてチェックをしてください。

また、併せて当該工事の工事箇所数およびその工事費を記入してください。

様式1で「実施しない」にチェックされた場合は、本様式の提出は必要ありません。

※2 バリアフリー改修工事を実施することが確定している場合は、その工事場所が分かる図面を別添資料1として提出してください。

1. 全提案分

■住戸部分

補助を受ける者 又はタイプ名		提案戸数	
工事種別/施工部位		工事有	工事金額(単位:千円)
			備考
I)手すりの設置		-	
1)浴室		□	
2)便所		□	
3)洗面所または脱衣所		□	
4)居室		□	
5)バルコニー		□	
6)廊下または階段		□	
II)段差の解消		-	
1)出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、居室等)		□	
2)便所、居室、脱衣所、洗面所、居室等の床		□	
3)廊下の床		□	
III)廊下幅等の拡張		-	
1)出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、居室等)		□	
2)廊下または階段		□	
IV)エレベーターの設置		□	
バリアフリー改修工事に係る補助対象事業費(全提案・住戸部分)			

■共用部分

補助を受ける者 又はタイプ名		提案戸数	
工事種別/施工部位		工事有	工事金額(単位:千円)
			備考
I)手すりの設置		-	
1)浴室		□	
2)便所		□	
3)洗面所または脱衣所		□	
4)居室		□	
5)バルコニー		□	
6)廊下または階段		□	
II)段差の解消		-	
1)出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、居室等)		□	
2)便所、居室、脱衣所、洗面所、居室等の床		□	
3)廊下の床		□	
III)廊下幅等の拡張		-	
1)出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、居室等)		□	
2)廊下または階段		□	
IV)エレベーターの設置		□	
バリアフリー改修工事に係る補助対象事業費(全提案・共用部分)			

注1) 記入欄が不足する場合は、必要分をコピーして、記入してください。

注2) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

注3) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注4) 消費税等は除いた額を記載してください。

バリアフリー改修工事に係る工事内容及び事業費の内訳

建物名		○棟目/○棟
-----	--	--------

2. 確定分

■住戸部分

補助を受ける者 又はタイプ名		提案戸数	
工事種別/施工部位		工 事 有	工事金額(単位:千円) 備考
I)手すりの設置		-	
	1)浴室	<input type="checkbox"/>	
	2)便所	<input type="checkbox"/>	
	3)洗面所または脱衣所	<input type="checkbox"/>	
	4)居室	<input type="checkbox"/>	
	5)バルコニー	<input type="checkbox"/>	
	6)廊下または階段	<input type="checkbox"/>	
II)段差の解消		-	
	1)出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、居室等)	<input type="checkbox"/>	
	2)便所、居室、脱衣所、洗面所、居室等の床	<input type="checkbox"/>	
	3)廊下の床	<input type="checkbox"/>	
III)廊下幅等の拡張		-	
	1)出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、居室等)	<input type="checkbox"/>	
	2)廊下または階段	<input type="checkbox"/>	
IV)エレベーターの設置		<input type="checkbox"/>	
バリアフリー改修工事に係る補助対象事業費(確定分・住戸部分)			

■共用部分

補助を受ける者 又はタイプ名		提案戸数	
工事種別/施工部位		工 事 有	工事金額(単位:千円) 備考
I)手すりの設置		-	
	1)浴室	<input type="checkbox"/>	
	2)便所	<input type="checkbox"/>	
	3)洗面所または脱衣所	<input type="checkbox"/>	
	4)居室	<input type="checkbox"/>	
	5)バルコニー	<input type="checkbox"/>	
	6)廊下または階段	<input type="checkbox"/>	
II)段差の解消		-	
	1)出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、居室等)	<input type="checkbox"/>	
	2)便所、居室、脱衣所、洗面所、居室等の床	<input type="checkbox"/>	
	3)廊下の床	<input type="checkbox"/>	
III)廊下幅等の拡張		-	
	1)出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、居室等)	<input type="checkbox"/>	
	2)廊下または階段	<input type="checkbox"/>	
IV)エレベーターの設置		<input type="checkbox"/>	
バリアフリー改修工事に係る補助対象事業費(確定分・共用部分)			

注1) 記入欄が不足する場合は、必要分をコピーして、記入してください。

注2) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

注3) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注4) 消費税等は除いた額を記載してください。

日射調整フィルムに関する添付資料(確定分)

補助を受ける者	○棟目/○棟
---------	--------

1. 採用予定の製品名(メーカー名及び製品名・型番は必ず記載して下さい)

メーカー		製品名・ 型番	
国内実績	(過去3年間の平均の施工建物件数)		件/年

2. フィルム性能

	耐候性試験前	耐候性試験後
遮蔽係数		
熱貫流率	W/m ² ・K	
可視光線透過率	%	

注1) 遮蔽係数、熱貫流率、可視光線透過率及び耐候性の計測・試験方法は、JIS A5759によること

3. 提案住戸における年間冷暖房負荷の増減量

	冷房負荷	暖房負荷
改修前(a)	MJ/年	MJ/年
改修後(b)	MJ/年	MJ/年
増減量 (a-b)	MJ/年	MJ/年

注1) フィルムを貼付することにより改修前に比べて冷房負荷および暖房負荷が増減する場合は、必ず計算結果を記入してください。なお、フィルムを貼付することにより改修後の熱負荷が低減されていることを確認ください。また、審査に当たり、必要に応じて算出根拠の提出を求めることがあります。

4. 建築主等におけるフィルム施工に係る留意点の確認状況

※建築主等が説明を受け、内容を了解している項目について、□を■としてチェックしてください。

※下記の点を確認のうえ、フィルム工事をする住戸の世帯主の名称を記載し、捺印してください。

<input type="checkbox"/>	JIS A5759(建築窓ガラス用フィルム)に規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果を確認している。
<input type="checkbox"/>	熱割れ計算等によって、工事箇所の熱割れの可能性が低いことを確認している。
<input type="checkbox"/>	将来、フィルムを貼り替える必要が生じる可能性があることを承知している。
<input type="checkbox"/>	専門の技能を有する者(建築フィルム1・2級技能士等)の施工が必要であることを承知している。
<input type="checkbox"/>	電波障害が生じる可能性がある製品があるなど、フィルムの特性を承知している。

注1) 審査に当たり、必要に応じて日射調整フィルムがJISで規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果、施工者がフィルム技能士であることを示す書類の提出を求めることがあります。

注2) 建築フィルム1・2級技能士とは、ガラス用フィルム施工に関する技能検定(指定試験機関 日本ウインドウ・フィルム工業会)の合格者を指します。

注3) 応募時点で施工者は未定であっても提案は可能ですが、採択後の交付申請時に技能者による施工であることを示す書類を提出していただきます。

なお、これに反する場合は採択の取り消しとなることがありますので、ご留意下さい。

住戸の 世帯主		印
------------	--	---

応募書類のチェック表

■ 提案書類のチェック

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
様式1	提案申請書	応募番号を正しく記入しているか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者は本補助金の交付を受けて事業を行う建築主等であるか	<input type="checkbox"/>
様式2-1	フェイスシート	事業登録時の確認画面を添付しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-2	補助事業の実施体制	省エネ改修工事の過去の実績が記載されているか	<input type="checkbox"/>
		提案者以外の作業協力者が決まっている場合、記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-3	補助事業の実施場所及び省エネ改修工事の概要(複数棟)	建物毎に建物概要、所在地、改修概要を記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-4	対象住宅の概要 〈住戸部分の改修〉	建物名、補助を受ける者、改修工事の種別、バリアフリー改修工事の有無、工期が記載されているか	<input type="checkbox"/>
様式3-1	省エネ改修工事の概要 〈共同住宅全体〉	建物毎に事業全体の概要、省エネ改修工事の内容が記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-2	省エネ改修工事の概要 〈住戸部分の改修〉	省エネ改修項目・範囲及び工事内容が記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-3	省エネ効果の計算シート 〈共用部分〉	改修工事内容別の省エネ効果が適切に算定及び記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-4	省エネ効果等の計算根拠 〈住戸・共用部分〉	省エネ効果の計算根拠を記入上の留意点に沿って記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-1	事業計画及び補助金申請額	複数の住戸をまとめて提案する場合、省エネ改修工事における建設工事等の補助申請額の総額が1億円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		複数の住戸をまとめて提案する場合、バリアフリー改修工事の補助申請額の総額が5千万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		各費用は千円未満切り捨てとして記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-2	事業計画及び補助金申請額の内訳	省エネ改修における建設工事等の補助額が、1住戸あたり附帯事務費を含め50万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		バリアフリー改修工事の補助額が、1住戸あたり附帯事務費を含め25万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		バリアフリー改修工事の補助申請額が、省エネ改修における建設工事等の補助申請額以下となっているか	<input type="checkbox"/>
様式4-3	省エネ改修における建設工事等に係る事業費の内訳	日射調整フィルムを提案する場合、当該工事費を金額の欄、1/2とした工事費を備考欄に記載しているか	<input type="checkbox"/>
		補助対象とならないものを計上していないか	<input type="checkbox"/>
様式4-4	バリアフリー改修工事に係る工事内容及び事業費の内訳	バリアフリー改修工事の工事場所が正しくチェックされているか	<input type="checkbox"/>
別添様式1	日射調整フィルムに係る添付資料(確定分のみ)	メーカー、製品名・型番を記載しているか	<input type="checkbox"/>
		住戸の世帯主の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
別添資料1	改修対象範囲及びバリアフリー改修対象範囲を明示した図面類(確定分のみ)	省エネ改修工事が確定している住戸及び共用部分の改修工事場所、並びにバリアフリー改修工事を実施する場合の工事場所を図面(A3又はA4サイズ)等に明示しているか	<input type="checkbox"/>

■一建物において非住宅と住宅が混在している場合のチェック

項目	チェック項目	確認	
①	本提案とは別に、非住宅用として「平成24年度 住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業【非住宅】」に応募している場合、□を■としてチェック	<input type="checkbox"/>	
②	上記で■チェックをした場合は、下記に非住宅の応募番号及び事業名を記載しているか	<input type="checkbox"/>	
	応募番号	12	-
	事業名		-
③	非住宅用と住宅用の提案において、省エネ改修とバリアフリー改修に必要な設備機器等の設備費と工事費の内訳が重複して計上されていないか (重複して計上している場合は、いずれも補助の対象外となりますので留意ください)	<input type="checkbox"/>	